## 監査公表第587号

地方自治法第199条第1項,第5項及び第7項の規定による監査を実施し,同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成20年5月15日

 京都市監査委員 椋 田 知 雄

 同 柴 田 章 喜

 同 江 草 哲 史

出口康雄

同

平成19年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査(出資団体監査, 財政援助団体監査又は公の施設の指定管理者監査)

監査の対象年度 平成18年度

監査の実施期間 平成19年12月から平成20年5月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿, 証書類等を審査し, 文書及び口頭による質問調査を 行い, 必要なものについて実地調査を行った。

監査の対象とした団体及び本市の所管課等並びに問題点は、以下のとおりである。

## 表記に関する注意事項

- 注1 団体の概要については、平成19年3月31日現在の状況で記載している。
  - 2 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。
  - 3 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
  - 4 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
  - 5 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は 当該数値がないものを示す。

# 1 京都市土地開発公社

# (1) 団体の概要

| 代   | 表    | 者  | 理事長                      | 中谷佑一                          | •              | 設立年月日    | 昭和48年2月5日   |  |
|-----|------|----|--------------------------|-------------------------------|----------------|----------|-------------|--|
| 事務  | 新所   | 在地 | 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 番地 |                               |                |          |             |  |
| 目   |      | 的  | 土地開                      | 発公社は                          | , 公共用地,        | 公用地等の取得, | 管理,処分等を行うこ  |  |
| (団体 | 体の定  | 款に | とにより                     | ,地域の                          | 秩序ある整備         | と市民福祉の増  | 進に寄与することを目的 |  |
| 基づ  | ⟨∘ ) |    | とする。                     |                               |                |          |             |  |
|     |      |    | ア公                       | 社は,上                          | 記の目的を達成        | 成するため、次に | こ掲げる業務を行う。  |  |
|     |      |    | (7)                      | 次に掲け                          | ずる土地の取得        | 鼻,造成その他ℓ | でででである。     |  |
|     |      |    | ٤.                       | o                             |                |          |             |  |
|     |      |    | a                        | 公有地                           | の拡大の推進         | に関する法律第  | 4条第1項又は第5条第 |  |
|     |      |    |                          | 1項に規定                         | 定する土地          |          |             |  |
|     |      |    | b                        | 道路,                           | 公園,緑地そ         | の他の公共施設  | 又は公用施設の用に供す |  |
|     |      |    | る土地                      |                               |                |          |             |  |
|     |      |    | С                        | 公営企                           | 業の用に供する        | る土地      |             |  |
|     |      |    | d                        | d 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供 |                |          |             |  |
|     |      |    |                          | する土地                          |                |          |             |  |
|     |      |    | е                        | 観光施                           | 設事業の用に作        | 共する土地    |             |  |
|     |      |    | f                        | f 地域の自然環境を保全することが特に必要な土地      |                |          |             |  |
|     |      |    | g                        | 史跡,                           | 名勝又は天然         | 記念物の保護又に | は管理のために必要な土 |  |
|     |      |    |                          | 地                             |                |          |             |  |
|     |      |    | h                        | 航空機                           | の騒音により         | 生ずる障害を防」 | 止し、又は軽減するため |  |
|     |      |    |                          | に特に必                          | 要な土地           |          |             |  |
|     |      |    | (1)                      | 住宅用地                          | の造成事業並         | びに地域開発の次 | ためにする工業用地及び |  |
|     |      |    | 流                        | 通業務団:                         | 地の造成事業         | を行うこと。   |             |  |
|     |      |    | (ウ)                      | (イ)の業務                        | <b>落に付帯する業</b> | 務を行うこと。  |             |  |
|     |      |    | イ公                       | 社は,前                          | 項の業務のほ         | か、当該業務の  | 遂行に支障のない範囲内 |  |
|     |      |    | にお                       | いて、次                          | に掲げる業務を        | を行う。     |             |  |
|     |      |    | (7)                      | 前項(ア)の                        | の土地の造成         | (一団の土地に住 | 系るものに限る。)又は |  |
|     |      |    | 同                        | 項(イ)の雪                        | 事業の実施と使        | 并せて整備される | るべき公共施設又は公用 |  |
|     |      |    | 施                        | 設の整備                          | で地方公共団         | 体の委託に基づ  | くもの及び当該業務に付 |  |

帯する業務を行うこと。

(イ) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

#### (2) 出資団体監査

## ア 出資の状況

京都市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の基本財産は2,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、理財局財務部財産監理課である。

## イ 事業の状況

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和 48 年2月に設立された。公共用地や公用地等の先行取得において、資金調達等を機動的、柔軟に確保できることから、社会資本の整備、充実を図るうえで、一定の役割を果たしてきた。

しかし、バブル経済の崩壊以後、土地の価格の下落、公共事業関係費の削減 などにより、土地開発公社を取り巻く状況は設立初期と比べて大きく変化した。 土地開発公社では、この状況の変化に合わせて、事業規模や組織の縮小等 により、経営の健全化に努めてきている。

平成18年度の状況は、次のとおりである。

#### (ア) 土地の取得と売却

a 土地の取得

主に、本市からの依頼に基づく公有地先行取得事業を行った。

- (a) 公有用地
  - 取得面積 18,424.61 m², 金額 3,039,391,227 円
- (b) 代行用地

取得面積 43,586.54 m², 金額 3,242,076,921 円

b 土地の売却

主に、本市からの依頼に基づいて取得した(以下「先行取得依頼」という。)土地を本市に売却した。

(a) 公有用地

売却面積 27,950.21 m, 金額 9,255,087,137 円

(b) 代行用地

売却面積 3,753.23 m², 金額 251,320,006 円

(c) 一般競売による売却 売却面積 141.67 ㎡, 金額 21,856,135 円

c 土地の状況

期末保有地面積 269,402.96 m², 期末残高 70,501,469,003 円

## (4) 付帯等事業

a 保有土地の賃貸

収入金額 32,349,596 円 件数(京都市3件,駐車場公社1件,法人31件)

b 付帯事業(駐車場事業) 収入金額 24 573 997 円 (東山 鷹峯 言

収入金額 24,573,997 円(東山,鷹峯,吉祥院,七条葛野,大宅,久 世東土川)

(ウ) あっせん事業

収入金額 6,571,083 円 (京都市用地事務受託その他)

## ウ 収支及び財産の状況

## (ア) 損益計算書

| 区 分        | 平成 18 年度    | 平成17年度       | 対前年度比較       |
|------------|-------------|--------------|--------------|
| (事業損益の部)   |             |              |              |
| 事業収益       | 9, 591, 757 | 15, 538, 361 | △5, 946, 603 |
| 事業原価       | 9, 459, 285 | 16, 531, 174 | △7, 071, 889 |
| 事業総利益      | 132, 472    | △992, 812    | 1, 125, 285  |
| 販売費及び一般管理費 | 138, 844    | 138, 322     | 522          |
| 事業損失       | △6, 372     | △1, 131, 134 | 1, 124, 762  |
| (事業外損益の部)  |             |              |              |
| 事業外収益      | 3, 634      | 5, 448       | △1,814       |
| 事業外損失      | 15          | 738          | △723         |
| 経常損失       | △2, 753     | △1, 126, 424 | 1, 123, 671  |

| 特別利益     | -       | 320          | △320        |
|----------|---------|--------------|-------------|
| 特定引当金取崩額 | 13, 335 | -            | 13, 335     |
| 当期利益     | 10, 582 | △1, 126, 104 | 1, 136, 687 |

# (4) 貸借対照表

(単位:千円)

| 区 分    | 平成 18 年度     | 平成17年度       | 対前年度比較       |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| (資産の部) |              |              |              |
| 流動資産   | 72, 681, 755 | 75, 447, 957 | △2, 766, 201 |
| 固定資産   | 612, 742     | 136, 203     | 476, 538     |
| 資産合計   | 73, 294, 498 | 75, 584, 161 | △2, 289, 663 |
| (負債の部) |              |              |              |
| 流動負債   | 700, 474     | 656, 500     | 43, 973      |
| 固定負債   | 68, 716, 372 | 71, 047, 256 | △2, 330, 884 |
| 特定引当金  | _            | 13, 335      | △13, 335     |
| 負債合計   | 69, 416, 846 | 71, 717, 091 | △2, 300, 245 |
| (資本の部) |              |              |              |
| 基本金    | 20, 000      | 20, 000      | _            |
| 準備金    | 3, 857, 651  | 3, 847, 069  | 10, 582      |
| 資本合計   | 3, 877, 651  | 3, 867, 069  | 10, 582      |
| 負債資本合計 | 73, 294, 498 | 75, 584, 161 | △2, 289, 663 |

公社の事業収益は、主に、先行取得依頼に係る土地を本市が買戻したこと (以下「本市の買戻し」という。)による収益である。本市の買戻しを予定 している土地については、売却が決定されるまでは流動資産に計上されてお り、売却時に事業原価(用地取得費、物件補償費、維持管理費、支払利息等 土地の引渡しまでに要した経費の合計額)に計上されることとなる。

## (ウ) 長期保有地の縮減について

土地開発公社が保有している土地の中には、先行取得後の社会情勢の変化、国、地方を通じた財政状況の悪化のために市の事業が予定どおりに進まず、

本市の買戻しの遅れが生じていることなどから、保有期間が長期(5年以上)にわたっているもの(以下「長期保有地」という。)がある。

しかし、土地の取得においては、主として民間金融機関からの資金を投入しているため、保有期間の長期化は、大きな金利負担となり、結果的に事業原価の増大を招くこととなる。このため、本市は、平成 16 年3月に「土地開発公社の長期保有地の縮減対策について」(以下「対策」という。)を策定し、長期保有地を当初目的どおりに買い戻す土地のほか、利用目的を見直すもの、処分を検討するものなどに類型を区分し、積極的に縮減対策に取り組んできた。

この結果,対策の策定当時約22.8~クタールだった長期保有地は,平成18年度末には,約18.2~クタールまで減少してきているが,全保有地の期末残高は,約705億円となっており,そのほとんどは先行取得依頼の土地であり,実質的には本市の債務といえる。

(単位: m², 千円)

| 区 分     |    | 平成14年度       | 平成15年度       | 平成16年度       | 平成17年度       | 平成18年度       |
|---------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 期末保有地   | 面積 | 296, 031     | 286, 866     | 272, 965     | 238, 923     | 269, 402     |
|         | 金額 | 99, 472, 637 | 92, 749, 608 | 83, 310, 931 | 72, 835, 864 | 70, 501, 469 |
| うち長期保有地 | 面積 | 245, 299     | 228, 660     | 219, 437     | 184, 022     | 182, 650     |
|         | 金額 | 85, 254, 205 | 76, 640, 457 | 67, 881, 895 | 54, 423, 772 | 53, 559, 213 |

## (エ) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係

平成 19 年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)が施行され、平成 19 年度の決算から、すべての普通地方公共団体が財政の健全化に関する指標を公表することが義務付けられることとなった。

健全化法に基づく指標の一つである「将来負担比率」の算定に当たっては、土地開発公社の保有地のうち、先行取得依頼の土地に係る債務が「将来負担額」に算入されることから、この債務を本市財政の一部としてとらえるべきである。

ついては、土地開発公社の収支の状況に目を向け、全庁を挙げて将来負

担額が増加することのないよう経済的・効率的な土地の取得と長期保有地の 縮減に努めることが望まれる。

## 工 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# 2 京都魚アラリサイクル推進協議会

# (1) 団体の概要

| 代 表                         | 者                                   | 会長                              | 池本周三 | 設立年月日 | 平成8年3月19日 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------|-------|-----------|
| 事務所所在地 京都市伏見区横大路千両松町 205 番地 |                                     |                                 |      |       |           |
| 目                           | 目 的 京都魚アラリサイクル推進協議会は、京都市域における魚腸骨の適正 |                                 |      |       |           |
| (団体の規約                      | ルこ                                  | な処理と再資源化を図り、もって環境の保全に資することを目的とし |      |       |           |
| 基づく。)                       |                                     | て、次の事業を行う。                      |      |       |           |
|                             |                                     | ア 魚腸骨の適正処理事業の計画及び実施に関すること       |      |       |           |
|                             |                                     | イ 魚腸骨の処理対策に係る調査研究に関すること         |      |       |           |

# (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名    | 称    | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由      | 所管課      |
|------|------|---------|---------|-----------|----------|
| 魚腸骨再 | 生対策事 | 60, 143 | 60, 143 | 魚腸骨の適正処理を | 環境局      |
| 業補助金 |      |         |         | 行うため      | 循環型社会推進部 |
|      |      |         |         |           | 循環企画課    |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

## (ア) 事業の状況

京都市域における魚腸骨の適正な処理と再資源化を図り、もって環境の保全に資することを目的として、以下の事業を行った。

- a 京都市域に発生する魚腸骨の収集運搬事業
- b 平成 18 年7月からの京都魚アラリサイクルセンター建て替え整備工事 による閉鎖期間中の他都市施設における魚腸骨の再生処理

なお、平成 20 年4月からは、新たな京都魚アラリサイクルセンターが完成し、本市の一般廃棄物処理施設として稼働しており、京都魚アラリサイクル推進協議会は解散する。

# (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入 |         |       | 支 | 出 |         |
|--------|---|---------|-------|---|---|---------|
| 京都市補助金 |   | 60, 143 | 再生処理費 |   |   | 60, 143 |

# ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

## 3 特定非営利活動法人きょうとエヌピーオーセンター

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 武田道子                     | 設立年月日     | 平成 10 年 7 月 19 日 |  |  |
|---------|------------------------------|-----------|------------------|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町 143 番地     |           |                  |  |  |
| 目 的     | 特定非営利活動法人きょうとこ               | エヌピーオーセン  | /ターは、主に京都府内      |  |  |
| (団体の定款に | に活動の拠点を置く民間非営利温              | 舌動団体(NPC  | )) の運営又は活動に関     |  |  |
| 基づく。)   | する連絡、助言又は援助の活動を              | を行い, これらσ | 団体の分野を越えた水       |  |  |
|         | 平的なネットワークの拠点として              | ての役割を果たす  | ことともに、NPO活動      |  |  |
|         | の基盤整備を進めていくことを目的として,次の事業を行う。 |           |                  |  |  |
|         | ア NPO活動に関する情報の               | )収集・発信    |                  |  |  |
|         | イ NPO活動や運営に関する支援及び相談事業       |           |                  |  |  |
|         | ウ NPOに関する研修事業                |           |                  |  |  |
|         | エ NPOに関する調査・研究事業             |           |                  |  |  |
|         | オ NPO活動に関する書籍、雑誌などの出版事業      |           |                  |  |  |
|         | カ その他目的を達成するため               | かに必要な事業   |                  |  |  |

## (2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

特定非営利活動法人きょうとエヌピーオーセンターは、平成 18 年4月1日

から平成23年3月31日までの5年間,京都市市民活動総合センターの指定管理者となっている。

| 名    | 称     | 所 在 地     | 主な事業       | 所管課      |
|------|-------|-----------|------------|----------|
| 京都市市 | 民活動総合 | 京都市下京区西木屋 | NPO活動等の市民活 | 文化市民局    |
| センター |       | 町通上ノ口上る梅湊 | 動の支援のための施設 | 市民生活部    |
|      |       | 町83番地の1   | の提供,情報の収集・ | 地域づくり推進課 |
|      |       |           | 提供,相談,育成及び |          |
|      |       |           | 交流・連携事業    |          |

## イ 管理の状況

- (ア) 京都市市民活動総合センター(以下「市民活動総合センター」という。)
  - a 事業の状況
  - (a) 会議室等の提供,スモールオフィス(貸事務所),ロッカー,メールボックスの使用許可
  - (b) NPO活動に関する情報の収集・発信,機関紙の発行,NPO・市民 活動ハンドブックの改訂作業
  - (c) 電話及び窓口での相談事業
  - (d) 講座等の開催

初歩講座,法人設立講座,実務講座,マネジメント講座,環境マネジメント講座,市民活動交流サロン

(e) NPO・市民活動見本市の開催 様々な市民活動との出会いの場となるよう、展示ブースの開設、抽選 会の実施

## b 利用の状況

注 市民活動総合センターは、平成15年6月の開設である。

| 区分          | 平成 15 年度 | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成 18 年度 |  |
|-------------|----------|----------|----------|----------|--|
| 来館者(人)      | 92, 581  | 139, 337 | 139, 149 | 142, 150 |  |
| インフォメーションサー | 005      | 071      | 455      | F00      |  |
| ビス登録団体(団体)  | 225      | 371      | 455      | 520      |  |
| 講座等参加者(人)   | 797      | 992      | 1, 145   | 892      |  |

| NPO・市民活動見本市 | ∜ <del>/</del> 1 900 | ∜ <del>/</del> 1 200 | ý <u>h</u> 1 700 | \$5.4.4E0 |
|-------------|----------------------|----------------------|------------------|-----------|
| 参加者(人)      | 約1,200               | 約1,300               | 約1,700           | 約 4, 450  |

平成18年度の利用の状況については、来館者は14万2,150人と前年度に比べ2.2パーセント増加し、NPO団体の情報の発信・受信の支援などを受けることができるインフォメーションサービス登録団体についても、520団体と前年度に比べ14.3パーセント増加するなど、開設以来おおむね増加傾向にある。

また、講座等参加者は、平成 18 年度に講座を統合し、開催回数を減らしたことにより、892 人と前年度に比べ 22.1 パーセントの減少となったが、NPO・市民活動見本市参加者については、従来1日であった開催日数を2日としたことなどにより、約4,450人と前年度に比べ約161.8パーセントの大幅な増加となっている。

## c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、収支同額となっている。

(単位:千円)

| 収入    |         | 支   | 出 |         |
|-------|---------|-----|---|---------|
| 委託料収入 | 65, 541 | 人件費 |   | 48, 866 |
|       |         | 事務費 |   | 13, 553 |
|       |         | その他 |   | 3, 121  |
| 計     | 65, 541 | 合 計 |   | 65, 541 |

委託料収入並びに使用料を徴収しているスモールオフィス及びロッカーの使用料収入を過去4年間で見ると、次の表のとおりであり、委託料収入については、平成17年度以降減少している。

| 区分    | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 委託料収入 | 70, 303 | 70, 952 | 67, 606 | 65, 541 |
| 使用料収入 | 498     | 613     | 1, 076  | 1,010   |

スモールオフィス, ロッカー及びメールボックスの使用状況については, 次の表のとおりであり, 使用団体数は年々増加している。

なお、スモールオフィスの使用者は、本市職員1人を含む6人の委員 で構成する「スモールオフィス選定委員会」において選考している。

スモールオフィス、ロッカー及びメールボックスの使用状況(年度末現在)

注 ()内は設置数

| 区分           | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|--------------|---------|---------|---------|---------|
| スモールオフィス(箇所) | 8 (8)   | 8 (8)   | 12 (12) | 12 (12) |
| ロッカー(個)      | 16 (48) | 29 (60) | 42 (60) | 54 (76) |
| メールボックス (個)  | 30 (48) | 51 (72) | 66 (72) | 67 (72) |

# ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# 4 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

# (1) 団体の概要

| 代   | 表   | 者   | 理事長                             | 長 岡田節人                          | 設立年月日    | 平成5年3月31日          |  |  |
|-----|-----|-----|---------------------------------|---------------------------------|----------|--------------------|--|--|
| 事務  | 所所  | 玍地  | 京都市                             | 方左京区下鴨半木町1番地                    | D 26     |                    |  |  |
| 目   |     | 的   | 財団                              | 団法人京都市音楽芸術文化                    | 振興財団は,京都 | 『市世界文化自由都市宣        |  |  |
| (団体 | 本の寄 | 付行  | 言の理                             | 里念に基づき, クラシック                   | 音楽の普及及び向 | 可上に資する文化事業を        |  |  |
| 為に  | 基づく | (。) | 初め,                             | 芸術・芸能の普及啓発に                     | 資する文化事業等 | <b>幹を実施し、もって京都</b> |  |  |
|     |     |     | の音楽                             | 楽文化の振興と地域文化の                    | 向上発展,更には | は、それらを通した国際        |  |  |
|     |     |     | 交流の                             | )発展に寄与することを目的                   | 的とし,次の事業 | を行う。               |  |  |
|     |     |     | ア                               | クラシック音楽を初めと                     | する芸術・芸能の | 普及及び向上             |  |  |
|     |     |     | イ                               | イ クラシック音楽を初めとする芸術・芸能に関する情報・資料の収 |          |                    |  |  |
|     |     |     | 身                               | 集及び提供                           |          |                    |  |  |
|     |     |     | ウ 海外音楽家と市民等との交流などの音楽を初めとする芸術・芸能 |                                 |          |                    |  |  |
|     |     |     | を通した国際交流                        |                                 |          |                    |  |  |
|     |     |     | 工                               | 京都市や公共的団体から                     | 委託を受けた文化 | 事業                 |  |  |
|     |     |     | オ                               | 京都市や公共的団体から                     | 指定管理者として | て指定又は委託を受けた        |  |  |

#### 芸術文化施設の管理運営

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## (2) 出資団体監査

## ア 出資の状況

財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(以下「音芸財団」という。)の基本財産は1億300万円であり、5,500万円(53.4パーセント)を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 自主・共催事業
  - a 自主事業
  - (a) 京都コンサートホール
    - · 京都市交響楽団創立 50 周年記念事業
    - ・ 京都の秋 音楽祭
    - ・ 幅広いジャンルを市民に提供
    - ・ 著名な作曲家のシリーズ公演を開催
    - 日本有数のパイプオルガンの活用
    - ・ 音楽芸術を担う青少年の育成
  - (b) 京都会館·文化会館

「市民創造ステージ」をはじめとする33事業44公演4講座2イベントを企画、実施

- b 関係団体等との共催事業の実施
- c 自主事業協賛等の要請
- d 他者主催事業への後援等
- (4) 受託事業
  - a 施設の管理業務

京都コンサートホール,京都会館,京都市アバンティホール,文化会館 5 館の管理業務

17ページ (4) 公の施設の指定管理者監査参照

(a) 施設・設備の維持管理

- (b) 施設の貸出,利用の促進
- b 舞台運営に関する企画

催し物の企画業務に関する受託(受託件数 100 件,収入金額約 421 万円)

c 公共団体等からの事業受託(主なもの)

| 事業名           | 事業日     | 会 場         | 主催者        |
|---------------|---------|-------------|------------|
| 京都市交響楽団演奏会    | 年間 60 件 | 京都コンサートホール他 | 京都市他       |
| フランチャイズ(活動拠点) | 年間      | 東部文化会館      | 京都市(文化市民局) |
| 化事業 (注)       |         | 呉竹文化センター    |            |
|               |         | 西文化会館ウエスティ  |            |
|               |         | 北文化会館       |            |
|               |         | 右京ふれあい文化会館  |            |
| 第 280 回 市民寄席  | 5月19日   | 京都会館        | 京都芸術文化協会   |
| 右京区役所 人権啓発事業  | 7月30日   | 右京ふれあい文化会館  | 京都市(右京区役所) |

注 フランチャイズ(活動拠点)化事業とは、芸術文化活動を行う団体(演劇・音楽・ダンス)等に地域文化会館を活動拠点として提供するものであり、団体の選考、事業の運営を受託している。

## (ウ) 組織・運営

- a 市民サービス向上への取組 アンケート調査の実施
- b 情報収集
- c 集客のための取組
- (a) 「友の会」会員制度の企画, 運営
- (b) 「スペシャルメンバーズ」会員制度の企画、運営
- ウ 収支及び財産の状況
- (ア) 収支計算書

| 区 分       | 平成 18 年度 | 平成 17 年度 | 対前年度比較 |
|-----------|----------|----------|--------|
| I事業活動収支の部 |          |          |        |
| 1事業活動収入   |          |          |        |

| 基本財産運用収入  | 436         | 418         | 17        |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 特定資產運用収入  | 3, 243      | 2, 784      | 459       |
| 事業収入      | 1, 467, 136 | 1, 507, 561 | △40, 424  |
| 付帯事業収入    | 24, 161     | 29, 429     | △5, 268   |
| 補助金等収入    | 23, 833     | 153, 818    | △129, 985 |
| 雑収入       | 3, 329      | 3, 382      | △52       |
| 事業活動収入合計  | 1, 522, 141 | 1, 697, 395 | △175, 254 |
| 2事業活動支出   |             |             |           |
| 事業費支出     | 325, 699    | 381, 800    | △56, 100  |
| 付带事業費支出   | 1, 740      | 1, 856      | △116      |
| 管理費支出     | 1, 055, 638 | 1, 266, 362 | △210, 723 |
| 事業活動支出合計  | 1, 383, 078 | 1, 650, 018 | △266, 940 |
| 事業活動収支差額  | 139, 062    | 47, 376     | 91, 685   |
| Ⅱ投資活動収支の部 |             |             |           |
| 1投資活動収入   |             |             |           |
| 特定資産取崩収入  | 49, 480     | 35, 853     | 13, 627   |
| 投資活動収入合計  | 49, 480     | 35, 853     | 13, 627   |
| 2投資活動支出   |             |             |           |
| 特定資産取得支出  | 186, 823    | 79, 422     | 107, 401  |
| 固定資産取得支出  | 1, 665      | 3, 756      | △2, 090   |
| 投資活動支出合計  | 188, 488    | 83, 178     | 105, 310  |
| 投資活動収支差額  | △139, 007   | △47, 325    | △91, 682  |
| Ⅲ予備費支出    | -           | -           | -         |
| 当期収支差額    | 54          | 51          | 3         |
| 前期繰越収支差額  | 40, 188     | 40, 137     | 51        |
| 次期繰越収支差額  | 40, 243     | 40, 188     | 54        |

# (4) 正味財産増減計算書

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成17年度 | 対前年度比較 |
|-----|----------|--------|--------|
|-----|----------|--------|--------|

| I一般正味財産増減の部 |           |          |           |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| 1経常増減の部     |           |          |           |
| 当期経常増減額     | 141, 557  | 19, 389  | 122, 167  |
| 2経常外増減の部    |           |          |           |
| 当期経常外増減額    | △122, 637 | △9, 023  | △113, 613 |
| 当期一般正味財産増減額 | 18, 920   | 10, 366  | 8, 553    |
| 一般正味財産期首残高  | 135, 207  | 124, 841 | 10, 366   |
| 一般正味財産期末残高  | 154, 127  | 135, 207 | 18, 920   |
| Ⅱ指定正味財産増減の部 |           |          |           |
| 当期指定正味財産増減額 | _         | _        | _         |
| 指定正味財産期首残高  | -         | -        | _         |
| 指定正味財産期末残高  | _         | _        | _         |
| Ⅲ正味財産期末残高   | 154, 127  | 135, 207 | 18, 920   |

# (ウ) 貸借対照表

| 区 分           | 平成 18 年度   | 平成 17 年度   | 対前年度比較           |
|---------------|------------|------------|------------------|
| (資産の部)        |            |            |                  |
| 流動資産          | 259, 686   | 282, 347   | △22, 661         |
| 固定資産          | 702, 025   | 567, 334   | 134, 691         |
| 資産合計          | 961, 712   | 849, 681   | 112, 030         |
| (負債の部)        |            |            |                  |
| 流動負債          | 215, 163   | 259, 953   | △44 <b>,</b> 789 |
| 固定負債          | 592, 421   | 454, 521   | 137, 900         |
| 負債合計          | 807, 584   | 714, 474   | 93, 110          |
| (正味財産の部)      |            |            |                  |
| 正味財産          | 154, 127   | 135, 207   | 18, 920          |
| (うち基本財産への充当額) | (103, 000) | (103, 000) | _                |
| 負債及び正味財産合計    | 961, 712   | 849, 681   | 112, 030         |

## 工 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

## (ア) 監査の結果

## a 団体関係

音芸財団は、本市が基本財産の53.4パーセントを出えんしている外郭 団体であり、本市としても、その財産の保全に注意を払うべきであるが、 音芸財団においては、備品台帳を備えていなかった。

適正な財産管理を行う観点から、備品台帳を整備するよう、音芸財団に 対して適切に指導し、改められたい。

## (3) 財政援助団体監査

## ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名 称      | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由       | 所管課     |
|----------|---------|---------|------------|---------|
| 財団法人京都市音 | 23, 833 | 23, 833 | 自主財源に乏しく、本 | 文化市民局   |
| 楽芸術文化振興財 |         |         | 市派遣職員(2人)に | 文化芸術都市推 |
| 団運営事業補助金 |         |         | かかる人件費に補助金 | 進室      |
|          |         |         | を交付する必要がある | 文化芸術企画課 |
|          |         |         | と認められるため   |         |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

## (ア) 事業の状況

音芸財団の運営を行った。

## (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入 |         | 支       | 出       |
|--------|---|---------|---------|---------|
| 京都市補助金 |   | 23, 833 | 派遣職員人件費 | 23, 833 |

# ウ 問題点

問題点はなく、 適正に執行されていた。

## (4) 公の施設の指定管理者監査

## ア 管理している公の施設

音芸財団は、平成18年4月1日から平成23年3月31日まで5年間、京都コンサートホール、京都会館、京都市アバンティホール等の8施設の指定管理者となっている。このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称       | 所 在 地     | 主な事業      | 所管課       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 京都コンサートホー | 京都市左京区下鴨  | ホールの管理運営業 | 文化市民局     |
| ル         | 半木町1番地の26 | 務、京都の秋音楽祭 | 文化芸術都市推進室 |
|           |           | などの自主事業   | 文化芸術企画課   |
| 京都市呉竹文化セン | 京都市伏見区京町  | センターの管理運営 |           |
| ター        | 南7丁目35番地の | 業務,地域の文化芸 |           |
|           | 1         | 術の振興      |           |

## イ 管理の状況

## (ア) 京都コンサートホール

## a 事業の状況

大ホール、小ホール等の使用許可申請を受け付け、使用許可を行った。

#### b 利用の状況

注 稼働率は、使用日数/貸館可能日数とし、使用区分は1日3区分に分かれているものの、1日に1区分以上利用した場合には使用日数として算定している。

(単位:%)

| 区分     | 平成14年度  | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 大ホール稼働 | 图 49.7  | 49. 7  | 52. 8  | 60. 9  | 52. 1  |
| 小ホール稼働 | 图 43. 4 | 43. 5  | 46. 0  | 46. 9  | 45. 5  |

平成18年度の稼働率は、平成17年度と比べ、大ホールで8.8ポイント、 小ホールで1.4ポイントそれぞれ下降している。平成17年度の稼働率は、 開館10周年記念事業が多く開催されたことにより上昇したが、平成18年度は平成16年度の水準に戻っている。

## c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、4,093 万円の黒字となって

いる。

(単位:千円)

| 収 入    |          | 支 出   |          |
|--------|----------|-------|----------|
| 委託料収入  | 211, 000 | 人件費   | 67, 266  |
| 利用料金収入 | 173, 313 | 事業費   | 225, 129 |
| 自主事業収入 | 106, 175 | 委託費   | 147, 309 |
|        |          | 小額修繕費 | 9, 850   |
| 合 計    | 490, 488 | 合 計   | 449, 556 |

収支差額 40,932千円

委託料収入、ホール及び駐車場料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

委託料収入については、平成17年度以降減少している。

ホール料金収入については、平成14年度から平成17年度までは増加傾向にある。平成18年度は前年度に比べて減少しているものの、利用料金の改定や、リハーサル料金に比べ料金が高い本番の使用が増えたことにより、稼働率の減少に比べて利用料金収入の減少幅は少ない。

(単位:千円)

| 区分      | 平成14年度   | 平成 15 年度 | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成 18 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 委託料収入   | 222, 466 | 228, 068 | 231, 736 | 224, 896 | 211, 000 |
| ホール料金収入 | 121, 299 | 125, 759 | 129, 021 | 148, 952 | 148, 085 |
| 駐車場料金収入 | 22, 685  | 22, 394  | 23, 853  | 25, 900  | 25, 227  |
| 合 計     | 366, 450 | 376, 221 | 384, 612 | 399, 749 | 384, 313 |

## (イ) 京都市呉竹文化センター

# a 事業の状況

ホール、創造活動室等の使用許可申請を受け付け、使用許可を行った。

## b 利用の状況

注 稼働率は、使用日数/貸館可能日数とし、使用区分は1日3区分に分かれているものの、1日に1区分以上利用した場合には使用日数として算定している。

(単位:%)

| 区分       | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ホール稼働率   | 58. 7  | 56. 4  | 54. 3  | 62. 3  | 58. 6  |
| 創造活動室稼働率 | 77. 0  | 76. 9  | 88. 7  | 96. 1  | 95. 3  |

平成18年度の稼働率は、平成17年度と比べ、ホールで3.7ポイント、 創造活動室で0.8ポイントそれぞれ下降している。これは、平成17年度 は、フランチャイズ団体の利用が多くあったことによるものである。

# c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、2,760 万円の黒字となっている。

注 表記は、文化施設5施設分を一括計上している。

(単位:千円)

| 収入     |          | 支 出   |          |
|--------|----------|-------|----------|
| 委託料収入  | 470, 639 | 人件費   | 254, 413 |
| 自主事業収入 | 5, 336   | 事業費   | 114, 291 |
|        |          | 委託費   | 71, 719  |
|        |          | 小額修繕費 | 7, 943   |
| 合 計    | 475, 975 | 合 計   | 448, 366 |

収支差額 27,608千円

ホール使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、平成16年度以降は増加傾向にある。

(単位:千円)

| 区 分      | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ホール使用料収入 | 24, 028 | 23, 532 | 26, 480 | 29, 245 | 31, 403 |

## ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

## a 団体関係

(a) 京都コンサートホール条例によると、利用料金は、定められた額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとされているが、市長の承認を得ずに利用料金を徴収していたものがあった。

利用料金の徴収に当たっては、市長の承認を得るよう、音芸財団に対して適切に指導し、改められたい。

(b) 京都コンサートホール条例に利用料金が定められていない場所を, 有 償で使用させていたものがあった。

京都コンサートホールの使用に関し、利用料金を徴収する場合は、必ず条例等の根拠を明らかにするよう、音芸財団に対して適切に指導し、 改められたい。

(c) 京都市会計規則によると、京都市公金収納受託者は、その収納権限に 係る収納金を領収したときは、速やかに収納機関に払い込まなければな らないとされているが、1週間を超える期間の使用料を金庫に保管して いた事例があった。

適正な公金管理の観点から、収納金は速やかに収納機関に払い込む よう、音芸財団に対して適切に指導し、改められたい。

# 5 常の華舞台実行委員会

#### (1) 団体の概要

| 代   | 表                                   | 者  | 委員長 平井誠一       | 設立年月日     | 平成16年6月13日  |
|-----|-------------------------------------|----|----------------|-----------|-------------|
| 事務  | 事務所所在地 京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町 546 番地の 2 |    |                |           |             |
| 目   |                                     | 的  | 京の華舞台実行委員会は,   | 「京都文化祭典」の | うち、これまで開催し  |
| (団体 | 本の規                                 | 約に | てきた「市民ふれあいステー  | ジ」,「京都の秋音 | 音楽祭」及び「京都映画 |
| 基づ  | S(.)                                |    | 祭」を除く事業に関する企画, | 実施その他の一切  | の業務を行う。     |

#### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名    | 称   | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由       | 所管課       |
|------|-----|---------|---------|------------|-----------|
| 京の華舞 | 台事業 | 88, 286 | 23, 500 | 「京都文化祭典」の一 | 文化市民局     |
| 実施補助 | 金   |         |         | 環として開催する「京 | 文化芸術都市推進室 |
|      |     |         |         | の華舞台」を企画,実 | 文化芸術企画課   |
|      |     |         |         | 施するための経費を補 |           |
|      |     |         |         | 助するため      |           |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

# (ア) 事業の状況

「京都文化祭典 '06 京の華舞台」を開催した。

- a 開催理念 京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能や先駆的な文化 芸術を全国に発信することによって,京都の都市としての創生を図るとともに,京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということを国内外にアピールしていく。
- b 開催期間 平成18年9月27日から10月29日まで
- c内容

(単位:人)

| 企画等名 |         | 開催日    | 会 場      | 主な出演者      | 入場  |
|------|---------|--------|----------|------------|-----|
| 115. | 四 守 石   |        | 云 笏      | 土な山便有      | 者数  |
| 古都五宴 | 壱の宴     | 9月27日  | 京都芸術センター | 大江信行       | 465 |
|      | 「伝統の新章」 | ~30 日  | 講堂       | (観世流)に発師)  |     |
|      |         |        |          | 茂山童司       |     |
|      |         |        |          | (大蔵流狂言師)   |     |
|      | 弐の宴     | 10月15日 | 知恩院御影堂   | 茂山千三郎      | 647 |
|      | 「優美の対面」 |        |          | (大蔵流狂言師)   |     |
|      |         |        |          | チェン・ミン     |     |
|      |         |        |          | (二胡奏者)     |     |
|      | 参の宴     | 10月21日 | 金戒光明寺御影堂 | 松永貴志       | 407 |
|      | 「夢見の調べ」 |        |          | (ジャズピアニスト) |     |
|      |         |        |          | 加藤ヒロユキ     |     |

|       |          |        |          | (テノール歌手)     |        |
|-------|----------|--------|----------|--------------|--------|
|       | 四の宴      | 10月22日 | 金戒光明寺御影堂 | 木住野佳子        | 283    |
|       | 「華の重奏」   |        |          | (ピアニスト)      |        |
|       |          |        |          | 上松美香         |        |
|       |          |        |          | (アルパ奏者)      |        |
|       | 五の宴      | 10月28日 | 二条城二の丸御殿 | 片山清司         | 552    |
|       | 「雅の結晶」   | • 29 日 | 台所       | (観世流紀第一)     |        |
| Count | ry Dream | 10月7日  | 円山公園音楽堂  | 永冨研二とテネシー    | 839    |
|       |          |        |          | ファイブ         |        |
|       |          |        |          | JIM ED BROWN |        |
| フォークコ | ンサート     | 10月8日  | 円山公園音楽堂  | 杉田二郎         | 2, 271 |
| 京の旅人  |          |        |          | ばんばひろふみ      |        |
| 平安神宮  | 幻夜コンサート  | 10月27日 | 平安神宮     | CHEMISTRY    | 8, 692 |
|       |          | • 28 日 | 特設ステージ   |              |        |
| 新しいま  | ちのステージ   | 10月1日  | 各地域文化会館  | 京響市民合唱団      | 1, 740 |
|       |          | ~29 日  |          | 京都フィルハーモ     |        |
|       |          |        |          | 二一室内合奏団      |        |

# (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支      | 出       |
|--------|---------|--------|---------|
| 京都市補助金 | 23, 500 | 総務費    | 1, 644  |
| 入場料収入  | 63, 323 | 広告宣伝費  | 6, 052  |
| 協賛金収入  | 2, 900  | 運営管理費  | 79, 120 |
| 諸収入    | 229     | 法人税    | 1, 469  |
| 繰越金    | 540     | 小計     | 88, 286 |
|        |         | 翌年度繰越金 | 2, 206  |
| 合 計    | 90, 492 | 合 計    | 90, 492 |

# ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

## a 団体関係

(a) 京の華舞台実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、契約の履行確認は、本市に準じて確実に行う必要があったが、物品等の調達の履行確認をしたことが証明されない事務処理方法となっていた。

本市所管課に事務局を置き本市職員が職務として計理事務を行っている団体の履行確認については、「調達事務等の適正な執行について」 (平成 10 年6月 30 日調達事務における不祥事防止調査検討委員会) に準じて規程を整備するなど、確実に履行確認を行うようにされたい。

(b) 本市では、平成 16 年度から開催している「京都文化祭典」の一つとして、多彩なコンサートを内容とする「京の華舞台」の実施に当たり、本市を実施主体とするのではなく、そのつど定める入場料を主な財源とする必要性から、本市所管課に事務局を置く実行委員会を実施主体とする形態を採ることとし、実行委員会に対して予算の範囲内で本市からの補助金を支出することとしている。

実行委員会は、「京の華舞台」に対する直接経費だけではなく、消耗品の購入等の事務経費を含めて支出しているが、当年度においては、開催期間後の会議も含め、「京都文化祭典'06 京の華舞台」に関する取組がすべて終了した後の2月に事務経費である総務費の約 40 パーセントを執行していた。

本市所管課に事務局を置き本市の職員が計理事務を行っている団体 については、その予算執行についても、本市に準じて、支出の時期及 び必要度を精査するなど、計画的に行うようにされたい。

# 6 株式会社アクティブケイ

(1) 団体の概要

| 代 表 者   | 代表取締役 北澤達男 設立年月日 昭和62年6月15日         |
|---------|-------------------------------------|
| 事務所所在地  | 京都市中京区車屋町通丸太町南                      |
| 目 的     | 株式会社アクティブケイは、次の事業を営む。               |
| (団体の定款に | ア 各種催物,芸能,音楽全般の企画,設営,演出及び総合請負       |
| 基づく。)   | イ コマーシャル, 記録映画, 各種展示会, 式典の企画, 演出及び総 |
|         | 合請負                                 |
|         | ウ 印刷, デザイン及びディスプレーの企画, 製作並びに請負      |
|         | エ 出版及びビデオ映画の企画,製作及び販売               |
|         | オ 音楽, 演劇及びアナウンス等の人材養成の学校の経営         |
|         | カ 芸能家等のあっせんを目的とする有料職業紹介             |
|         | キ 博物館内における売店の経営                     |
|         | ク 広告代理店業                            |
|         | ケ 地方自治体や公共的団体から指定管理者として指定又は委託を受     |
|         | けた芸術文化施設の管理運営                       |
|         | コ 前各号に付帯する一切の業務                     |

# (2) 公の施設の指定管理者監査

# ア 管理している公の施設

株式会社アクティブケイは、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市円山公園音楽堂の指定管理者となっている。

| 名 称     | 所 在 地     | 主な事業        | 所管課       |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 京都市円山公園 | 京都市東山区円山町 | 音楽をはじめとする文化 | 文化市民局     |
| 音楽堂     |           | 事業,及び集会等の活動 | 文化芸術都市推進室 |
|         |           | のための施設の提供   | 文化芸術企画課   |

# イ 管理の状況

- (ア) 京都市円山公園音楽堂(以下「音楽堂」という。)
  - a 事業の状況 音楽堂の使用許可,使用料の徴収,維持管理等を行った。
  - b 利用の状況

注1 ( ) 内は保管場所としての使用を含む総数又は使用率

注2 使用率=(使用日数/使用可能日数)×100

(単位:日,%)

| 区分     | 平成14年度       | 平成15年度    | 平成16年度    | 平成17年度     | 平成18年度     |
|--------|--------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 使用日数   | 31 (40)      | 33 (58)   | 23 (50)   | 33 (61)    | 34 (34)    |
| 使用可能日数 | 337          | 345       | 342       | 303        | 341        |
| 使用率    | 9. 2 (11. 9) | 9.6(16.8) | 6.7(14.6) | 10.9(20.1) | 10.0(10.0) |

使用日数について、本来の使用形態である文化事業等のための施設の提供について見ると、平成18年度は34日であり、前年度に比べ1日増加している。

また、過去5年間で見ると、平成16年度を除き、使用日数は30日を少し上回る日数であり、使用率は10パーセント前後で推移している。

# c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、15万円の団体負担分が生じ、 赤字となっている。

(単位:千円)

| 収     | 入      | 支       | 出      |
|-------|--------|---------|--------|
| 委託料収入 | 5, 400 | 人件費     | 1, 560 |
| 団体負担分 | 150    | 保守管理委託費 | 2, 895 |
|       |        | 光熱水道費   | 303    |
|       |        | 事務費     | 170    |
|       |        | 自主企画開催費 | 621    |
| 合 計   | 5, 550 | 合 計     | 5, 550 |

委託料収入及び使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

委託料収入について、平成17年度までは別の団体に対して音楽堂の管理運営について他の施設と一括した契約により委託しており、施設ごとの経費とは別に人件費相当額を計上していた。人件費相当額を除く委託

料収入を過去5年間で見ると、400万円前後であり、指定管理者制度への 移行前後を通じて変動の幅が少ない推移となっている。

使用料収入について、集客力の高い催しがあった平成15年度を除き、 200万円台で推移している。

(単位:千円)

| 区分    | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度          |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 委託料収入 | 4, 233 | 4, 064 | 3, 739 | 3, 677 | 3, 840 (5, 400) |
|       |        |        |        |        | (注)             |
| 使用料収入 | 2, 811 | 5, 505 | 2, 744 | 2, 819 | 2, 265          |

注 () 内は人件費相当額を含む総額

# ウ 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# 7 財団法人京都市体育協会

# (1) 団体の概要

| 代      | 表   | 者                         | 会長                             | 内田昌一          | 設立年月日      | 昭和59年6月21日  |
|--------|-----|---------------------------|--------------------------------|---------------|------------|-------------|
| 事務所所在地 |     |                           | 京都市                            | 古右京区西京極新明町1番地 |            |             |
| 目      |     | 的                         | 財団                             | 団法人京都市体育協会は,多 | 様化した市民の    | )スポーツ活動に対する |
| (団体    | の寄  | 付行                        | 欲求にこたえ,市民スポーツの普及・振興に関する事業を積極的に |               |            | る事業を積極的に推進  |
| 為に基    | 基づく | . )                       | し, も                           | っって市民の健全な心身の発 | 達と明るく豊か    | な市民生活の形成に寄  |
|        |     | 与することを目的とし、次の事業を行う。       |                                |               |            |             |
|        |     |                           | ア 京都市内における競技力向上のための方針の審議及び確立   |               |            | の審議及び確立     |
|        |     |                           | イ 加盟団体の強化及び発展並びにこれら団体間         |               |            | 間の連絡及び融和    |
|        |     |                           | ウ                              | スポーツ指導員の育成及び  | 市民に対するス    | ポーツの指導      |
|        | ž   |                           | 工                              | 各種スポーツ事業の実施   |            |             |
|        | オ   |                           | 才                              | 京都市等の公共的団体から  | 指定及び委託を    | と受けた体育施設の管理 |
|        |     |                           | j                              | 重営            |            |             |
|        |     | カ 京都市等の公共的団体の委託を受けて       |                                | 託を受けてのス       | ポーツ事業の実施   |             |
|        |     | キ 京都市をはじめとする市内の公共的団体の諮問に対 |                                |               | 診問に対する審議及び |             |
|        |     |                           | 7                              | その施策への協力      |            |             |

- ク 京都市少年スポーツ団の育成
- ケ 前各号に掲げるもののほかこの法人の目的を達成するための事業

#### (2) 出資団体監査

## ア 出資の状況

財団法人京都市体育協会(以下「体育協会」という。)の基本財産は3,150万円であり、3,000万円(95.2パーセント)を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課である。

#### イ 事業の状況

- (ア) スポーツ事業
  - a 自主事業
  - (a) スポーツイベント事業
    - スポーツツアー
    - ・ スポーツ教室
    - スポーツ講座
  - (b) 京都市体育協会 50 周年記念事業
  - (c) 加盟団体等助成事業
  - (d) 広報事業
    - 会員制度 友の会「ダッシュ」設立(会員数4,050人)
    - ・ スポーツ情報発信事業 会報誌「ダッシュ」発行等
  - (e) 収益事業 有料駐車場管理事業
  - b 受託事業
  - (a) スポーツ振興強化対策事業
  - (b) 第5回京都市民総合体育大会
  - (c) 「ランニング・クリニック」~ハーフマラソンで2時間を切ろう~
  - (d) 第19回全国健康福祉祭しずおか大会
  - (e) 第29回京都府民総合体育大会
  - (f) スポーツ情報提供システム管理運営事業
  - (g) 西京極陸上競技場兼球技場に係る照明照度改善工事
  - (h) 西京極総合運動公園補助競技場に係る第3種公認検定工事
  - (i) 伏見桃山城運動公園開設準備

# (j) 伏見桃山城運動公園施設改善工事

## (4) 指定管理事業

- a 利用料金制施設
- (a) 西京極総合運動公園北側区域
- (b) 宝が池公園球技場及びその周辺施設
- b 委託施設
- (a) 京都市体育館及び市民スポーツ会館
- (b) 武道センター
- (c) 有料運動公園 岡崎公園他 15 箇所

## (ウ) 各種会議

- a 理事会 3回
- b 評議員会 2回
- c 三役会議 11回
- d 専門委員会 総務委員会,事業委員会,創立50周年特別委員会
- e 職員研修会 3回(接遇マナー研修, AED 研修2回)

## ウ 収支及び財産の状況

平成 18 年度より公の施設の指定管理者制度に移行したことに伴い,管理施設数の減少,職員数の削減,利用料金制の導入などにより収支内容は大きく変化した。

その中で、5年間の指定管理期間において指定管理料は年々減少していくこととなり、将来に対する計画的執行が求められている。当期収支差額は前年度に比べ2,505万円の増加となったとともに、将来に備える施設修繕引当金(固定負債)を2,000万円計上していることなどから、計画的執行に努めている。

## (ア) 収支計算書

| 区分         | 平成 18 年度 |
|------------|----------|
| I 事業活動収支の部 |          |
| 1事業活動収入    |          |
| 基本財産運用収入   | 15       |
| 特定資産運用収入   | 3        |

| 事業収入      | 718, 025 |
|-----------|----------|
| 補助金収入     | 69, 884  |
| 負担金収入     | 1, 090   |
| 雑収入       | 119      |
| 事業活動収入合計  | 789, 138 |
| 2事業活動支出   |          |
| スポーツ事業費支出 | 81, 172  |
| 指定管理事業費支出 | 564, 162 |
| 管理費支出     | 75, 488  |
| 事業活動支出合計  | 720, 823 |
| 事業活動収支差額  | 68, 315  |
| Ⅱ投資活動収支の部 |          |
| 1投資活動収入   | _        |
| 投資活動収入合計  | _        |
| 2投資活動支出   |          |
| 特定資産取得支出  | 22, 191  |
| 固定資産取得支出  | 748      |
| 投資活動支出合計  | 22, 939  |
| 投資活動収支差額  | △22, 939 |
| Ⅲ予備費支出    | -        |
| 当期収支差額    | 45, 375  |
| 前期繰越収支差額  | 119, 423 |
| 次期繰越収支差額  | 164, 799 |

| 区 分      | 平成 17 年度    |
|----------|-------------|
| I収入の部    |             |
| 基本財産運用収入 | 6           |
| 事業収入     | 1, 202, 367 |
| 補助金収入    | 342, 633    |

| 負担金収入    | 1,010       |
|----------|-------------|
| 雑収入      | 0           |
| 当期収入合計   | 1, 546, 018 |
| 前期繰越収支差額 | 99, 099     |
| 収入合計     | 1, 645, 117 |
| 2 支出の部   |             |
| 事業費支出    | 1, 173, 790 |
| 管理費支出    | 348, 203    |
| 特定預金支出   | 3, 700      |
| 当期支出合計   | 1, 525, 694 |
| 当期収支差額   | 20, 324     |
| 次期繰越収支差額 | 119, 423    |

# (4) 正味財産増減計算書

| 区分           | 平成 18 年度 |
|--------------|----------|
| I 一般正味財産増減の部 |          |
| 1 経常増減の部     |          |
| 経常収益         | 789, 245 |
| 経常費用         | 743, 853 |
| 当期経常増減額      | 45, 391  |
| 2 経常外増減の部    |          |
| 経常外収益        | _        |
| 経常外費用        | 4, 372   |
| 当期経常外増減額     | △4, 372  |
| 当期一般正味財産増減額  | 41, 018  |
| 一般正味財産期首残高   | 126, 572 |
| 一般正味財産期末残高   | 167, 591 |
| Ⅱ指定正味財産増減の部  |          |
| 当期指定正味財産増減額  | _        |

| 指定正味財産期首残高 | 31, 500  |
|------------|----------|
| 指定正味財産期末残高 | 31, 500  |
| Ⅲ正味財産期末残高  | 199, 091 |

(単位:千円)

| 区 分       | 平成17年度   |
|-----------|----------|
| (増加の部)    |          |
| 資産増加額     | 24, 024  |
| 当期収支差額    | 20, 324  |
| 資産増加額     | 3, 700   |
| 負債減少額     | _        |
| 増加額合計     | 24, 024  |
| (減少の部)    |          |
| 資産減少額     | 1, 162   |
| 資産減少額     | 1, 162   |
| 負債増加額     | 3, 700   |
| 減少額合計     | 4, 862   |
| 当期正味財産増加額 | 19, 162  |
| 前期繰越正味財産額 | 138, 910 |
| 期末正味財産合計額 | 158, 072 |

# (ウ) 貸借対照表

| 区 分    | 平成 18 年度 | 平成 17 年度 | 対前年度比較   |
|--------|----------|----------|----------|
| (資産の部) |          |          |          |
| 流動資産   | 344, 849 | 351, 217 | △6, 368  |
| 固定資産   | 81, 715  | 63, 988  | 17, 727  |
| 資産合計   | 426, 565 | 415, 206 | 11, 359  |
| (負債の部) |          |          |          |
| 流動負債   | 180, 050 | 231, 794 | △51, 743 |

| 固定負債          | 47, 423   | 25, 339   | 22, 084   |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 負債合計          | 227, 473  | 257, 133  | △29, 659  |
| (正味財産の部)      |           |           |           |
| 指定正味財産        | 31, 500   | 31, 500   | _         |
| (うち基本財産への充当額) | (31, 500) | (31, 500) | _         |
| (うち特定資産への充当額) | (-)       | (-)       | (-)       |
| 一般正味財産        | 167, 591  | 126, 572  | 41, 018   |
| (うち基本財産への充当額) | (-)       | (-)       | (-)       |
| (うち特定資産への充当額) | (47, 530) | (25, 339) | (22, 191) |
| 正味財産合計        | 199, 091  | 158, 072  | 41, 018   |
| 負債及び正味財産合計    | 426, 565  | 415, 206  | 11, 359   |

## 工 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

# (ア) 監査の結果

## a 団体関係

体育協会は、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。外郭団体に対しては、本市からの支援を縮小し、自主性、自立性を高めていくとしている。

なお、体育協会では本市からの受託事業の割合が高く、今後、指定管理 料の減少に向けて出納その他の事務を適正かつ経済的・効率的に執行しな ければならず、また財産の保全に注意を払うべきであるが、次のような事 例があった。

- (a) 特定の業者と随意契約を行っている委託業務について、当該業者以外 では履行不可能であることを明確にしていなかった。
- (b) 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していないものがあった。 委託業務について特定の業者と随意契約を行う場合は、随意契約の理由 のほかに業者選定理由を明確にし、それらの理由がないときは競争性のあ る契約として取り扱うとともに、財産管理についても適正に行うよう、体 育協会に対して適切に指導し、改められたい。

## (3) 財政援助団体監査

# ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名 称      | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由       | 所管課     |
|----------|---------|---------|------------|---------|
| 財団法人京都市体 | 68, 537 | 68, 537 | 自主財源に乏しく、本 | 文化市民局   |
| 育協会運営補助金 |         |         | 市派遣職員(3人)及 | 市民スポーツ振 |
|          |         |         | び財団固有職員にかか | 興室      |
|          |         |         | る人件費等の補助金を | スポーツ企画課 |
|          |         |         | 交付する必要があると |         |
|          |         |         | 認められるため    |         |

## イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

体育協会の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入 |         | 支        | 出       |
|--------|---|---------|----------|---------|
| 京都市補助金 |   | 68, 537 | 派遣職員等人件費 | 68, 537 |

# ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

## (4) 公の施設の指定管理者監査

## ア 管理している公の施設

体育協会は、平成 18 年4月1日から平成 23 年3月 31 日までの5年間、有料運動公園(伏見桃山城運動公園は平成 19 年4月1日から平成 23 年3月 31 日までの4年間)、武道センター等の 22 施設の指定管理者となっている。このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称    | 所 在 地     | 主な事業      | 所管課       |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 京都市体育館 | 京都市右京区西京極 | 体育館の運営及び維 | 文化市民局     |
|        | 新明町1番地    | 持管理       | 市民スポーツ振興室 |

| 京都市西京極総合運動 | 京都市右京区西京極 | 公園及びスポーツ施 | スポーツ企画課 |
|------------|-----------|-----------|---------|
| 公園北側区域(陸上競 | 新明町29番地   | 設等の運営及び維持 |         |
| 技場兼球技場,補助競 |           | 管理        |         |
| 技場, 野球場)   |           |           |         |

## イ 管理の状況

## (ア) 京都市体育館

## a 事業の状況

施設の管理運営、スポーツ教室及びスポーツ講座を行った。

- スポーツ教室(軟式テニス,ハンドボール,ヨガ,さわやか体操)
- ・ スポーツ講座 (「健康ダイエット教室」, 「AED を使った救急救命法を身につけよう」等)

## b 利用の状況

(単位:件)

| 区   | 分 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|-----|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 使用件 | 数 | 462      | 478      | 485      | 525      | 575      |

会報誌「ダッシュ」,ホームページ,チラシ,市民しんぶん等でのスポーツ情報発信事業の取組により,年々使用件数は増加している。

## c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、1,083 万円の団体負担分が 生じ、赤字となっている。

注 市民スポーツ会館と一括管理している。

| 収     | 入        | 支出    | 1        |
|-------|----------|-------|----------|
| 委託料収入 | 112, 178 | 人件費   | 23, 286  |
| 団体負担分 | 10, 835  | 委託費   | 39, 069  |
|       |          | 小額修繕費 | 30, 612  |
|       |          | その他   | 30, 044  |
| 合 計   | 123, 013 | 合 計   | 123, 013 |

使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

平成 16 年度では減少したものの、平成 17 年度に料金改定を行ったこともあり、増加傾向にある。特に平成 18 年度は、情報発信などの営業努力により、前年度に比べて大きく増加している。

(単位:千円)

| 区分    | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 使用料収入 | 20, 477 | 21, 344 | 17, 414 | 22, 099  | 25, 813  |

- (イ) 京都市西京極総合運動公園北側区域(陸上競技場兼球技場,補助競技場, 野球場)
  - a 事業の状況

施設の管理運営、スポーツ事業を行った。

- スポーツ事業(みんなのスポーツフェスタ, ランニング・クリニック等)
- b 利用の状況

注 ( )は個人利用者数で内数である。平成 17 年度以前の補助競技場の個人利用者数については記録がない。

(単位:件)

| 区      | 分                      | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度   |
|--------|------------------------|--------|----------|--------|--------|----------|
| 野球場    |                        | 179    | 157      | 159    | 166    | 127      |
| 陸上競    | 技場兼                    | 171    | 102      | 110    | 191    | 7, 322   |
| 球技場    |                        | 171    | 102      | 110    | 131    | (7, 111) |
| 補助競    | <del>l:  :  </del> = = | 9 070  | 4 101    | 4 E19  | 2 050  | 7, 453   |
| 作用均分元: | 又场                     | 2, 878 | 4, 101   | 4, 512 | 3, 952 | (7, 332) |

野球場の利用は、年々減少傾向にある。近年では、ソフトボールの全国 大会に使用されている。

陸上競技場兼球技場の利用は、増加傾向にあり、とりわけ、平成 18 年 4月から施設の個人利用を認めたことにより、急増している。

補助競技場の利用は、個人利用の料金を平成 18 年8月から値下げした

こと等により,急増している。

## c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、4,156 万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収 入    |          | 支 出   |          |
|--------|----------|-------|----------|
| 委託料収入  | 114, 756 | 人件費   | 15, 873  |
| 利用料金収入 | 120, 750 | 委託費   | 91, 115  |
|        |          | 小額修繕費 | 33, 815  |
|        |          | その他   | 53, 136  |
| 合 計    | 235, 506 | 合 計   | 193, 940 |

収支差額 41,566千円

利用料金等収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。 利用料金制に移行した平成18年度では、全ての施設で増加している。 なお、平成17年度には使用料の改定があった。

注 平成17年度までは使用料であり、平成18年度は利用料金である。

(単位:千円)

| 区分     | 平成14年度  | 平成 15 年度 | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|--------|---------|----------|---------|---------|----------|
| 野球場    | 16, 068 | 13, 910  | 17, 953 | 17, 130 | 18, 658  |
| 陸上競技場兼 |         | 99 400   | 97 595  | 20.050  | 90,040   |
| 球技場    | 37, 177 | 33, 482  | 27, 585 | 32, 859 | 36, 848  |
| 補助競技場  | 5, 731  | 5, 213   | 4, 836  | 4, 882  | 5, 957   |

# ウ 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

### 8 株式会社京都市花き総合流通センター

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   代表取締役 松尾義平   設立 |
|-------------------------|
|-------------------------|

| 事務所所在地  | 京都市伏見区深草中川原町13番地                |  |  |
|---------|---------------------------------|--|--|
| 目 的     | 株式会社京都市花き総合流通センターは、次の事業を行うことを目的 |  |  |
| (団体の定款に | とする。                            |  |  |
| 基づく。)   | ア 花き卸売市場の運営、管理                  |  |  |
|         | イ 園芸品の売場の運営、管理                  |  |  |
|         | ウ 花き、園芸品等の生産振興のための指導助言業務        |  |  |
|         | エ 園芸サービス業                       |  |  |
|         | オ 上記各号に附帯する一切の業務                |  |  |

#### (2) 出資団体監査

#### ア 出資の状況

株式会社京都市花き総合流通センター(以下「流通センター」という。)の資本 金は8,060万円であり、4,035万円(50.1パーセント)を京都市が出資してい る。

本市の所管課は、産業観光局農林振興室農業計画課である。

#### イ 事業の状況

京都市花き地方卸売市場(以下「卸売市場」という。)の運営、管理

- (ア) 卸売市場の概要
  - 所在地 京都市伏見区深草中川原町 13 番地
  - 施設

市場棟(鉄骨2階建)

敷地面積 約16,300平方メートル

建築面積 約4,800平方メートル

延床面積 約7,700平方メートル

主要設備 卸売場 約3,100平方メートル

せり室 408 席

駐車場 479 台分(駐車場棟及び屋外)

- · 使用業者 卸売業者 2 社, 仲卸業者 3 社, 関連事業者 3 社, 買参人 588 人
- (イ) 取扱数量 切花 1 億 2,313 万本,鉢物 338 万鉢
- (ウ) 取扱金額 78億9,507万円

#### ウ 収支及び財産の状況

平成 18 年度の収支状況については、前年度と比較すると、売上が 831 万円 (5.2パーセント)減少し、売上原価が 496 万円 (13.7パーセント)増加したが、施設建設に伴う不動産取得税の負担が発生しなかったことなどにより販売費及び一般管理費が 3,486 万円 (21.5 パーセント)減少したことから、経常損失は 2,511 万円 (57.5 パーセント)減少し 1,855 万円となり、当期純損失は 2,587 万円 (47.9 パーセント)減少し 2,816 万円となって、損失額は減少したものの卸売市場開設以降 3 期連続しての単年度赤字となった。この結果、当期末株主資本合計は 2,816 万円 (3.7 パーセント)減少して、7億 2,643 万円となった。

京都市外郭団体改革計画に基づく「経営計画兼経営努力結果」に記載された 平成 18 年度の実績を見ると、業務に関する項目では入場者数が 7万7,000人、 花き売上高が78億9,500万円となって目標値をほぼ達成し、財務に関する項 目では当期損失で目標額の3,566万円を下回る2,816万円にとどめることがで きた。

本市は、流通センターを「京都市集中改革プラン」における統廃合等検討団体に指定しており、平成19年度中には出資率を引下げ、以後は民間主導による効率的な事業展開を図ることとしている。

ついては、新たな資本構成の下、早期の経常損失の解消に向けて売上の増加 に取り組むとともに、インターネット取引の拡大や他の大規模市場との競合等、 流通市場を取り巻く変化や全国の花き卸売市場の動向を注視しつつ、本市花き 産業の振興に結びつく適切な卸売市場の管理運営に努めていくことが望まれる。

# (7) 損益計算書

(単位:千円)

| 区分         | 平成 18 年度 | 平成17年度   | 対前年度比較   |
|------------|----------|----------|----------|
| (営業損益の部)   |          |          |          |
| 売上高        | 153, 142 | 161, 462 | △8, 319  |
| 売上原価       | 41, 071  | 36, 110  | 4, 961   |
| 販売費及び一般管理費 | 127, 434 | 162, 295 | △34, 860 |
| 営業損失       | 15, 363  | 36, 942  | △21, 579 |

| (営業外損益の部)     |         |         |                 |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| 営業外収益         | 5, 776  | 3, 036  | 2, 740          |
| 営業外費用         | 8, 965  | 9, 759  | △794            |
| 経常損失          | 18, 551 | 43, 665 | △25, 114        |
| 特別損失          | _       | 5, 640  | △5 <b>,</b> 640 |
| 税引前当期純損失      | 18, 551 | 49, 306 | △30, 754        |
| 法人税, 住民税及び事業税 | 9, 613  | 4, 738  | 4, 875          |
| 当期純損失         | 28, 164 | 54, 044 | △25, 879        |
| 前期繰越利益        |         | 15, 407 |                 |
| 当期未処理損失       |         | 38, 637 |                 |

注 下線は会社法施行により表示されなくなった項目であり、会社法は、旧商法第2編をはじめとする会社関連の法律をまとめたもので、平成18年5月1日に施行された。

# (イ) 貸借対照表

| 区 分     | 平成18年度      | 区 分       | 平成17年度      | 対前年度比較    |
|---------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| (資産の部)  |             | (資産の部)    |             |           |
| 流動資産    | 129, 070    | 流動資産      | 118, 015    | 11, 054   |
| 固定資産    | 1, 100, 653 | 固定資産      | 1, 177, 150 | △76, 497  |
| 資産の部合計  | 1, 229, 723 | 資産の部合計    | 1, 295, 166 | △65, 442  |
| (負債の部)  |             | (負債の部)    |             |           |
| 流動負債    | 45, 073     | 流動負債      | 10, 439     | 34, 633   |
| 固定負債    | 458, 211    | 固定負債      | 530, 120    | △71, 912  |
| (純資産の部) |             | (資本の部)    |             |           |
| 株主資本    | 726, 439    | <u>資本</u> | 754, 604    | △28, 164  |
| 資本金     | 80, 600     | 資本金       | 80,600      | _         |
| 利益剰余金   | 645, 839    | 利益剰余金     | 674, 004    | △28, 164  |
| 圧縮記帳積立金 | 609, 756    | 圧縮記帳積立金   | 712, 641    | △102, 885 |
| 繰越利益剰余金 | 36, 083     | 当期未処理損失   | 38, 637     | 74, 720   |

| 負債及び純資産の | 1, 229, 723 | 負債及び資本の部 | 1, 295, 166 | △65, 442 |
|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| 部合計      |             | 合計       |             |          |

注 下線は会社法施行により表示が変更された項目である。

#### (ウ) 株主資本等変動計算書

注 株主資本等変動計算書は会社法施行により新設された決算書類である。

(単位:千円)

| 区 分        | 平成 18 年度 |
|------------|----------|
| 前期末株主資本合計  | 754, 604 |
| 当期変動額      | △28, 164 |
| 圧縮記帳積立金取崩額 | 102, 885 |
| 繰越利益剰余金増加額 | 74, 720  |
| 当期末株主資本合計  | 726, 439 |

#### 工 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

### (ア) 監査の結果

#### a 団体関係

(a) 流通センターの代表取締役松尾義平は、会社設立時から現在まで現役職に就任しているが、同時に現在卸売市場内に本社を置く卸売会社A社(以下「A社」という。)の役員も兼ねており、平成18年度においてはA社代表取締役であり、平成19年9月24日以降は代表権を有しない取締役となった。

平成 18 年 3 月 28 日の取締役会で、卸売市場の取扱高を増加させるため、卸売会社の市場施設使用料を値引きすることを議決していた。

会社法では、取締役会の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとしているが、本取締役会議事録によると、本件の市場施設使用料の値引きについての議決に代表取締役松尾義平が加わっていた。

会社法に基づき、適正に取締役会の運営を行うよう、流通センター に対して適切に指導し、改められたい。

(b) 警備業法では、警備業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の認 定を受けなければならないとしている。

流通センターは、卸売市場施設の施錠・確認等の業務をA社に委託しており、その内容は警備業務として認識されるものであったが、A社は都道府県公安委員会の認定を受けていなかった。

契約を締結するに当たっては、業務執行上必要な資格を持った者を選定するよう、流通センターに対して適切に指導し、改められたい。

## (イ) 意見

#### a 団体関係

会社法では、取締役会は会社の業務執行の決定を行うものとしている。 また、企業会計原則では、損益計算書には費用及び収益を総額によって 記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺する ことを禁止している。

流通センターでは、平成18年3月28日の取締役会で、卸売市場取扱高の増加を目的に、卸売会社の施設使用料の半額について毎年500万円を上限として値引きすることを議決していたが、事務局では議決した内容と異なり、年度当初に運送補助費としてA社に対して500万円を支出していた。これについては、本来、運送補助費の支出を取り消し、費用を戻入すべきであったが、年度末の決算整理仕訳で、この支出を一旦仮払金と訂正した後、最終的にこれをA社からの施設使用料収入と相殺していた。

取締役会の決議に則して業務を実施するとともに,適切な会計処理を行うよう,流通センターに対して指導し、改善されたい。

#### 9 財団法人花脊森林文化財団

#### (1) 団体の概要

| 代                         | 表者   | 理事長 森井保光                        | 設立年月日    | 平成4年11月4日   |
|---------------------------|------|---------------------------------|----------|-------------|
| 事務所所在地 京都市左京区花脊八桝町 250 番地 |      |                                 |          |             |
| 目                         | 的    | 財団法人花脊森林文化財団は、京都市左京区北部山間地域の豊かな自 |          |             |
| (団体の                      | の寄付行 | 然文化を活かすことによって、                  | 自然と調和した山 | 」村文化及び森林文化の |

為に基づく。) 継承及び発展を図り、心のふるさとを都市住民に提供して地域と都市住民との交流を行うとともに農林業を生かした地域の振興を図ることを目的として、次の事業を行う。

- ア 森林文化の郷としての森林の保全及び整備に関する事業
- イ 山村文化及び森林文化の継承及び発展に関する事業
- ウ 地域と都市住民との交流の促進に関する事業
- エ 森林文化の研究に関する事業
- オ 地域産品の生産、流通、広報等地域の振興に関する事業
- カ 京都市の「山村都市交流の森整備」に関連する京都市の施設の管理運営の受託事業
- キ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) 出資団体監査

ア 出資の状況

財団法人花脊森林文化財団(以下「森林文化財団」という。)の基本財産は 5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、産業観光局農林振興室林業振興課である。

- イ 事業の状況
  - (ア) 公益事業
    - a 森林文化啓発事業
    - (a) 啓発イベントの開催9回
    - (b) 木工教室 17 回
    - (c) 交流の森友の会の運営 会員数59人
    - (d) ホームページによる情報発信 アクセス件数 年間 26,000 件
    - b 公共施設管理事業
    - (a) 森林区域維持管理 森林区域の維持管理,センターエリア整備等
    - (b) 基盤施設保守管理 浄水施設・汚水処理施設・受電施設・防火施設の保守管理
    - (c) 路網維持管理 林道・作業道・散策道・歩道の路面整備、崩土除去等

- (d) 京都市森林文化交流センター管理 47ページ (4) 公の施設の指定管理者監査参照
- c その他

京都市主催イベントへの参加(花と緑の市民フェア,農林秋まつり等)

#### (4) 収益事業

- a 翠峰荘の運営
- b 案内休憩所の運営
- c 木需センター(森の工房もくじゅ)の運営
- d 屋外施設(キャンプサイト,バーベキュー場)・駐車場の運営
- e 地域産品の販売
- f 利用案内(チラシ)の配布
- g 翠峰荘ホームページの開設 アクセス件数 2,000 件
- h インターネット予約システムの確立

#### (ウ) 中期経営計画の進ちょく

平成18年度は、森林文化財団が平成16年度に策定した中期経営計画の実施2年目として、①顧客のニーズに応じた事業の見直しとして交流の森友の会の特典の見直しや宿泊施設等での料理・サービス等の改善、②ホームページの活用として宿泊施設の空き部屋情報の掲載や予約の受付などの開始に取り組んだ。

また、この計画の経営目標数値として使用されている翠峰荘・案内休憩所の利用者数を見ると目標の1万1,500人に対して1,480人少ない1万20人となっていた。この原因としては、悪天候等によるイベントの中止が主として挙げられている。

## ウ 収支及び財産の状況

#### (7) 収支計算書

| 区 分      | 平成 18 年度 | 平成17年度  | 対前年度比較  |
|----------|----------|---------|---------|
| (収入の部)   |          |         |         |
| 基本財産運用収入 | 26       | 26      | 0       |
| 入会金収入    | 6        | 6       | -       |
| 事業収入     | 56, 617  | 58, 170 | △1, 552 |

| 補助金等収入   | 25, 870 | 25, 356 | 514     |
|----------|---------|---------|---------|
| 雑収入      | 889     | 1,660   | △771    |
| 当期収入合計   | 83, 409 | 85, 219 | △1,809  |
| 前期繰越収支差額 | 3, 457  | 3, 321  | 136     |
| 収入合計     | 86, 867 | 88, 540 | △1, 673 |
| (支出の部)   |         |         |         |
| 事業費      | 26, 854 | 28, 296 | △1, 441 |
| 管理運営費    | 55, 551 | 55, 891 | △339    |
| 特定預金支出   | 736     | 895     | △158    |
| 当期支出合計   | 83, 142 | 85, 082 | △1, 940 |
| 当期収支差額   | 266     | 136     | 130     |
| 次期繰越収支差額 | 3, 724  | 3, 457  | 266     |

# (4) 正味財産増減計算書

| 区 分         | 平成 18 年度 | 平成 17 年度 | 対前年度比較 |
|-------------|----------|----------|--------|
| (増加の部)      |          |          |        |
| 資産増加額       |          |          |        |
| 当期収支差額      | 266      | 136      | 130    |
| 退職給与引当預金増加額 | 1, 631   | -        | 1, 631 |
| 増加額合計       | 1, 898   | 136      | 1, 761 |
| (減少の部)      |          |          |        |
| 資産減少額       |          |          |        |
| 構築物減価償却額    | 63       | 63       | -      |
| 負債増加額       |          |          |        |
| 退職給与引当金繰入額  | 1, 631   | _        | 1, 631 |
| 減少額合計       | 1, 695   | 63       | 1, 631 |
| 当期正味財産増加額   | 202      | 72       | 130    |
| 前期繰越正味財産額   | 54, 324  | 54, 251  | 72     |
| 期末正味財産合計額   | 54, 527  | 54, 324  | 202    |

# (ウ) 貸借対照表

(単位:千円)

| 区 分           | 平成 18 年度  | 平成 17 年度  | 対前年度比較 |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| (資産の部)        |           |           |        |
| 流動資産          | 9, 293    | 9, 785    | △491   |
| 固定資産          | 61, 382   | 59, 814   | 1, 567 |
| 資産合計          | 70, 676   | 69, 600   | 1, 075 |
| (負債の部)        |           |           |        |
| 流動負債          | 5, 568    | 6, 327    | △758   |
| 固定負債          | 10, 580   | 8, 948    | 1,631  |
| 負債合計          | 16, 148   | 15, 275   | 872    |
| (正味財産の部)      |           |           |        |
| 正味財産          | 54, 527   | 54, 324   | 202    |
| (うち基本金)       | (50, 000) | (50, 000) | (-)    |
| (うち当期正味財産増加額) | (202)     | (72)      | (130)  |
| 負債及び正味財産合計    | 70, 676   | 69, 600   | 1, 075 |

# 工 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

# (3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

| 名 称      | 総事業費             | 補助金額    | 交付理由        | 所管課   |
|----------|------------------|---------|-------------|-------|
| 京都市産業振興事 | <b>≨</b> 26, 066 | 25, 870 | 森林文化財団の体制を強 | 産業観光局 |
| 業補助金     |                  |         | 化するため、事務局職員 | 農林振興室 |
|          |                  |         | の人件費相当額を交付す | 林業振興課 |
|          |                  |         | る必要があると認められ |       |
|          |                  |         | るため         |       |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

森林文化財団の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支     | 出       |
|--------|---------|-------|---------|
| 京都市補助金 | 25, 870 | 給与等   | 22, 554 |
| 団体負担分  | 196     | 社会保険料 | 2, 644  |
|        |         | 労働保険料 | 306     |
|        |         | 退職引当金 | 560     |
| 合 計    | 26, 066 | 合 計   | 26, 066 |

### ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# (4) 公の施設の指定管理者監査

# ア 管理している公の施設

森林文化財団は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、 指定管理者となっている。

| 名 称       | 所 在 地     | 主な事業        | 所管課   |
|-----------|-----------|-------------|-------|
| 京都市森林文化交流 | 京都市左京区花脊八 | ・森林文化に関する体験 | 産業観光局 |
| センター      | 桝町 250 番地 | 活動及び活動のための  | 農林振興室 |
|           |           | 施設提供        | 林業振興課 |
|           |           | ・山村と都市との交流促 |       |
|           |           | 進活動         |       |
|           |           | ・森林文化に関する情報 |       |
|           |           | 提供活動        |       |

# イ 管理の状況

- (ア) 京都市森林文化交流センター
  - a 事業の状況

多目的ホール、研修室等の使用許可申請を受け付け、使用許可を行った。 b 利用の状況

(単位:人)

| 区   | 分   | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|-----|-----|----------|----------|----------|--------|----------|
| 多目的 | ホール | 1 010    | 697      | 1 250    | 2 244  | 2 067    |
| 延べ利 | 用者数 | 1, 812   | 687      | 1, 359   | 3, 344 | 3, 067   |
| 研修室 |     | 1.40     | 4.4      | 07       | 107    | 007      |
| 延べ利 | 用者数 | 148      | 44       | 97       | 167    | 227      |
| 合   | 計   | 1, 960   | 731      | 1, 456   | 3, 511 | 3, 294   |

平成16年度に中期経営計画を策定し、PR活動の効果等により、利用者数は大幅に増加してきたが、平成18年度の延べ利用者数では、前年度に比べ6.1パーセント減少している。

## c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、収支同額である。

(単位:千円)

| Ţ     | 仅 | 入 |        |       | 支 | 出 |        |
|-------|---|---|--------|-------|---|---|--------|
| 委託料収入 |   |   | 4, 851 | 人件費   |   |   | 3, 306 |
|       |   |   |        | 通信費   |   |   | 90     |
|       |   |   |        | 消耗品費  |   |   | 183    |
|       |   |   |        | 燃料費   |   |   | 104    |
|       |   |   |        | 光熱水料費 |   |   | 326    |
|       |   |   |        | 賃借料   |   |   | 259    |
|       |   |   |        | 雑費    |   |   | 119    |
|       |   |   |        | 諸経費   |   |   | 461    |
| 合     | 計 |   | 4, 851 | 合     | 計 |   | 4, 851 |

委託料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、毎年減少している。

(単位:千円)

| 区分    | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|-------|--------|--------|----------|--------|----------|
| 委託料収入 | 7, 035 | 5, 922 | 5, 865   | 5, 097 | 4, 851   |

## ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

### 10 財団法人京都市障害者スポーツ協会

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 福富敬治                       | 設立年月日     | 昭和63年4月1日   |  |
|---------|--------------------------------|-----------|-------------|--|
| 事務所所在地  | 京都市左京区高野玉岡町5番地                 |           |             |  |
| 目 的     | 財団法人京都市障害者スポーツ                 | /協会は,京都市に | こおける障害者スポーツ |  |
| (団体の寄付行 | の振興を図り、もって障害者の値                | 建康の増進,福祉  | 上の向上に寄与すること |  |
| 為に基づく。) | を目的として, 次の事業を行う。               |           |             |  |
|         | ア 障害者の健康の増進を図るためのスポーツについて必要な指導 |           |             |  |
|         | 及び事業の実施                        |           |             |  |
|         | イ 障害者のスポーツ振興に必                 | 必要な各種講習会  | の開催         |  |
|         | ウ 京都市障害者スポーツセン                 | ノターの管理及び  | 運営受託に関する事業  |  |
|         | エ その他寄付行為に定める目                 | 目的を達成するた  | めに必要な事業     |  |

### (2) 出資団体監査

# ア 出資の状況

財団法人京都市障害者スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)の基本財産は2,500万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課である。

### イ 事業の状況

- (ア) 障害者の健康の増進を図るためのスポーツについて必要な指導及び事業
  - a スポーツ教室

水泳 (成人,親子) 教室,放課後スポーツ教室等 167 回 参加者数 2,851 人

- b ワンポイントレッスン ストレッチ・トレーニングワンポイントレッスン等 130 回 参加者数 3,490人
- c スポーツ体験会
- (a) 館内体験会 あんま・マッサージ体験会 12 回 参加者数 139 人
- (b) 館外体験会 スポーツフィッシング体験会,健康運動体験会等 19 回 参加者数 164 人
- d つどい・イベント ハロウィック法水泳の集い等 22 回 参加者数 970 人
- e 各種競技会
- (a) 第 15 回障害者の日市民啓発ふれあい卓球バレー大会 参加者数 699 人
- (b) 第 15 回障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバル 参加者 数 540 人
- (c) その他8大会 延べ参加者数614人
- f スポーツ医事相談
- (a) 医師, 理学療法士による相談 23 件 (リハビリ関連 14 件, その他 9 件)
- (b) 職員による新規利用者への面談及び指導
  - 個人面談数 481 件
  - 指導回数 12 件
  - ・ 運動プログラムの作成及び指導 585 件
- (イ) 障害者のスポーツ振興に必要な各種講習会
  - a 各種目別講習会
  - (a) ミュージックケア京都セミナー 参加者数 230 人
  - (b) その他5講習会 延べ参加者数109人
  - b ボランティア養成のための各種講習会
  - (a) センターボランティア養成講座 受講者数 16 人
  - (b) センターボランティア研修会9回 参加者数129人

- (ウ) 京都市障害者スポーツセンターの管理及び運営受託に関する事業 京都市障害者スポーツセンターの管理運営 56ページ(3)公の施設の指定管理者監査参照
- (エ) その他寄付行為に定める目的を達成するために必要な事業
  - a 地域住民とのふれあい事業
  - (a) センター夏祭り 参加者数 2,246 人
  - (b) みんなで運動会 参加者数 141 人
  - (c) センタークリスマス会 参加者数 1,968 人
  - b 市民啓発のための事業
  - (a) センター機関紙の発行 4回 各2,000 部
  - (b) ホームページによる情報発信 アクセス数 6,500 件
  - (c) 地域への障害者スポーツ啓発 京都福祉まつりへの参加 参加者数 100人
  - (d) 実習生の受け入れ 京都医健専門学校他3団体 合計受入数6人
  - (e) 見学の受け入れ 23 件 合計受入数 541 人
  - c 職員研修
  - (a) スポーツ指導事業関連研修 救急員養成講習会他5講習会 合計派遣者数7人
  - (b) 管理運営業務関連研修 京都市外郭団体実務講習会他 7 講習会
  - (c) 内部研修 心肺蘇生法, 手話, 点字等に係る研修会
  - d 市民への便宜供与に係る事業
  - (a) 定期送迎バスの運行 総運行日数 280 日 総利用者数 5,151 人
  - (b) 団体申請による送迎バスの運行13件 利用者数223人
  - (c) 図書室の利用 利用者数 3,662 人
  - (d) 点字プリンターの供用 利用者数30人
  - e 他の大会等への協力
  - (a) 全国車いす駅伝競走大会への協力,役員派遣
  - (b) ジャパンパラリンピック水泳競技大会役員派遣
  - (c) シッティングバレーボール世界選手権大会コーチ派遣
- ウ 収支及び財産の状況
- (ア) 収支計算書

(単位:千円)

| 区分          | 平成 18 年度 |
|-------------|----------|
| (事業活動収支の部)  |          |
| 事業活動収入      |          |
| 基本財産運用収入    | 435      |
| 事業収入        | 213, 119 |
| 助成金収入       | 2, 560   |
| 雑収入         | 2, 127   |
| 事業活動収入計     | 218, 241 |
| 事業活動支出      |          |
| 事業費         | 159, 702 |
| 管理費         | 41, 883  |
| 事業活動支出計     | 201, 586 |
| 事業活動収支差額    | 16, 654  |
| (投資活動収支の部)  |          |
| 投資活動収入      |          |
| 特定資産取崩収入    | 3, 307   |
| 退職給与預け金取崩収入 | 2, 309   |
| 投資活動収入計     | 5, 616   |
| 投資活動支出      |          |
| 特定資産取得支出    | 7, 050   |
| 固定資産取得支出    | 2, 181   |
| 退職給与預け金支出   | 1,708    |
| 投資活動支出計     | 10, 940  |
| 投資活動収支差額    | △5, 323  |
| 当期収支差額      | 11, 331  |
| 前期繰越収支差額    | 29, 775  |
| 次期繰越収支差額    | 41, 106  |

(単位:千円)

| 区 分       | 平成 17 年度 |
|-----------|----------|
| (収入の部)    |          |
| 基本財産運用収入  | 350      |
| 事業収入      | 212, 894 |
| 補助金等収入    | 560      |
| 雑収入       | 1, 051   |
| 当期収入合計    | 214, 855 |
| 前期繰越収支差額  | 29, 467  |
| 収入合計      | 244, 322 |
| (支出の部)    |          |
| 事業費       | 159, 169 |
| 管理費       | 37, 369  |
| 固定資産取得支出  | 277      |
| 特定預金支出    | 15, 204  |
| 退職給与預け金支出 | 2, 526   |
| 当期支出合計    | 214, 547 |
| 当期収支差額    | 308      |
| 次期繰越収支差額  | 29, 775  |

# (4) 正味財産増減計算書

| 区 分          | 平成 18 年度 |
|--------------|----------|
| (一般正味財産増減の部) |          |
| 経常増減の部       |          |
| 経常収益計        | 217, 767 |
| 経常費用計        | 208, 699 |
| 当期経常増減額      | 9, 068   |
| 経常外増減の部      |          |
| 経常外収益計       | _        |

| 経常外費用計       | 6, 577   |
|--------------|----------|
| 当期経常外増減額     | △6, 577  |
| 当期一般正味財産増減額  | 2, 490   |
| 一般正味財産期首残高   | 94, 476  |
| 一般正味財産期末残高   | 96, 967  |
| (指定正味財産増減の部) |          |
| 受取助成金        | 2,000    |
| 基本財産運用益      | 435      |
| 一般正味財産への振替額  | △1, 961  |
| 当期指定正味財産増減額  | 473      |
| 指定正味財産期首残高   | 27, 675  |
| 指定正味財産期末残高   | 28, 149  |
| 正味財産期末残高     | 125, 116 |

(単位:千円)

| 区 分       | 平成17年度   |
|-----------|----------|
| (増加の部)    |          |
| 資産増加額     | 19, 000  |
| 負債減少額     | _        |
| 増加額合計     | 19,000   |
| (減少の部)    |          |
| 資産減少額     | 1,685    |
| 負債増加額     | 2, 526   |
| 減少額合計     | 4, 211   |
| 当期正味財産増加額 | 14, 789  |
| 前期繰越正味財産額 | 107, 362 |
| 期末正味財産合計額 | 122, 152 |

# (ウ) 貸借対照表

(単位:千円)

| 区 分         | 平成 18 年度  |
|-------------|-----------|
| (資産の部)      |           |
| 流動資産        | 50, 171   |
| 固定資産        | 112, 153  |
| 資産合計        | 162, 324  |
| (負債の部)      |           |
| 流動負債        | 16, 430   |
| 固定負債        | 20, 777   |
| 負債合計        | 37, 208   |
| (正味財産の部)    |           |
| 指定正味財産      | 28, 149   |
| (うち基本財産充当額) | (25, 000) |
| 一般正味財産      | 96, 967   |
| (うち特定資産充当額) | (76, 154) |
| 正味財産合計      | 125, 116  |
| 負債及び正味財産合計  | 162, 324  |

| 区分       | 平成 17 年度  |
|----------|-----------|
| (資産の部)   |           |
| 流動資産     | 36, 104   |
| 固定資産     | 112, 603  |
| 資産合計     | 148, 708  |
| (負債の部)   |           |
| 流動負債     | 6, 328    |
| 固定負債     | 20, 227   |
| 負債合計     | 26, 555   |
| (正味財産の部) |           |
| 正味財産     | 122, 152  |
| (うち基本金)  | (25, 000) |

| (うち当期正味財産増加額) | (14, 789) |
|---------------|-----------|
| 負債及び正味財産合計    | 148, 708  |

### 工 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

## (3) 公の施設の指定管理者監査

## ア 管理している公の施設

スポーツ協会は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、 京都市障害者スポーツセンターの指定管理者となっている。

| 名 称       | 所 在 地     | 主な事業       | 所 管 課   |
|-----------|-----------|------------|---------|
| 京都市障害者スポー | 京都市左京区高野玉 | 障害のある方の身体の | 保健福祉局   |
| ツセンター     | 岡町5番地     | 機能を回復するための | 保健福祉部   |
|           |           | 訓練等の実施,及びス | 障害保健福祉課 |
|           |           | ポーツ、文化活動のた |         |
|           |           | めの施設の提供    |         |

# イ 管理の状況

## (ア) 京都市障害者スポーツセンター

### a 事業の状況

体育室、プール、会議室等の使用許可申請を受け付け、使用許可を行う とともに、スポーツ教室、ストレッチング教室等の事業を行った。

### b 利用の状況

注 稼働率= (年間施設利用数/年間施設利用可能数) ×100

(単位:人,%)

| 区分       | 平成 14 年度            | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|----------|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数   | 146, 560            | 146, 220 | 143, 851 | 144, 675 | 150, 472 |
| 1日平均利用者数 | 523                 | 522      | 512      | 517      | 537      |
| 稼働率      | ( <i>}</i> <u>=</u> | È)       | 75. 7    | 75. 7    | 75. 7    |

注 平成14年度及び平成15年度の稼働率は統計を取っていないため記入していない。

平成 18 年度の延べ利用者数については、約 15 万人と前年度に比べ 4.0 パーセント増加しており、平成 17 年度以降増加傾向にある。また、平成 18 年度の稼働率については、75.7 パーセントと前年度と同率で推移している。

#### c 収支の状況

51ページ ウ 収支及び財産の状況参照

注 平成17年度までは使用料であり、平成18年度は利用料金である。

(単位:千円)

| 区    | 分    | 平成14年度   | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度   | 平成 18 年度 |
|------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 委託料収 | 又入   | 215, 535 | 216, 925 | 213, 478 | 211, 867 | 208, 240 |
| 使用料心 | 又入又は | 2 270    | 2 256    | 2 200    | 2 160    | 2.700    |
| 利用料金 | 划入   | 3, 370   | 3, 356   | 3, 328   | 3, 160   | 3, 728   |

平成 18 年度の委託料については、2億 824 万円と前年度に比べ 1.7 パーセント減少しており、平成 16 年度以降減少傾向にある。また、平成 18 年度の利用料金(平成 17 年度までは使用料)については、減少傾向であったものが、有料利用者の増加により前年度に比べ 18.0 パーセント増加している。

#### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 所管課関係

京都市障害者スポーツセンター条例によると、利用料金は、定められた 額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとされているが、承 認に関する手続きを行っていなかった。規定に従い指定管理者に申請さ せたうえ、承認を行うなど、所定の手続きを適正にされたい。

#### 11 社会福祉法人京都ライトハウス

#### (1) 団体の概要

| 代   | 表 | 者 | 理事長 | 中谷佑一    | 設立年月日    | 昭和36年3月31日 |
|-----|---|---|-----|---------|----------|------------|
| 1 4 | 1 |   | 工士八 | 1 *H YH | 1X-1/1 H |            |

| 事務所所在地  | 京都市北区紫野花ノ坊町 11 番地                |  |  |  |  |  |
|---------|----------------------------------|--|--|--|--|--|
| 目 的     | 社会福祉法人京都ライトハウスは、多様な福祉サービスがその利用者  |  |  |  |  |  |
| (団体の定款に | の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利 |  |  |  |  |  |
| 基づく。)   | 用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は |  |  |  |  |  |
|         | その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが |  |  |  |  |  |
|         | できるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。   |  |  |  |  |  |
|         | アの第一種社会福祉事業                      |  |  |  |  |  |
|         | (ア) 養護老人ホーム(盲老人ホーム)船岡寮の設置経営      |  |  |  |  |  |
|         | (イ) 視覚障害者更生施設鳥居寮の設置経営            |  |  |  |  |  |
|         | (ウ) 身体障害者通所授産施設FSトモニーの設置経営       |  |  |  |  |  |
|         | イ第二種社会福祉事業                       |  |  |  |  |  |
|         | (ア) 視聴覚障害者情報提供施設点字図書館及び点字出版所の設置経 |  |  |  |  |  |
|         | 営(情報ステーション)                      |  |  |  |  |  |
|         | (イ) 身体障害者の更生相談に応ずる事業(在宅視覚障害者巡回歩行 |  |  |  |  |  |
|         | 訓練事業,視覚障害者生活相談事業)                |  |  |  |  |  |
|         | (ウ) 障害福祉サービス事業(生活介護事業所らくらく)      |  |  |  |  |  |
|         | (エ) 障害福祉サービス事業(視覚障害児児童デイサービスあいあい |  |  |  |  |  |
|         | 教室)                              |  |  |  |  |  |
|         | (オ) 老人居宅介護等事業 (ヘルパーステーションふなおか)   |  |  |  |  |  |
|         | (カ) 相談支援事業(京都ライトハウス相談支援室)        |  |  |  |  |  |

# (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

| 名 称      | 総事業費     | 補助金額     | 交付理由       | 所管課     |
|----------|----------|----------|------------|---------|
| 京都ライトハウス | 230, 607 | 147, 366 | 社会福祉法人京都ライ | 保健福祉局   |
| 事業補助金    |          |          | トハウスが行う点字図 | 保健福祉部   |
|          |          |          | 書館及び視覚障害者の | 障害保健福祉課 |
|          |          |          | 歩行訓練は、障害者の |         |
|          |          |          | 自立と社会参加を図  |         |
|          |          |          | り,障害者福祉の向上 |         |

|  | に資すると認められる |  |
|--|------------|--|
|  | ため         |  |

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

#### (ア) 事業の状況

視覚障害者用の点字図書館及び点字出版施設の運営並びに歩行訓練などの 日常生活訓練等の事業を行った。

### (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収       | 入        | 支      | 出        |
|---------|----------|--------|----------|
| 出版事業収入  | 50, 002  | 人件費    | 173, 844 |
| 図書館事業収入 | 5, 801   | 事務費    | 38, 066  |
| 京都市補助金  | 147, 366 | 事業費    | 9, 183   |
| その他     | 42, 476  | その他    | 9, 512   |
| 繰越金     | 33, 024  | 小計     | 230, 607 |
|         |          | 翌年度繰越金 | 48, 061  |
| 合 計     | 278, 669 | 合 計    | 278, 669 |

## ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 所管課関係

京都ライトハウス事業補助金は、点字図書館及び点字出版施設の運営 並びに視覚障害者に対する歩行訓練などの日常生活訓練等に要する経費 全般について補助するものである。

交付決定書類を見たところ、人件費の算定については、事業部門ごとの担当職員の前年度当初人件費を基礎とし、これに必要な係数を乗じることで算出しているが、これらの係数のうち、定期昇給率は根拠を持たないまま一律に3パーセントとしていた。また、人件費以外の経費は事

業費としているが、その算定については、事業部門別に金額を記載しているものの、その内容は示されておらず、いずれも補助金の積算の根拠が不明確であった。

ついては、事業部門ごとに人件費及び事業費の積算の根拠を明らかに するとともに、補助対象の範囲等を明確にするために交付要綱を定め、 これに基づき交付決定等の手続を行うなど、適切な補助金の支出事務に 取り組まれたい。

## (イ) 意見

### a 団体関係

貸借対照表における純資産中に大区分「その他の積立金」を設け、さらにこれを5つの中区分(人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、整備資金積立金、その他の積立金)に細分して積み立てている。

平成 18 年度末の大区分「その他の積立金」残高は、年度中に理事経験者の遺産を高額の寄付として受け入れたことなどにより増加し、1億5,694万円となっており、そのうちの約4分の3、1億2,238万円を中区分「その他の積立金」としていた。

社会福祉法人会計基準では、純資産の大区分「その他の積立金」については、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動収支計算書の当期末繰越活動収支差額から積立金として積み立てた額を計上するものとしており、目的の明確でない積立金は認めていない。また、この積立金には、積立ての目的を示す名称を付すものとするとしている。

社会福祉法人京都ライトハウス(以下「京都ライトハウス」という。) の純資産の中区分「その他の積立金」は、その使途が明確でなく、科目 名も積立ての目的を示す名称ではなかった。

中区分「その他の積立金」について、その存廃も含めて使途を十分に 検討し、適正に会計処理を行うとともに、今後の積立てに当たって慎重 を期するよう、京都ライトハウスに対して適切に指導し、改善されたい。

#### 12 特定非営利活動法人さまさま

#### (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 貴田 譲 設立年月日 平成13年5月17日         |  |  |  |  |
|---------|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市左京区浄土寺下南田町 112 番地の 2           |  |  |  |  |
| 目 的     | 特定非営利活動法人さまさまは、精神障害者が地域生活をするために必  |  |  |  |  |
| (団体の定款に | 要と思われる環境を整えることによって、その福祉の向上と自立に寄与  |  |  |  |  |
| 基づく。)   | し、かつ精神障害者に対する社会的理解を促進することを目的として、次 |  |  |  |  |
|         | の事業を行う。                           |  |  |  |  |
|         | ア 精神障害者が社会生活を営むために必要と思われる共同作業所・   |  |  |  |  |
|         | グループホーム、その他の施設等を設立・運営する事業         |  |  |  |  |
|         | イ 各種精神障害者施設の職員などに対する教育・訓練事業       |  |  |  |  |
|         | ウ 各種精神障害者施設間の情報交換・ネットワーク化を促進するた   |  |  |  |  |
|         | めの事業                              |  |  |  |  |
|         | エ 精神障害者に対する社会的理解を促進するための事業        |  |  |  |  |
|         | オ その他法人の目的を遂行するために必要と思われる事業       |  |  |  |  |

# (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名 称       | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由         | 所管課     |
|-----------|---------|---------|--------------|---------|
| 精神障害者通所訓練 |         |         | 精神障害者の自立更正と社 | 保健福祉局   |
| 事業補助金     |         |         | 会復帰の促進を図ることを | 保健福祉部   |
| (楽々堂)     | 17, 715 | 17, 474 | 目的とした精神障害者共同 | 障害保健福祉課 |
| (YOUYOU館) | 18, 929 | 17, 485 | 作業所の運営に必要なため |         |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

# (ア) 事業の状況

精神障害者通所訓練事業に使用する施設である楽々堂及びYOUYOU館を管理運営し、精神障害者の自立更生と社会復帰の促進を図るため、生活指導、作業訓練及び社会適応訓練を行った。

# a 楽々堂

(a) 年度末通所登録者数 24 人

- (b) 延べ通所人員 2,230 人
- (c) 訪問指導 13 件
- (d) 電話指導 530 件

# b YOUYOU館

- (a) 年度末通所登録者数 24 人
- (b) 延べ通所人員 2,003 人
- (c) 訪問指導 8件
- (d) 電話指導 387 件

# (イ) 収支の状況

a 楽々堂

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支 出      |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 京都市補助金 | 17, 474 | 人件費      | 14, 431 |
| 会費収入   | 143     | 需用費      | 963     |
| その他    | 96      | 役務費      | 252     |
|        |         | 使用料及び賃借料 | 1, 734  |
|        |         | その他      | 334     |
| 合 計    | 17, 715 | 合 計      | 17, 715 |

# b YOUYOU館

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支 出      |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 京都市補助金 | 17, 485 | 人件費      | 15, 526 |
| 会費収入   | 135     | 需用費      | 1, 183  |
| その他    | 40      | 役務費      | 236     |
| 団体負担分  | 1, 267  | 使用料及び賃借料 | 1, 982  |
| 合 計    | 18, 929 | 合 計      | 18, 929 |

# ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# 13 社会福祉法人京都国際社会福祉協力会

### (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 所 久雄 設立年月日 昭和48年2月27日          |  |  |  |  |  |
|---------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市伏見区桃山町本多上野84番地8                 |  |  |  |  |  |
| 目 的     | 社会福祉法人京都国際社会福祉協力会は、多様な福祉サービスがその    |  |  |  |  |  |
| (団体の定款に | 利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することによ   |  |  |  |  |  |
| 基づく。)   | り、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、   |  |  |  |  |  |
|         | 又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むこ   |  |  |  |  |  |
|         | とができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。   |  |  |  |  |  |
|         | アの第一種社会福祉事業                        |  |  |  |  |  |
|         | (ア) 知的障害者授産施設京都のぞみ学園の設置経営          |  |  |  |  |  |
|         | (イ) 知的障害者授産施設京都市みぶ学園の指定管理          |  |  |  |  |  |
|         | (ウ) 身体障害者授産施設京都市みぶ障害者授産所の指定管理      |  |  |  |  |  |
|         | (エ) 知的障害者授産施設京都市横大路学園の指定管理         |  |  |  |  |  |
|         | (オ) 知的障害者福祉工場京都市横大路福祉工場の指定管理       |  |  |  |  |  |
|         | イ 第二種社会福祉事業                        |  |  |  |  |  |
|         | (ア) 身体障害者福祉センター京都市みぶ身体障害者福祉会館の指定管理 |  |  |  |  |  |
|         | (イ) 障害福祉サービス事業(みぶ自立生活支援センターふきのとう)  |  |  |  |  |  |
|         | (ウ) 障害福祉サービス事業(のぞみ親子相談室)           |  |  |  |  |  |
|         | (エ) 障害福祉サービス事業(稲荷ホーム)              |  |  |  |  |  |
|         | (オ) 福祉ホーム洛東ホームの設置経営                |  |  |  |  |  |

# (2) 公の施設の指定管理者監査

# ア 管理している公の施設

京都国際社会福祉協力会(以下「協力会」という。)は、平成 18 年4月1 日から平成23年3月31日までの5年間、京都市みぶ学園、京都市みぶ身体障 害者福祉会館、京都市みぶ障害者授産所等の5施設の指定管理者となっている。 このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称     | 所 在 地        | 主な事業      | 所 管 課 |
|---------|--------------|-----------|-------|
| 京都市みぶ学園 | 京都市中京区壬生     | 安定した授産科目と | 保健福祉局 |
|         | 坊城町 19 番地の 4 | 作業量の確保,生活 | 保健福祉部 |

|           |           | 実態に基づいた個別 | 障害保健福祉課 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
|           |           | 支援計画の立案及び |         |
|           |           | 自立生活の確保   |         |
| 京都市みぶ身体障害 | 京都市中京区壬生坊 | 利用者が居宅におい |         |
| 者福祉会館     | 城町19番地の4  | て自立した日常生活 |         |
|           |           | を営むことができる |         |
|           |           | 生活介護事業の実施 |         |

# イ 管理の状況

# (ア) 京都市みぶ学園

a 事業の状況

知的障害者福祉法に基づく通所授産施設の運営を行った。

b 利用の状況

(単位:日,人)

| 区分    | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開所日数  | 237    | 238    | 233    | 235    | 248    |
| 定員数   | 40     | 40     | 40     | 40     | 40     |
| 実利用者数 | 40     | 38     | 38     | 38     | 38     |

実利用者数については、ほぼ横ばいで推移している。

# c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、1,056万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、支援費及び利用者負担金を含んでいる。

| 収 入    |         | 支 出    |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 授産事業収入 | 12, 965 | 授産事業支出 | 12, 965 |
| 利用料金収入 | 71, 108 | 人件費    | 53, 381 |
| 京都市補助金 | 640     | 事務費    | 2, 092  |
| その他    | 6, 590  | 事業費    | 9, 257  |

|     |         | その他 | 3, 045  |
|-----|---------|-----|---------|
| 合 計 | 91, 304 | 合 計 | 80, 742 |

収支差額 10,561千円

授産事業収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

授産事業収入については、平成16年度以降増加傾向にある。

利用料金収入については、平成15年度に支援費制度が導入されたことにより、利用者負担金としての利用料金が設定された。平成18年度には、障害者自立支援法の施行により利用料金の算定方法が月単位から日単位に変更となったことにより、減少している。

(単位:千円)

| 区 分    | 平成14年度 | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 授産事業収入 | 7, 381 | 6, 591  | 9, 615  | 12, 652 | 12, 965 |
| 利用料金収入 | _      | 81, 780 | 80, 090 | 82, 705 | 71, 108 |

## (イ) 京都市みぶ身体障害者福祉会館

### a 事業の状況

生活介護事業を実施するとともに,みぶ身体障害者福祉会館の研修室の 使用許可申請を受け付け,使用許可を行った。

#### b 利用の状況

### (a) 生活介護事業

(単位:人)

| 区分        | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録人数      | 15     | 21     | 22     | 20     | 16     |
| 1日平均利用人数  | 5. 2   | 7. 5   | 9. 9   | 8. 7   | 7. 9   |
| 実利用者数(定員) | 10     | 12     | 12     | 12     | 10     |

生活介護事業については、利用定員を超過することなく事業が運営されている。

### (b) 貸館事業

注 稼働率= (年間施設利用数/年間施設利用可能数) ×100

(単位:件,%)

| 区分      | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用件数  | 1, 106 | 1, 116 | 1, 114 | 1, 140 | 1, 152 |
| 稼働率(昼間) | 67.8   | 81. 7  | 54. 3  | 63. 7  | 65. 5  |
| 稼働率(夜間) | 63. 8  | 60. 5  | 48.8   | 51. 1  | 49. 1  |

貸館事業については、無料で3つの研修室等を貸し出すものであるが、過去5年間の利用率を見ると、やや増加の傾向はあるものの、ほぼ横ばいの状況である。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、441万円の黒字となっている。 注 利用料金収入には、支援費及び利用者負担金を含んでいる。

(単位:千円)

| 収 入    |         | 支 出 |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 委託料収入  | 36, 700 | 人件費 | 39, 092 |
| 利用料金収入 | 13, 535 | 事務費 | 1, 146  |
| その他    | 5, 631  | 事業費 | 3, 168  |
|        |         | その他 | 8, 047  |
| 合 計    | 55, 866 | 合 計 | 51, 455 |

収支差額 4,411千円

委託料収入及び利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

委託料収入については、平成15年度以降ほぼ横ばいである。

利用料金収入については、支援費制度が導入されたことにより利用者負担金として利用料金が設定され、平成15年度から収入している。

| 区 分 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
|------------|--------|--------|--------|--------|

| 委託料収入  | 56, 454 | 37, 603 | 36, 236 | 36, 555 | 36, 700 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用料金収入 | -       | 13, 645 | 16, 031 | 13, 765 | 13, 535 |

### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として市長に措置を求めるべき問題点があった。

### (ア) 監査の結果

### a 団体関係

貸与物品の管理については、物品の貸与及び管理に関する協定に基づき、 京都市の例により備品台帳で整理することとされているが、備品台帳が 指定管理者となる以前のものとなっており、その後行った返納手続等を 反映したものとなっていなかった。

貸与物品の管理について、備品台帳が現状を正しく示すものとなるよう、 協定に基づき、物品の異動のつど、備品台帳に記載するなど、適正な事 務をするよう、協力会に対して指導し、改められたい。

### 14 社会福祉法人京都障害児福祉協会

### (1) 団体の概要

| 代   | 表                        | 者   | 理事長                        |                               | 小池清廉                          | 設立年月日     | 昭和47年4月18日         |
|-----|--------------------------|-----|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------|--------------------|
| 事務  | 7務所所在地 京都市北区紫野下若草町 12 番地 |     |                            |                               |                               |           |                    |
| 目   |                          | 的   | 社会                         | 福                             | 社法人京都障害児福祉                    | 協会は,多様な福  | <b>福祉サービスがその利用</b> |
| (団体 | 本の定                      | 款に  | 者の意                        | 向                             | を尊重して総合的に提                    | 供されるよう創意  | 紅夫することにより,         |
| 基づ  | S<.)                     |     | 利用者                        | が                             | ,個人の尊厳を保持して                   | つつ, 自立した生 | 三活を地域社会において        |
|     |                          |     | 営むこ                        | と                             | ができるよう支援する。                   | ことを目的として  | て、次の社会福祉事業を        |
|     |                          |     | 行う。                        |                               |                               |           |                    |
|     |                          |     | ア                          | 第                             | 一種社会福祉事業                      |           |                    |
|     |                          |     | (7)                        | (7) 身体障害者療護施設洛西ふれあいの里療護園の指定管理 |                               |           | 護園の指定管理            |
|     |                          | (1) |                            |                               | (イ) 身体障害者授産施設京都市紫野障害者授産所の指定管理 |           |                    |
|     |                          |     | (ウ)                        | (ウ) 知的障害者更生施設洛西ふれあいの里更生園の指    |                               |           | 生園の指定管理            |
|     |                          |     | (エ) 知的障害者更生施設京都市大原野の杜の指定管理 |                               |                               |           |                    |
|     |                          |     | (才)                        |                               | 知的障害者授產施設洛西                   | gふれあいの里授  | 産園の指定管理            |

- (カ) 知的障害者通勤寮京都市若草寮及び京都市築山寮の指定管理
- (キ) 知的障害児通園施設京都市児童療育センター(きらきら園)の 指定管理
- (ク) 知的障害児通園施設(ポッポ)の指定管理

#### イ 第二種社会福祉事業

- (ア) 障害福祉サービス事業
- (4) 相談支援事業
- (ウ) 移動支援事業
- (エ) 地域活動支援センターの設置運営
- (オ) 児童の福祉の増進について相談に応じる事業
- (カ) 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

# (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都障害児福祉協会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市若草寮、京都市心身障害児福祉会館等の11施設の指定管理者となっている。このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称         | 所 在 地     | 主な事業       | 所管課     |
|-------------|-----------|------------|---------|
| 京都市若草寮      | 京都市北区紫野下若 | 知的障害者通勤寮(男 | 保健福祉局   |
|             | 草町 12 番地  | 性寮)の運営     | 保健福祉部   |
| 京都市心身障害児福   | 京都市北区紫野下若 | 心身障害者の福祉を  | 障害保健福祉課 |
| 祉会館         | 草町 12 番地  | 目的とした活動等の  |         |
| (生活介護事業所コス  |           | ための施設の提供及  |         |
| モス及び知的障害児   |           | び生活介護事業並び  |         |
| 通園施設ポッポを含   |           | に知的障害児通園施  |         |
| <b>t</b> s) |           | 設の運営       |         |

## イ 管理の状況

- (7) 京都市若草寮
  - a 事業の状況

- (a) 利用者への支援活動(就労支援,日常生活支援,実習棟を活用した自立に向けた支援,余暇支援等)
- (b) 見学及び体験入学の受入れ

# b 利用の状況

(単位:人)

| 区   | 分 | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|-----|---|--------|----------|--------|--------|----------|
| 定員  |   | 20     | 20       | 20     | 20     | 20       |
| 在籍者 | 数 | 15     | 19       | 16     | 12     | 12       |

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 19 年度から新規の入寮は受け付けていない。

#### c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、1,239 万円の団体負担分が 生じ、赤字となっている。

(単位:千円)

| 収 入        |         | 支 出 |         |
|------------|---------|-----|---------|
| 利用料金収入     | 14, 145 | 人件費 | 29, 253 |
| 京都市補助金     | 9, 300  | 事務費 | 4, 460  |
| 経理区分間繰入金収入 | 3,000   | 事業費 | 4, 483  |
| その他        | 641     | その他 | 1, 279  |
| 団体負担分      | 12, 390 |     |         |
| 合 計        | 39, 476 | 合 計 | 39, 476 |

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

平成 15 年度に支援費制度が導入されたことにより、利用者負担金としての利用料金が設定された。平成 18 年度は、障害者自立支援法の施行により利用料金の算定方法が月単位から日単位に変更となったことにより、大きく減少している。

| 区 分 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|

| 利用料金収入 2,728 24,716 21,690 | 22, 134 | 14, 145 |
|----------------------------|---------|---------|
|----------------------------|---------|---------|

#### (イ) 京都市心身障害児福祉会館

指定管理者として管理している施設には、生活介護事業所コスモス(以下「コスモス」という。)及び知的障害児通園施設ポッポ(以下「ポッポ」という。)が含まれている。

## a 事業の状況

- (a) 京都市心身障害児福祉会館(以下「福祉会館」という。) 貸館業務,車いす貸出業務,ボランティア研修等
- (b) コスモス

介護が必要な障害者に,入浴や食事の介護などの支援を行うとともに, 創作的活動や生産活動の機会の提供等を行った。

## (c) ポッポ

知的障害のある児童に必要な訓練や指導を行うとともに、保護者への 面談、学習会等の支援を行った。

#### b 利用の状況

(単位:人)

| 区分         | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福祉会館延べ利用者数 | 31, 851 | 57, 524 | 33, 474 | 35, 543 | 38, 286 |
| コスモス延べ利用者数 | 2, 199  | 2, 595  | 2, 828  | 2, 829  | 3, 092  |
| ポッポ在籍者数    | 40      | 50      | 55      | 53      | 61      |

コスモスの延べ利用者数については、平成18年10月にデイサービス事業から生活介護事業に移行したことにより、利用者の最大通所可能回数が週4日から週5日になったため、前年度に比べ増加した。

また、ポッポの在籍者数については、平成18年10月からの障害者自立支援法の施行に伴い受入人数を増やしたため、前年度に比べ増加した。

#### c 収支の状況

#### (a) 福祉会館

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、251 万円の黒字となって

いる。

(単位:千円)

| 収 入   |         | 支 出        |         |
|-------|---------|------------|---------|
| 委託料収入 | 48, 234 | 人件費        | 35, 052 |
| その他   | 25      | 事務費        | 7, 140  |
|       |         | 経理区分間繰入金支出 | 2,000   |
|       |         | その他        | 1, 552  |
| 合 計   | 48, 260 | 合 計        | 45, 746 |

収支差額 2,514千円

委託料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、平成16年度以降連続して増加している。

(単位:千円)

| 区分    | 平成 14 年度 | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|-------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 委託料収入 | 45, 867  | 45, 415 | 45, 740 | 46, 929 | 48, 234  |

## (b) コスモス

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、176 万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収 入    |         |     | 支 | 出 |         |
|--------|---------|-----|---|---|---------|
| 利用料金収入 | 29, 011 | 人件費 |   |   | 41, 057 |
| 京都市補助金 | 17, 484 | 事務費 |   |   | 1, 956  |
| その他    | 5, 362  | 事業費 |   |   | 1, 687  |
|        |         | その他 |   |   | 5, 394  |
| 合 計    | 51, 858 | 合   | 計 |   | 50, 096 |

収支差額 1,762 千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。 平成 15 年度に支援費制度が導入されたことにより利用者負担金とし

ての利用料金が設定された。この利用料金収入については、平成 16 年度は制度変更による支援費単価の減等により減少し、また、平成 18 年度には障害者自立支援法の施行に伴い、生活介護事業に移行したことによる報酬額の増により増加した。

(単位:千円)

| 区分     | 平成14年度 | 平成15年度  | 平成 16 年度 | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|--------|--------|---------|----------|---------|----------|
| 利用料金収入 | 677    | 18, 524 | 16, 304  | 16, 535 | 29, 011  |

# (c) ポッポ

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、353 万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収 入    |         | 支 出        |         |  |
|--------|---------|------------|---------|--|
| 利用料金収入 | 23, 815 | 人件費        | 46, 340 |  |
| 措置費    | 28, 424 | 事務費        | 1, 723  |  |
| 京都市補助金 | 5, 152  | 事業費        | 2, 170  |  |
| その他    | 608     | 経理区分間繰入金支出 | 3, 500  |  |
|        |         | その他        | 728     |  |
| 合 計    | 58, 001 | 合 計        | 54, 462 |  |

収支差額 3,538 千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

支援費制度によるデイサービス事業を行った平成 15 年度を除いて, 措置費制度による通園施設であったが,障害者自立支援法の施行に伴い,平成 18 年 10 月から利用者負担金としての利用料金が設定されている。

| 区   | 分   | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|-----|-----|--------|----------|----------|--------|----------|
| 利用料 | 金収入 | 609    | 13, 958  | -        | -      | 23, 815  |

# ウ 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

# 15 社会福祉法人平安養育院

# (1) 団体の概要

| 代 表 者  | 理事長 佐藤諦学                 | 设立年月日 昭和27年5月17日             |  |  |
|--------|--------------------------|------------------------------|--|--|
| 事務所所在地 | 京都市東山区新橋通大和大路東入3         | 京都市東山区新橋通大和大路東入3丁目林下町400番地の3 |  |  |
| 目 的    | 社会福祉法人平安養育院は、多様          | な福祉サービスがその利用者の意向             |  |  |
| (団体の定詞 | を尊重して総合的に提供されるよう         | う創意工夫することにより, 利用者            |  |  |
| に基づく。) | が、個人の尊厳を保持しつつ、心身         | ともに健やかに育成されるよう支援             |  |  |
|        | することを目的として,次の社会福祉        | することを目的として、次の社会福祉事業を行う。      |  |  |
|        | ア 第一種社会福祉事業              | ア 第一種社会福祉事業                  |  |  |
|        | (ア) 児童養護施設平安養育院の記        | (ア) 児童養護施設平安養育院の設置経営         |  |  |
|        | (4) 知的障害児通園施設むくの木学園の設置経営 |                              |  |  |
|        | イの第二種社会福祉事業              |                              |  |  |
|        | (ア) 児童の福祉について相談に応ずる事業    |                              |  |  |
|        | (青少年自立相談援助ホーム東樹の設置経営)    |                              |  |  |

# (2) 財政援助団体監査

# ア 監査の対象とした補助金

| 名     | 称    | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由          | 所管課     |
|-------|------|---------|---------|---------------|---------|
| 公設民営阿 | 章害関係 | 9, 702  | 7, 276  | 京都市が設置し、運営を委  | 保健福祉局   |
| 施設の民  | 没化補助 |         |         | 託していた知的障害児通園  | 保健福祉部   |
| 金     |      |         |         | 施設の建物の購入者に対す  | 障害保健福祉課 |
|       |      |         |         | る補助を行い, 円滑な運営 |         |
|       |      |         |         | を図るため         |         |
| 京都市自立 | 立援助ホ | 29, 245 | 18, 012 | 児童養護施設を退所した児  | 保健福祉局   |
| ーム運営  | 費補助金 |         |         | 童等に対して相談援助及び  | 子育て支援部  |
|       |      |         |         | 生活指導を行う自立援助ホ  | 児童家庭課   |
|       |      |         |         | ームの円滑な運営を図るた  |         |

- イ 補助金に係る事業及び収支の状況
  - (ア) 公設民営障害関係施設の民設化補助金
    - a 事業の状況

知的障害児通園施設むくの木学園の建物の購入資金に対し、補助を行った。

- (a) 買受金額 970 万円
- (b) 補助金交付額 727 万円 (買受金額×3/4)
- b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入      |      | 支 | 出      |
|--------|--------|------|---|--------|
| 京都市補助金 | 7, 276 | 建物購入 |   | 9, 702 |
| 団体負担分  | 2, 425 |      |   |        |
| 合 計    | 9, 702 | 合    | 計 | 9, 702 |

#### (イ) 京都市自立援助ホーム運営費補助金

a 事業の状況

青少年自立援助ホーム東樹において、義務教育を終えて、就学又は就労 した後の状況が安定しない少年に対し、生活の場を提供し、社会的自立を 援助した。

- (a) 入所による援助 平成18年度末 6人(定員 男子のみ10人)
- (b) 通所による援助
- (c) 保護者カウンセリング
- (d) その他 「サロン・ド・東樹」等の事業
- b 収支の状況

| 収      | 入       | 支   | 出       |
|--------|---------|-----|---------|
| 京都市補助金 | 18, 012 | 人件費 | 21, 332 |
| 利用料金収入 | 2, 469  | 事業費 | 4, 928  |

| 寄付金収入      | 1, 690  | 事務費    | 1, 771  |
|------------|---------|--------|---------|
| 雑収入        | 456     | その他    | 1, 213  |
| 経理区分間繰入金収入 | 8,000   | 小計     | 29, 245 |
|            |         | 翌年度繰越金 | 1, 382  |
| 合 計        | 30, 627 | 合 計    | 30, 627 |

# ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

# 16 社会福祉法人京都福祉サービス協会

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 森田 昱 設立年月日 平成5年7月30日         |  |  |
|---------|----------------------------------|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1     |  |  |
| 目 的     | 社会福祉法人京都福祉サービス協会は、多様な福祉サービスがその利  |  |  |
| (団体の定款に | 用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することによ  |  |  |
| 基づく。)   | り、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成さ  |  |  |
|         | れ、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営 |  |  |
|         | むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。   |  |  |
|         | ア 第一種社会福祉事業                      |  |  |
|         | (7) 軽費老人ホームの設置経営                 |  |  |
|         | (イ) 特別養護老人ホームの設置経営、指定管理          |  |  |
|         | イ 第二種社会福祉事業                      |  |  |
|         | (ア) 老人居宅介護等事業                    |  |  |
|         | (イ) 障害福祉サービス事業                   |  |  |
|         | (ウ) 老人デイサービスセンターの設置経営、指定管理       |  |  |
|         | (工) 老人短期入所事業                     |  |  |
|         | (オ) 老人介護支援センターの設置経営              |  |  |
|         | (カ) 児童厚生施設(児童館)の設置経営、指定管理        |  |  |
|         | (キ) 放課後児童健全育成事業の受託               |  |  |

#### (2) 出資団体監査

### ア 出資の状況

社会福祉法人京都福祉サービス協会(以下「福祉サービス協会」という。)

の基本財産は5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、保健福祉局長寿社会部長寿福祉課である。

### イ 事業の状況

#### (ア) 第一種社会福祉事業

a 軽費老人ホームの設置経営

注 入所者は年度末現在の状況である。

(単位:人)

| 区 分       | 定員 | 入所者数 |
|-----------|----|------|
| ケアハウス久我の杜 | 50 | 48   |

#### b 特別養護老人ホームの設置経営, 指定管理

#### (a) 特別養護老人ホームの設置経営

注 入所者は年度末現在の状況である。

(単位:人)

| 区分   | 定員 | 入所者数   |
|------|----|--------|
| 紫野   | 60 | 60     |
| 西七条  | 50 | 51 (注) |
| 塔南の園 | 70 | 69     |

注 西七条の入所者のうち1人は、京都市緊急入所システムによる入所者数である。

#### (b) 特別養護老人ホームの指定管理

注 入所者は年度末現在の状況である。

(単位:人)

| 区 分   | 定員 | 入所者数 |
|-------|----|------|
| 京都市小川 | 70 | 70   |
| 京都市本能 | 90 | 90   |
| 京都市修徳 | 80 | 78   |

### (イ) 第二種社会福祉事業

- a 老人居宅介護等事業 訪問介護利用者数(平成 19 年 3 月実績)6,086 人
- b 障害福祉サービス事業 居宅介護利用者数 766 人
- c 老人デイサービスセンターの設置経営,指定管理
- (a) 老人デイサービスセンターの設置経営

(単位:人)

| 区分   | 定 員 | 1 日平均利用者数 |
|------|-----|-----------|
| 紫野   | 40  | 33. 3     |
| 西七条  | 30  | 21.7      |
| 塔南の園 | 35  | 30.0      |
| 久我の杜 | 30  | 21.4      |

#### (b) 老人デイサービスセンターの指定管理

(単位:人)

| 区分    | 定 員 | 1 日平均利用者数 |
|-------|-----|-----------|
| 京都市小川 | 30  | 26. 0     |
| 京都市本能 | 35  | 26. 9     |
| 京都市修徳 | 27  | 25. 0     |
| 京都市西院 | 35  | 25. 0     |

### d 老人短期入所事業

- 注1 稼働率={延べ入所日数/(定員×365 日)}×100
- 注2 稼働率が 100 パーセントを超えているのは、特別養護老人ホームの空床利用分を含むためである。

(単位:人,%)

| 区分             | 定 員   | 稼働率    |
|----------------|-------|--------|
| 特別養護老人ホーム紫野    | 空床利用型 | _      |
| 京都市小川特別養護老人ホーム | 30    | 96. 7  |
| 京都市本能特別養護老人ホーム | 10    | 114. 0 |

| 京都市修徳特別養護老人ホーム | 27 | 103. 2 |
|----------------|----|--------|
| 特別養護老人ホーム西七条   | 10 | 103. 9 |
| 特別養護老人ホーム塔南の園  | 6  | 116. 0 |

- e 老人介護支援センターの設置経営 2箇所
- f 児童厚生施設(児童館)の設置経営,指定管理
- (a) 児童館の設置経営 塔南の園児童館 1日平均利用者数 111.7 人
- (b) 児童館の指定管理 京都市修徳児童館 1日平均利用者数 86.2人
- g 放課後児童健全育成事業の受託

(単位:人)

| 区分       | 学童クラブ登録者数 | 1 日平均利用者数 |
|----------|-----------|-----------|
| 塔南の園児童館  | 72        | 50. 5     |
| 京都市修徳児童館 | 66        | 44. 2     |

### (ウ) 公益事業

- a 居宅介護支援事業(ケアマネジメント) 給付管理件数(平成19年3月実績)3,180人
- b 難病患者等居宅生活援助事業 利用者数(平成19年3月実績)4人
- c 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- (a) 地域包括支援センターの京都市からの受託 6箇所(うち4箇所が指定管理者)
- (b) 地域介護予防推進センターの京都市からの受託 1箇所
- d 介護保険適用外老人居宅介護等事業 ほのぼのサービス 464 件
- e ホームヘルパー養成研修事業 新規養成ヘルパー118 人
- ウ 収支及び財産の状況
- (ア) 資金収支計算書

| (経常活動による収入)  |             |             |             |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護保険収入       | 6, 537, 444 | 6, 434, 559 | 102, 885    |
| 自立支援収入       | 604, 349    | -           | 604, 349    |
| 支援費収入        | -           | 583, 037    | △583, 037   |
| 私的契約利用料収入    | 35, 620     | 18, 820     | 16, 799     |
| 事業収入         | 63, 504     | 154, 394    | △90, 890    |
| 経常経費補助金収入    | 79, 418     | 76, 163     | 3, 254      |
| 寄付金収入        | 28, 583     | 15, 445     | 13, 138     |
| 雑収入          | 44, 366     | 46, 818     | △2, 452     |
| 借入金利息補助金収入   | 18, 946     | 29, 237     | △10, 291    |
| 受取利息配当金収入    | 3, 466      | 333         | 3, 132      |
| 経理区分間繰入金収入   | 1, 838, 582 | 456, 102    | 1, 382, 480 |
| 経常収入計        | 9, 254, 283 | 7, 814, 914 | 1, 439, 369 |
| (経常活動による支出)  |             |             |             |
| 人件費支出        | 5, 260, 612 | 5, 723, 516 | △462, 904   |
| 事務費支出        | 646, 341    | 572, 096    | 74, 245     |
| 事業費支出        | 426, 516    | 426, 710    | △193        |
| 利用者負担軽減額     | 9, 129      | 4, 639      | 4, 490      |
| 借入金利息支出      | 22, 264     | 32, 784     | △10, 520    |
| 経理区分間繰入金支出   | 1, 838, 582 | 456, 102    | 1, 382, 480 |
| 雑損失          | 15, 567     | 10, 788     | 4, 779      |
| 経常支出計        | 8, 219, 014 | 7, 226, 637 | 992, 376    |
| 経常活動資金収支差額   | 1, 035, 268 | 588, 276    | 446, 992    |
| (施設整備等による収入) |             |             |             |
| 施設整備等補助金収入   | 3, 870      | 790         | 3, 080      |
| 施設整備等寄付金収入   | _           | 1,000       | △1,000      |
| 固定資産売却収入     | 4, 158      | 8,638       | △4, 480     |
| 施設整備等収入計     | 8, 028      | 10, 428     | △2, 400     |
| (施設整備等による支出) |             |             |             |
| 固定資産取得支出     | 103, 512    | 45, 289     | 58, 222     |

| 施設整備等支出計         | 103, 512    | 45, 289     | 58, 222          |
|------------------|-------------|-------------|------------------|
| 施設整備等資金収支差額      | △95, 484    | △34, 860    | △60, 623         |
| (財務活動による収入)      |             |             |                  |
| 借入金収入            | 945, 000    | 225, 400    | 719, 600         |
| 借入金元金償還補助金収入     | 1, 500      | 1, 500      | -                |
| 積立預金取崩収入         | 14, 573     | -           | 14, 573          |
| その他収入            | 245, 139    | 27, 791     | 217, 347         |
| 財務収入計            | 1, 206, 212 | 254, 691    | 951, 520         |
| (財務活動による支出)      |             |             |                  |
| 借入金元金償還金支出       | 467, 790    | 520, 900    | △53 <b>,</b> 110 |
| 投資有価証券取得支出       | 86, 241     | _           | 86, 241          |
| 積立預金積立支出         | 285, 373    | 73, 941     | 211, 431         |
| その他の支出           | 1, 045, 170 | 77, 162     | 968, 008         |
| 流動資産評価減等による資金減り額 | △2, 150     | _           | △2, 150          |
| 財務支出計            | 1, 882, 425 | 672, 004    | 1, 210, 421      |
| 財務活動資金収支差額       | △676, 213   | △417, 312   | △258, 900        |
| 当期資金収支差額合計       | 263, 571    | 136, 102    | 127, 468         |
| 前期末支払資金残高        | 2, 348, 647 | 2, 212, 544 | 136, 102         |
| 当期末支払資金残高        | 2, 612, 218 | 2, 348, 647 | 263, 571         |

# (4) 事業活動収支計算書

| 区 分       | 平成 18 年度    | 平成 17 年度    | 対前年度比較    |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| (事業活動収入)  |             |             |           |
| 介護保険収入    | 6, 537, 444 | 6, 434, 559 | 102, 885  |
| 自立支援収入    | 604, 349    | _           | 604, 349  |
| 支援費収入     | _           | 583, 037    | △583, 037 |
| 私的契約利用料収入 | 35, 620     | 18, 820     | 16, 799   |
| 事業収入      | 63, 504     | 154, 394    | △90, 890  |
| 経常経費補助金収入 | 79, 418     | 76, 163     | 3, 254    |

| 寄付金収入          | 28, 583     | 15, 445     | 13, 138     |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 雑収入            | 44, 366     | 46, 818     | △2, 452     |
| 借入金利息補助金収入     | 1, 500      | 1, 500      | -           |
| 引当金戻入          | 48, 452     | 32, 027     | 16, 425     |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額 | 115, 371    | 117, 765    | △2, 394     |
| 事業活動収入計        | 7, 558, 611 | 7, 480, 533 | 78, 077     |
| (事業活動の支出)      |             |             |             |
| 人件費支出          | 5, 260, 612 | 5, 723, 516 | △462, 904   |
| 事務費支出          | 646, 341    | 572, 096    | 74, 245     |
| 事業費支出          | 426, 516    | 426, 710    | △193        |
| 利用者負担軽減額       | 9, 129      | 4, 639      | 4, 490      |
| 減価償却費          | 190, 250    | 192, 101    | △1,850      |
| 引当金繰入          | 48, 361     | 40, 760     | 70, 601     |
| 事業活動支出計        | 6, 581, 211 | 6, 959, 823 | △378, 612   |
| 事業活動収支差額       | 977, 400    | 520, 709    | 456, 690    |
| (事業活動外収入)      |             |             |             |
| 借入金利息補助金収入     | 18, 946     | 29, 237     | △10, 291    |
| 受取利息配当金収入      | 3, 466      | 333         | 3, 132      |
| 経理区分間繰入金収入     | 1, 838, 582 | 456, 102    | 1, 382, 480 |
| 有価証券売却益        | 2, 150      | _           | 2, 150      |
| 事業活動外収入計       | 1, 863, 145 | 485, 673    | 1, 377, 472 |
| (事業活動外支出)      |             |             |             |
| 借入金利息支出        | 22, 264     | 32, 784     | △10, 520    |
| 経理区分間繰入金支出     | 1, 838, 582 | 456, 102    | 1, 382, 480 |
| 雑損失            | 15, 567     | 10, 788     | 4, 779      |
| 事業活動外支出計       | 1, 876, 415 | 499, 675    | 1, 376, 740 |
| 事業活動外収支差額      | △13, 269    | △14, 001    | 732         |
| 経常収支差額         | 964, 130    | 506, 708    | 457, 422    |
| (特別収入)         |             |             |             |
| 施設整備等補助金収入     | 3, 870      | 790         | 3, 080      |

| 施設整備等寄附金収入     | -           | 1,000       | △1,000   |
|----------------|-------------|-------------|----------|
| その他の特別収入       | 2, 910      | -           | 2, 910   |
| 特別収入計          | 6, 780      | 1, 790      | 4, 990   |
| (特別支出)         |             |             |          |
| 固定資産売却損・処分損    | 372         | 2, 147      | △1,775   |
| 国庫補助金等特別積立金積立額 | 3, 390      | 790         | 2,600    |
| その他特別損失        | 22, 594     | 4, 715      | 17, 878  |
| 特別支出計          | 26, 356     | 7, 653      | 18, 703  |
| 特別収支差額         | △19, 576    | △5, 863     | △13, 712 |
| 当期活動収支差額       | 944, 554    | 500, 845    | 443, 709 |
| 前期繰越活動収支差額     | 2, 364, 790 | 1, 937, 887 | 426, 903 |
| 当期末繰越活動収支差額    | 3, 309, 345 | 2, 438, 732 | 870, 612 |
| その他の積立金取崩額     | 14, 573     | -           | 14, 573  |
| その他の積立金積立額     | 285, 373    | 73, 941     | 211, 431 |
| 次期繰越活動収支差額     | 3, 038, 545 | 2, 364, 790 | 673, 754 |

# (ウ) 貸借対照表

| 区 分      | 平成 18 年度    | 平成17年度      | 対前年度比較      |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| (資産の部)   |             |             |             |
| 流動資産     | 3, 596, 466 | 3, 555, 740 | 40, 725     |
| 固定資産     | 5, 385, 135 | 4, 339, 014 | 1, 046, 120 |
| 基本財産     | 3, 136, 136 | 3, 256, 964 | △120, 827   |
| その他の固定資産 | 2, 248, 998 | 1, 082, 049 | 1, 166, 948 |
| 資産合計     | 8, 981, 602 | 7, 894, 755 | 1, 086, 846 |
| (負債の部)   |             |             |             |
| 流動負債     | 985, 700    | 1, 208, 540 | △222, 839   |
| 固定負債     | 1, 768, 842 | 1, 291, 729 | 477, 112    |
| 負債合計     | 2, 754, 543 | 2, 500, 269 | 254, 273    |
| (純資産の部)  |             |             |             |

| 基本金         | 52, 071     | 52, 071     | -           |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国庫補助金等特別積立金 | 2, 414, 900 | 2, 526, 881 | △111, 981   |
| その他積立金      | 721, 541    | 450, 741    | 270, 800    |
| 次期繰越活動収支差額  | 3, 038, 545 | 2, 364, 790 | 673, 754    |
| 純資産合計       | 6, 227, 059 | 5, 394, 485 | 832, 573    |
| 負債及び純資産合計   | 8, 981, 602 | 7, 894, 755 | 1, 086, 846 |

# 工 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

# (3) 財政援助団体監査

# ア 監査の対象とした補助金

| 名称       | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由        | 所管課   |
|----------|---------|---------|-------------|-------|
| 社会福祉法人京都 | 7, 171  | 6, 946  | 資金余力がなく,事業  | 保健福祉局 |
| 福祉サービス協会 |         |         | の実施に支障をきたす  | 長寿社会部 |
| 事業運営補助金  |         |         | ことから, 理事長報酬 | 長寿福祉課 |
|          |         |         | に対する補助金を交付  |       |
|          |         |         | する必要があると認め  |       |
|          |         |         | られるため       |       |
| 社会福祉法人京都 | 32, 367 | 32, 366 | 資金余力がなく,事業  |       |
| 福祉サービス協会 |         |         | の実施に支障をきたす  |       |
| 本部運営補助金  |         |         | ことから,本市派遣職  |       |
|          |         |         | 員(3人)の人件費相当 |       |
|          |         |         | 分の補助金を交付する  |       |
|          |         |         | 必要があると認められ  |       |
|          |         |         | るため         |       |
| 京都市軽費老人ホ | 52, 301 | 36, 712 | 軽費老人ホーム入所者  |       |
| ーム事務費補助金 |         |         | に係る事務費の一部を  |       |
|          |         |         | 補助する必要があると  |       |
|          |         |         | 認められるため     |       |

| 高齢者福祉事業運 | 6, 424 | 6, 424 | 多額の運転資金を必要  |  |
|----------|--------|--------|-------------|--|
| 営資金貸付事業に |        |        | とするが、財政基盤が  |  |
| 係る運営補助金  |        |        | ぜい弱であることから, |  |
|          |        |        | 介護サービス事業つな  |  |
|          |        |        | ぎ資金に係る利子相当  |  |
|          |        |        | 額を補助する必要があ  |  |
|          |        |        | ると認められるため   |  |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

- (ア) 社会福祉法人京都福祉サービス協会事業運営補助金
  - a 事業の状況 福祉サービス協会の運営を行った。
  - b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入      | 支        | 出      |
|--------|--------|----------|--------|
| 京都市補助金 | 6, 946 | 理事長報酬    | 6, 175 |
| 団体負担分  | 225    | 理事長社会保険料 | 799    |
|        |        | 理事長交通費   | 196    |
| 合 計    | 7, 171 | 合 計      | 7, 171 |

- (イ) 社会福祉法人京都福祉サービス協会本部運営補助金
  - a 事業の状況 福祉サービス協会の運営を行った。
  - b 収支の状況

| 収      | 入       | 支       | 出       |
|--------|---------|---------|---------|
| 京都市補助金 | 32, 366 | 市派遣職員給与 | 32, 367 |
| 団体負担金  | 1       |         |         |
| 合 計    | 32, 367 | 合 計     | 32, 367 |

#### (ウ) 京都市軽費老人ホーム事務費補助金

a 事業の状況

ケアハウス久我の杜の運営を行った。

b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支        | 出       |
|--------|---------|----------|---------|
| 京都市補助金 | 36, 712 | 人件費      | 22, 866 |
| 本人徵収額  | 10, 907 | 事務費      | 26, 935 |
| 団体負担分  | 4, 681  | 経理区分間繰入金 | 2, 500  |
| 合 計    | 52, 301 | 合 計      | 52, 301 |

#### (エ) 高齢者福祉事業運営資金貸付事業に係る運営補助金

a 事業の状況

老人居宅介護等事業並びに特別養護老人ホーム紫野,京都市本能特別養護老人ホーム,京都市本能デイサービスセンター等に係る事業の運転資金の一部について,京都市福祉事業運営資金貸付事業を活用して調達し,借入金の利息を支払った。

b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入 |        | 支       | 出      |
|--------|---|--------|---------|--------|
| 京都市補助金 |   | 6, 424 | 借入金利息支払 | 6, 424 |

### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、意見として付すべき問題点があった。

#### (ア) 意見

- a 所管課関係
- (a) 事業運営補助金については、理事長報酬を対象としており、その補助 金の支給基準では、京都市の人事委員会勧告に基づき、本給の支給額 及び期末勤勉手当の支給月数の変更を行っていた。

補助金の支給基準の運用状況を見ると、平成 17 年度に人事委員会勧告に基づき、本給を減額し、期末勤勉手当の支給月数を増加させていたにもかかわらず、平成 18 年度の本給は減額前のものとなっていた。

事業運営補助金の支給基準について、賃金水準等の変動を反映させる 観点から、適正に運用されるよう、改善されたい。

(b) 高齢者福祉事業運営資金貸付事業に係る運営補助金については,高齢者福祉事業運営資金貸付事業実施要綱に基づき貸し付けた介護サービス事業に係る資金に対する利子相当額を補助しているものであり,貸付金については,貸付けに関する契約書によると申請を行った事業の運営以外の目的に使用してはならず,事業毎に経理を区分して整理することとされている。

補助金に関する経理処理を見ると、貸付総額に対する利子相当額が収入され、支出されていたが、経理処理していた事業が当初申請した事業と一部で相違しているなど、適正に行われた貸付けに対する補助となっていることが判断できなかった。

高齢者福祉事業運営資金貸付事業について、要綱に基づく適正な貸付であることが明確となるよう、貸付事業の対象を明示して貸付決定を行うなど、事務の改善を行われたい。

#### (4) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

福祉サービス協会は、平成17年8月7日から平成23年3月31日までの約5年8箇月間、京都市本能特別養護老人ホーム、京都市本能老人デイサービスセンター、京都市本能地域包括支援センターの指定管理者となっており、さらに平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市修徳児童館、京都市修徳特別養護老人ホーム、京都市西院老人デイサービスセンター、京都市西院地域包括支援センター等、9施設の指定管理者となっている。このうち監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称       | 所 在 地     | 主な事業        | 所管課   |
|-----------|-----------|-------------|-------|
| 京都市小川老人デイ | 京都市上京区小川通 | 要介護状態にある高齢者 | 保健福祉局 |
| サービスセンター  | 今出川下る西入東今 | 等に対するデイサービス | 長寿社会部 |
|           | 町 375 番地  | 事業          | 長寿福祉課 |

| 京都市小川特別養護 | 京都市上京区小川通 | 特別養護老人ホームとし |  |
|-----------|-----------|-------------|--|
| 老人ホーム     | 今出川下る西入東今 | ての事業及び老人短期入 |  |
|           | 町 375 番地  | 所事業         |  |

#### イ 管理の状況

#### (ア) 京都市小川老人デイサービスセンター

#### a 事業の状況

要介護状態にある高齢者等に対して、施設への通所により、入浴、食 事の介助、レクリエーション等を行った。

#### b 利用の状況

(単位:人,%)

| 区    | 分    | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|------|------|--------|----------|----------|--------|----------|
| 定員   |      | 30     | 30       | 30       | 30     | 30       |
| 1日平均 | 利用者数 | 17. 5  | 21. 3    | 24. 2    | 24. 8  | 26. 0    |
| 延べ利  | 用者数  | 4, 480 | 5, 474   | 6, 195   | 7, 216 | 8, 034   |

老人デイサービスセンターを含む高齢者福祉施設「小川」は、平成 14 年 1 月に運営を開始している。平成 18 年度の老人デイサービスセンターの 1 日平均利用者数,延べ利用者数ともに前年度に比べ増加しており、過去 5 年間を見ても、増加傾向にある。

## c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、648 万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、介護報酬及び利用者負担金を含んでいる。

| 収り         |         | 支 出      |         |
|------------|---------|----------|---------|
| 利用料金収入     | 68, 920 | 人件費      | 35, 053 |
| 雑収入        | 757     | 事務費      | 2, 838  |
| 受取金利息配当金収入 | 8       | 事業費      | 6, 324  |
|            |         | 利用者負担軽減額 | 60      |

|     |         | 経理区分間繰入金 | 18, 499 |
|-----|---------|----------|---------|
|     |         | 固定資産取得   | 427     |
| 合 計 | 69, 686 | 合 計      | 63, 204 |

収支差額 6,482千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。 利用料金収入は、延べ利用者数の増加等により、増加傾向にある。

(単位:千円)

| 区   | 分   | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 利用料 | 金収入 | 33, 539 | 47, 693 | 58, 749 | 64, 965 | 68, 920  |

### (4) 京都市小川特別養護老人ホーム

- a 事業の状況
- (a) 日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な状態にある高齢者等に対して、施設への入所により、日常生活の介護、健康管理等を行った。(特別養護老人ホーム事業 定員70人)
- (b) 要介護状態にある高齢者等に対して、施設への短期入所により、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護、機能訓練等を行った。(老人短期入所事業 定員30人)
- b 利用の状況

注 稼働率={延べ入所日数/(定員×1年間の暦日)}×100

(単位:%)

| 区分     | Ţ  | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |  |
|--------|----|--------|----------|--------|--------|----------|--|
| 特別養護老  | 人ホ | 01.2   | 94. 3    | 95. 6  | 94. 7  | 02.2     |  |
| ーム事業稼働 | 動率 | 91.3   | 94. 3    | 95.0   | 94. 1  | 93. 2    |  |
| 老人短期入  | 所事 | 70 F   | 05.2     | 02.6   | 04.1   | 05.7     |  |
| 業稼働率   |    | 78. 5  | 95. 3    | 92. 6  | 94. 1  | 95. 7    |  |

特別養護老人ホームを含む高齢者福祉施設「小川」は、平成14年1月に運営を開始している。特別養護老人ホームの稼働率については、平成

18年度が93.2パーセントと前年度に比べ1.5ポイント下降しているが、入院により空床が生じたことなどの止むを得ない理由によるものであり、過去5年間を見ると、運営を開始した直後の平成14年度を除き、概ね95パーセント前後で推移している。また、老人短期入所事業の稼働率については、平成18年度が95.7パーセントと前年度に比べ1.6ポイント上昇している。

#### c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、868 万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、介護報酬及び利用者負担金を含んでいる。

(単位:千円)

| 収 2        | · ·      | 支 出      |          |
|------------|----------|----------|----------|
| 利用料金収入     | 380, 827 | 人件費      | 221, 623 |
| 受託収入       | 165      | 事務費      | 49, 061  |
| 寄付金収入      | 20       | 事業費      | 69, 954  |
| 補助金収入      | 9        | 利用者負担軽減額 | 584      |
| 雑収入        | 4, 929   | 経理区分間繰入金 | 34, 431  |
| 受取金利息配当金収入 | 19       | 固定資産取得   | 1, 627   |
| 合 計        | 385, 971 | 合 計      | 377, 284 |

収支差額 8,687千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

利用料金収入は、平成16年度まで増加していたが、平成17年度で一旦減少し、平成18年度は前年度とほぼ同額となっている。

(単位:千円)

| 区   | 分   | 平成14年度   | 平成15年度   | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成 18 年度 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用料 | 金収入 | 362, 716 | 380, 698 | 387, 574 | 380, 616 | 380, 827 |

#### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として

市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 団体関係

(a) 指定管理者が管理する公の施設の管理に関する事業実績報告書の提出 については、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 に基づき、毎年度終了後 60 日以内にしなければならないとされている が、期限より約3筒月遅れて提出されていた。

公の施設の管理に関する事業実績報告書の提出について、公の施設の 運営状況を的確に把握し、指示等の必要性を判断することが求められ ることから、規定に基づき期限までに提出するよう、福祉サービス協 会に対して指導し、改められたい。

(b) 貸与物品の管理については、物品の貸与及び管理に関する協定に基づき、京都市の例により備品台帳で整理することとされているが、備品台帳が指定管理者となる以前のものとなっており、その後行った返納手続等を反映したものとなっていなかった。

貸与物品の管理について、備品台帳が現状を正しく示すものとなるよう、協定に基づき、物品の異動のつど、備品台帳に記載するなど、適正な事務をするよう、福祉サービス協会に対して指導し、改められたい。

(5) 前項までの監査を踏まえてのもの

#### ア問題点

前項までの監査を踏まえて、以下の事項について、意見として付すべき問題 点があった。

### (ア) 意見

#### a 所管課関係

福祉サービス協会は、京都市外郭団体改革計画等に基づき、本市が主体 的に指導調整を行う外郭団体とされており、外郭団体に対しては、本市 からの支援を縮小し、自主性、自立性を高めるべきであり、適正かつ経 済的・効率的な事務の執行が求められている。

そこで、福祉サービス協会に対する本市の財政的援助等について見ると、 3人の職員を派遣するとともに、事業運営補助金及び本部運営補助金並 びに高齢者福祉事業運営資金貸付事業に係る運営補助金等を交付していた。また、これらの補助金の交付理由については、いずれも、福祉サービス協会に資金余力がなく、社会福祉事業等の実施に支障を来たすことを理由としていた。

一方,福祉サービス協会の財政状況を見ると,平成 16 年度以降の 3 箇年の決算では、当期活動収支差額は 5 億 917 万円、 5 億 84 万円、 9 億 4,455 万円と黒字基調となっており、短期間での支払能力を示す流動比率はいずれも 300 パーセント前後と一般的に理想値とされる 200 パーセントを大きく超えていた。これらのことから、福祉サービス協会の財政状況は資金余力がなく、財政基盤がぜい弱といえるものではなかった。

介護サービス事業は、多数の民間事業者も同様の事業を実施しているものであることから、福祉サービス協会の自主性、自立性を今後さらに高めていく必要がある。そのため福祉サービス協会に対する公的関与のあり方や団体の財政状況も踏まえた運営補助金の位置付けと今後の方向性を明らかにされたい。

#### 17 社団法人京都市シルバー人材センター

#### (1) 団体の概要

| 代 表 者                  | 理事長 羽室 武                | 設立年月日           | 昭和61年10月15日  |  |  |
|------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|--|--|
| 事務所所在地                 | 事務所所在地 京都市中京区西ノ京東中合町2番地 |                 |              |  |  |
| 目 的                    | 社団法人京都市シルバー人材で          | センターは、定年        | 三退職後等において, 臨 |  |  |
| (団体の定款に                | 時的かつ短期的なもの又はその何         | 也の軽易な業務を        | ·通じて,自己の労働能  |  |  |
| 基づく。)                  | 力を活用し、自らの生きがいの          | 充実と社会参加を        | 希望する高年齢者の就   |  |  |
| 業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年 |                         |                 | 年齢者の能力を生かし   |  |  |
|                        | た、活力ある地域社会づくりに          | 寄与することを目        | 的として、次の事業を   |  |  |
|                        | 行う。                     |                 |              |  |  |
|                        | ア 高年齢者の就業に関する情          | <b>青報の収集及び提</b> | 供            |  |  |
|                        | イ 高年齢者の就業に関する訓          | <b>電査研究</b>     |              |  |  |
|                        | ウ 高年齢者の就業に関する村          | 目談              |              |  |  |
|                        | エ 臨時的かつ短期的な就業           | を除く。)又はその他      |              |  |  |
|                        | の簡易な業務に係る就業(原           | 雇用によるものを        | :除く。)を希望する高  |  |  |

年齢者のために、これらの機会を確保し、及び組織的に提供すること

- オ 高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的 とした講習等の実施
- カ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係 る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢者のための無 料職業紹介事業
- キ 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

#### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名 称       | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由      | 所管課   |
|-----------|---------|---------|-----------|-------|
| 社団法人京都市シル | 11, 604 | 11, 604 | 法人の運営の安定化 | 保健福祉局 |
| バー人材センター運 |         |         | を図るうえで本市派 | 長寿社会部 |
| 営補助金      |         |         | 遣職員(1人)の人 | 長寿福祉課 |
|           |         |         | 件費相当分の補助金 |       |
|           |         |         | を交付する必要があ |       |
|           |         |         | ると認められるため |       |
| 社団法人京都市シル | 94, 584 | 47, 054 | 法人の健全な発展及 |       |
| バー人材センター事 |         |         | び高齢者の就業の促 |       |
| 業補助金      |         |         | 進を図るため    |       |
| 高齢者就労援助事業 | 56, 549 | 10, 971 | 高齢者の生きがい対 |       |
| 補助金       |         |         | 策の充実や社会参加 |       |
|           |         |         | の促進を図るため  |       |

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

- (ア) 社団法人京都市シルバー人材センター運営補助金
  - a 事業の状況

社団法人京都市シルバー人材センター(以下「人材センター」という。)

の運営を行った。

### b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支       | 出       |
|--------|---------|---------|---------|
| 京都市補助金 | 11, 604 | 派遣職員人件費 | 11, 604 |

## (イ) 社団法人京都市シルバー人材センター事業補助金

### a 事業の状況

人材センターの運営のほか,生活援助サービス事業及び子育て支援事業 を行った。

### b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支   | 出       |
|--------|---------|-----|---------|
| 京都市補助金 | 47, 054 | 運営費 | 76, 000 |
| 連合交付金  | 42, 500 | 事業費 | 9, 000  |
| その他収入  | 5, 030  | 管理費 | 9, 584  |
| 合 計    | 94, 584 | 合 計 | 94, 584 |

### (ウ) 高齢者就労援助事業補助金

a 事業の状況

市内16箇所の公園について、除草及び清掃業務を行った。

b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支   | 田       |
|--------|---------|-----|---------|
| 京都市補助金 | 10, 971 | 事業費 | 56, 549 |
| 委託料収入  | 45, 577 |     |         |
| 合 計    | 56, 549 | 合 計 | 56, 549 |

### ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として

市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

### a 所管課関係

地方自治法によると、補助金については、公益上必要がある場合に交付できるとされているが、人材センターに交付している補助金について、補助金交付決定時において公益上の必要性について示していなかった。 補助金交付決定時には、決定書にその必要性について明記されたい。

#### 18 社会福祉法人柊野福祉会

### (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 杉本豊平 設立年月日 昭和59年3月13日        |  |  |  |  |
|---------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市北区上賀茂中ノ河原町 22 番地の 1           |  |  |  |  |
| 目 的     | 社会福祉法人柊野福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向  |  |  |  |  |
| (団体の定款に | を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより, 利用者 |  |  |  |  |
| 基づく。)   | が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むこ |  |  |  |  |
|         | とができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。     |  |  |  |  |
|         | アの第一種社会福祉事業                      |  |  |  |  |
|         | (ア) 特別養護老人ホーム「ヴィラ上賀茂」の設置経営       |  |  |  |  |
|         | (イ) 京都市柊野特別養護老人ホームの指定管理          |  |  |  |  |
|         | (ウ) ケアハウス「アーバンヴィレッジ柊野」の設置経営      |  |  |  |  |
|         | イの第二種社会福祉事業                      |  |  |  |  |
|         | (ア) 老人短期入所事業(ヴィラ上賀茂,京都市柊野特別養護老人ホ |  |  |  |  |
|         | ーム)                              |  |  |  |  |
|         | (イ) 京都市柊野老人デイサービスセンターの指定管理       |  |  |  |  |
|         | (ウ) 京都市鳳徳老人デイサービスセンターの指定管理       |  |  |  |  |
|         | (エ) 老人介護支援センター(京都市柊野地域包括支援センター)の |  |  |  |  |
|         | 指定管理                             |  |  |  |  |
|         | (オ) 老人居宅介護等事業(京都市柊野ホームヘルプステーション, |  |  |  |  |
|         | 柊野ホームヘルプステーション東堀川)               |  |  |  |  |
|         | (カ) 障害福祉サービス事業(京都市柊野ホームヘルプステーショ  |  |  |  |  |
|         | ン,柊野ホームヘルプステーション東堀川)             |  |  |  |  |

(キ) 小規模多機能型居宅介護事業 (ガーデンハウス西賀茂, ガーデンハウス下鴨)

### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名 称       | 総事業費    | 補助金額    | 交付理由        | 所管課   |
|-----------|---------|---------|-------------|-------|
| 京都市地域密着型施 | 32, 550 | 15, 000 | 小規模多機能型居宅介護 | 保健福祉局 |
| 設整備費補助金   |         |         | 拠点施設の整備を行う必 | 長寿社会部 |
|           |         |         | 要があるため      | 長寿福祉課 |
| 京都市軽費老人ホー | 53, 370 | 32, 964 | 軽費老人ホームの管理運 |       |
| ム事務費補助金   |         |         | 営の安定のため     |       |

### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

- (7) 京都市地域密着型施設整備費補助金
  - a 事業の状況 小規模多機能型居宅介護拠点施設ガーデンハウス下鴨の整備を行った。
  - b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支        | 出       |
|--------|---------|----------|---------|
| 京都市補助金 | 15, 000 | 建築工事請負金額 | 27, 825 |
| 団体負担分  | 17, 550 | 工事設計費    | 1, 575  |
|        |         | 備品等      | 3, 150  |
| 合 計    | 32, 550 | 合 計      | 32, 550 |

### (イ) 京都市軽費老人ホーム事務費補助金

- a 事業の状況 ケアハウス「アーバンヴィレッジ柊野」の運営を行った。
- b 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支   | 出       |
|--------|---------|-----|---------|
| 京都市補助金 | 32, 964 | 人件費 | 30, 170 |
| 本人徴収額  | 14, 284 | 事務費 | 23, 200 |
| 団体負担分  | 6, 121  |     |         |
| 合 計    | 53, 370 | 合 計 | 53, 370 |

#### ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

### (3) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社会福祉法人柊野福祉会(以下「柊野福祉会」という。)は、平成 18 年4 月1日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市柊野特別養護老人ホーム、京都市柊野老人デイサービスセンター、京都市柊野地域包括支援センター等の4 施設の指定管理者となっている。このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称       | 所 在 地     | 主な事業        | 所管課   |
|-----------|-----------|-------------|-------|
| 京都市柊野老人デイ | 京都市北区上賀茂馬 | 要介護状態にある高齢者 | 保健福祉局 |
| サービスセンター  | ノ目町10-1   | 等に対するデイサービス | 長寿社会部 |
|           |           | 事業          | 長寿福祉課 |
| 京都市柊野特別養護 | 京都市北区上賀茂馬 | 特別養護老人ホームとし |       |
| 老人ホーム     | ノ目町10-1   | ての事業及び老人短期入 |       |
|           |           | 所事業         |       |

#### イ 管理の状況

### (ア) 京都市柊野老人デイサービスセンター

#### a 事業の状況

要介護状態にある高齢者等に対して、施設への通所により、入浴、食事の介助、レクリエーション等を行った。

#### b 利用の状況

(単位:人)

| 区      | 分  | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|--------|----|----------|----------|----------|--------|----------|
| 定員     |    | 35       | 35       | 35       | 35     | 35       |
| 1日平均利用 | 者数 | 23. 0    | 22. 0    | 23. 3    | 25. 2  | 27. 3    |
| 延べ利用   | 者数 | 7, 092   | 6, 789   | 7, 258   | 7, 827 | 8, 655   |

平成 18 年度の1日平均利用者数については,27.3 人と前年度に比べ増加しており,過去3年間は増加傾向にある。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、1,425万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、介護報酬及び利用者負担金を含んでいる。

(単位:千円)

| 収 入    |         |     | 支 | 出 |         |
|--------|---------|-----|---|---|---------|
| 利用料金収入 | 84, 407 | 人件費 |   |   | 45, 944 |
| 京都市協力金 | 3       | 事務費 |   |   | 11, 736 |
| 雑収入    | 766     | 事業費 |   |   | 13, 243 |
| 合 計    | 85, 176 | 合   | 計 |   | 70, 924 |

収支差額 14,251千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

平成16年度以降の利用料金収入については,延べ利用者数の増加等により,増加傾向にある。

(単位:千円)

|   | 区    | 分   | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|---|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| ſ | 利用料金 | 金収入 | 70, 294 | 65, 116 | 70, 334 | 76, 451 | 84, 407 |

#### (イ) 京都市柊野特別養護老人ホーム

### a 事業の状況

(a) 日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な状態にある高齢

者等に対して、施設への入所により、日常生活の介護、健康管理等を 行った。(特別養護老人ホーム事業 定員50人)

(b) 要介護状態にある高齢者に対して、施設への短期入所により、入浴、 排せつ、食事等の日常生活の介護、機能訓練等を行った。(老人短期 入所事業 定員4人)

### b 利用の状況

- 注1 稼働率= {延べ入所日数/(定員×1年間の暦日)} ×100
- 注2 稼働率が 100 パーセントを超えているのは、特別養護老人ホーム事業の空 床を使用しているためである。

(単位:%)

| 区    | 分   | 平成14年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|-----|--------|----------|----------|--------|--------|
| 特別養護 | 老人ホ | 89. 7  | 99. 3    | 97. 1    | 99. 0  | 98. 0  |
| ーム事業 | 稼働率 |        |          |          |        |        |
| 老人短期 | 期入所 | 78. 0  | 110. 3   | 121. 4   | 121. 0 | 124. 3 |
| 事業稼賃 | 動率  |        |          |          |        |        |

平成18年度の特別養護老人ホーム事業稼働率及び老人短期入所事業稼働率を見ると、施設全体としてほぼ100パーセントとなっている。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、1,075万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、介護報酬及び利用者負担金を含んでいる。

(単位:千円)

| 収 入    |          | 支 出 |          |
|--------|----------|-----|----------|
| 利用料金収入 | 190, 751 | 人件費 | 119, 808 |
| 雑収入    | 4, 450   | 事務費 | 27, 412  |
|        |          | 事業費 | 35, 405  |
|        |          | その他 | 1, 819   |
| 合 計    | 195, 201 | 合 計 | 184, 445 |

収支差額 10,756千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、ほぼ横ばいの状況である。

(単位:千円)

| 区分     | 平成14年度   | 平成15年度   | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成18年度   |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用料金収入 | 189, 866 | 190, 760 | 195, 668 | 192, 517 | 190, 751 |

#### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 団体関係

柊野福祉会は本市との間で、京都市柊野特別養護老人ホーム及び京都 市柊野老人デイサービスセンターの指定管理に当たり、物品の貸与及び 管理に関する協定書を締結し、物品の貸与を受けている。

本協定書では、京都市物品会計規則の規定を準用して貸与物品の管理を行うものとしているが、柊野福祉会では同規則で備えるべきこととなっている備品台帳及び備品配置表を作成していなかった。

貸与物品については、協定書を遵守し、備品台帳及び備品配置表を備えるとともに、管理を適正に行うよう、柊野福祉会に対して適切に指導し、改められたい。

#### b 所管課関係

本市は、柊野福祉会に京都市柊野特別養護老人ホーム及び京都市柊野老人デイサービスセンターの指定管理をさせるに当たり、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結して、物品を貸与しているが、この貸与備品にちょう付されている備品整理票の内容は、協定書の別表の貸与備品と異なるものであった。

貸与備品に適正な備品整理票をちょう付されたい。

#### 19 社会福祉法人バプテストめぐみ会

#### (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 中島義和 設立年月日 昭和51年2月3日         |
|---------|----------------------------------|
| 事務所所在地  | 京都市左京区北白川山ノ元町 47 番地の 2           |
| 目 的     | 社会福祉法人バプテストめぐみ会は、多様な福祉サービスがその利用  |
| (団体の定款に | 者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、 |
| 基づく。)   | 利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又 |
|         | はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むこと |
|         | ができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業等を行う。 |
|         | ア第一種社会福祉事業                       |
|         | 特別養護老人ホームバプテスト・ホームの設置経営          |
|         | イ 第二種社会福祉事業                      |
|         | (ア) 保育所 北白川いずみ保育園の設置経営           |
|         | (イ) 老人短期入所事業 (バプテスト・ホーム)         |
|         | (ウ) 老人デイサービスセンター                 |
|         | a バプテスト・デイサービスセンターの設置経営          |
|         | b 京都市修学院老人デイサービスセンターの指定管理        |
|         | c 京都市粟田老人デイサービスセンターの指定管理         |
|         | d 京都市高野老人デイサービスセンターの指定管理         |
|         | (エ) 老人介護支援センター                   |
|         | a 老人介護支援センター バプテスト・ホーム老人介護支援セ    |
|         | ンターの設置経営                         |
|         | b 老人介護支援センター京都市修学院の指定管理          |
|         | c 老人介護支援センター京都市高野の指定管理           |
|         | d 老人介護支援センター京都市栗田の指定管理           |
|         | (オ) 老人居宅介護等事業(バプテスト ホームヘルプサービス)  |
|         | ウ 公益を目的とする事業                     |
|         | (7) 居宅介護支援事業                     |
|         | (イ) 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業       |
|         | a 京都市修学院地域包括支援センター               |
|         | b 京都市粟田地域包括支援センター                |
|         | c 京都市高野地域包括支援センター                |

#### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社会福祉法人バプテストめぐみ会は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市高野老人デイサービスセンター、京都市高野地域包括支援センター等の6施設の指定管理者となっている。このうち、監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称       | 所 在 地      | 主な事業        | 所管課   |
|-----------|------------|-------------|-------|
| 京都市粟田老人デイ | 京都市東山区三条通  | 要介護状態にある高齢者 | 保健福祉局 |
| サービスセンター  | 古川町東入分木町80 | 等に対するデイサービス | 長寿社会部 |
|           | 番地の2       | 事業          | 長寿福祉課 |
| 京都市粟田地域包括 | 京都市東山区三条通  | 在宅の高齢者等を対象と |       |
| 支援センター    | 古川町東入分木町80 | した相談受付、支援及び |       |
|           | 番地の2       | 介護予防事業      |       |

#### イ 管理の状況

- (ア) 京都市粟田老人デイサービスセンター
  - a 事業の状況

要介護状態にある高齢者等に対して、施設への通所により、入浴、食事の介助、レクリエーション等を行った。

b 利用の状況

(単位:人)

| 区分       | 平成 14 年度 | 平成15年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|----------|----------|--------|----------|--------|----------|
| 定員       | 25       | 30 (注) | 30       | 30     | 30       |
| 1日平均利用者数 | 19. 2    | 20. 9  | 22. 6    | 22. 0  | 23. 8    |
| 延べ利用者数   | 4, 909   | 5, 405 | 5, 778   | 5, 710 | 6, 106   |

注 平成16年1月から30人に増員している。

平成 18 年度の延べ利用者数は、前年度に比べ 6.9 パーセント増加し、過去5年間では最も多くなっている。

c 収支の状況

平成 18 年度の収支の状況は、次のとおり、464 万円の黒字となっている。

注 利用料金収入には、介護報酬及び利用者負担金を含んでいる。

(単位:千円)

| 収 入    |         |     | 支出 | 1       |
|--------|---------|-----|----|---------|
| 利用料金収入 | 59, 527 | 人件費 |    | 38, 637 |
| 京都市補助金 | 7       | 事務費 |    | 7, 682  |
| その他    | 4, 734  | 事業費 |    | 9, 586  |
|        |         | その他 |    | 3, 716  |
| 合 計    | 64, 268 | 合   | 計  | 59, 623 |

収支差額 4,645 千円

利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりである。

平成 16 年度は、介護サービスの見直しを行ったことにより前年度に比べ 28.9 パーセント増加した。また、平成 18 年度には、利用者が増加したにもかかわらず介護保険制度の介護報酬単価が下がったため減少している。

(単位:千円)

| 区    | 分   | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用料金 | 金収入 | 42, 599 | 48, 865 | 63, 012 | 60, 356 | 59, 527 |

#### (イ) 京都市粟田地域包括支援センター

#### a 事業の状況

京都市粟田地域包括支援センターは、平成 18 年度に設置され、在宅の高齢者等を対象に次の事業を行った。

- (a) 総合相談受付業務
- (b) 地域における関係機関のネットワーク構築のための総合的な支援
- (c) 権利擁護, 虐待防止に関する支援体制の構築
- (d) 介護予防事業(介護予防サービス計画作成等)

#### b 利用の状況

延べ相談者数 5,217 人 介護予防サービス計画作成件数 577 人

c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、23万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収 入        |         | 支 出 |         |
|------------|---------|-----|---------|
| 利用料金収入     | 3, 349  | 人件費 | 16, 911 |
| 委託料収入      | 15, 500 | 事務費 | 1, 225  |
| 経理区分間繰入金収入 | 80      | 事業費 | 153     |
| その他        | 2       | その他 | 402     |
| 合 計        | 18, 932 | 合 計 | 18, 693 |

収支差額 238 千円

### ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

## 20 京都府医師会看護専門学校

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 校長 森 洋一         | 設立年月日    | 昭和22年11月1日  |  |
|---------|-----------------|----------|-------------|--|
| 事務所所在地  | 京都市山科区椥辻西浦町1番地  | 13       |             |  |
| 目 的     | 社団法人京都府医師会は、医済  | 道の高揚,医学及 | とび医療の進歩並びに公 |  |
| (京都府医師会 | 衆衛生の向上を図り、もって社会 | 会福祉を増進する | ることを目的とする。  |  |
| の定款に基づ  | 本会は、上記の目的を達成す   | るために, 次の | 各号に掲げる事業を行  |  |
| ⟨∘⟩     | う。              |          |             |  |
|         | ア 医道の高揚に関する事項   |          |             |  |
|         | イ 医学教育の向上に関する   | 事項       |             |  |
|         | ウ 医学と関連科学との相互   | 発展に関する事項 | Į.          |  |
|         | エ 医師の生涯研修に関する   | 事項       |             |  |
|         | オ 医学、医療の国際交流に   | 関する事項    |             |  |
|         | カ 公衆衛生の指導啓発に関   | する事項     |             |  |
|         | キ 地域医療の推進発展に関   | する事項     |             |  |
|         | ク 地域保健の向上に関する事項 |          |             |  |
|         | ケ 保険医療の充実に関する   | る事項      |             |  |
|         | コ 医事法規の整備・研究に   | 関する事項    |             |  |

- サ 医療施設の整備に関する事項
- シ 医業経営の改善に関する事項
- ス 会員の福祉・親睦に関する事項
- セ 医師会相互の連絡調整に関する事項
- ソ 看護婦・准看護婦等の養成に関する事項
- タ 労働保険事務組合に関する事項
- チ その他本会の目的を達成するため必要な事項

#### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名    | 称    | 総事業費     | 補助金額    | 交付理由       | 所管課     |
|------|------|----------|---------|------------|---------|
| 看護師等 | 養成所運 | 389, 351 | 24, 786 | 看護師等養成所におけ | 保健福祉局   |
| 営費補助 | 金    |          |         | る教育内容の向上を図 | 保健衛生推進室 |
|      |      |          |         | り、医療機関に対して | 地域医療課   |
|      |      |          |         | 看護師等の安定した供 |         |
|      |      |          |         | 給を図るため     |         |

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

#### (ア) 事業の状況

京都府医師会は、看護師及び准看護師の養成のため、京都府医師会看護専門学校(以下「看護専門学校」という。)看護専門課程及び看護高等課程を 設置し、運営している。

看護専門学校は、看護師及び准看護師として必要な知識と技術を習得させるとともに、社会に貢献し得る有能な人材を養成することを目的とし、看護師の養成を行っている。

a 在籍者数 (平成19年2月15日現在)

(単位:人)

| <b>区</b> 厶 | 准看護科   | 看部   | <b>養学科</b> |
|------------|--------|------|------------|
|            | 1出1目读作 | 2年課程 | 3年課程       |

| 1年生 | 89  | 84  | 86  |
|-----|-----|-----|-----|
| 2年生 | 149 | 81  | 41  |
| 3年生 | -   | -   | 34  |
| 合 計 | 238 | 165 | 161 |

# b 卒業者数 247 人

(うち京都市内就職者数 106人)

# (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収        | 入        | 支      | 出        |
|----------|----------|--------|----------|
| 京都市補助金   | 24, 786  | 事務費    | 309, 868 |
| 京都府補助金   | 75, 372  | 事業費    | 30, 216  |
| 医師会助成金   | 1,000    | 校舎管理費  | 24, 513  |
| 事業収入     | 273, 170 | その他支出  | 24, 752  |
| 雑収入      | 7, 013   | 小計     | 389, 351 |
| 特定預金取崩収入 | 9, 508   | 翌年度繰越金 | 47, 389  |
| 前年度繰越金   | 45, 891  |        |          |
| 合 計      | 436, 741 | 合 計    | 436, 741 |

# ウ 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

# 21 社団法人京都保健衛生協会

# (1) 団体の概要

| 代 表 者                                 | 理事長 竹井 勝                       | 設立年月日  | 昭和30年6月20日  |  |
|---------------------------------------|--------------------------------|--------|-------------|--|
| 事務所所在地 京都市南区西九条柳ノ内町 28 番地の 2          |                                |        |             |  |
| 目 的                                   | 社団法人京都保健衛生協会は、京都府内における保健衛生思想の普 |        |             |  |
| (団体の定款に 及ならびに防疫に関し必要な事業を行い、府民の健康保持に寄与 |                                |        | との健康保持に寄与し貢 |  |
| 基づく。)                                 | 献することを目的として、次の                 | 事業を行う。 |             |  |
|                                       | ア 衛生思想の普及宣伝                    |        |             |  |

- イ ねずみ、害虫等の防除及び感染症の予防活動
- ウ 公害防止対策としての各種調査研究及び検査事項
- エ 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- オ 防疫薬剤及び資材の研究並びにあっせんに関する事項
- カ 浄化槽法に規定する検査事項
- キ 廃棄物の処理対策及び検査指導調査に関する事項
- ク 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する事項
- ケー水道法に基づく水道水の水質検査及び指導調査事項
- コ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する検 査事項
- サ その他本会の目的達成に必要な事項

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社団法人京都保健衛生協会は、平成 18 年4月1日から平成 23 年3月 31 日までの5年間、京都市深草墓園の指定管理者となっている。

| 名称      | 所 在 地           | 主な事業        | 所管課     |
|---------|-----------------|-------------|---------|
| 京都市深草墓園 | 京都市伏見区深草石峰      | 納骨の許可、納骨料の徴 | 保健福祉局   |
|         | 寺山町 45 番地の 1 ほか | 収及び施設の維持管理  | 保健衛生推進室 |
|         |                 |             | 生活衛生課   |

#### イ 管理の状況

#### (ア) 京都市深草墓園

a 事業の状況

納骨の許可、納骨料の徴収及び施設の維持管理を行った。

b 利用の状況

(単位:件,人)

| 区   | 分    | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度 | 平成 18 年度 |
|-----|------|----------|----------|----------|--------|----------|
| 総納骨 | 数(注) | 7, 377   | 7, 654   | 7, 974   | 8, 284 | 8, 588   |
| 納骨  | 永年   | 218      | 244      | 243      | 236    | 259      |

| 許可  | 短期 | 42  | 33  | 77  | 74  | 45  |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数  | 小計 | 260 | 277 | 320 | 310 | 304 |
| 利用者 | -  | 656 | 646 | 687 | 715 | 799 |

注 総納骨数は各年度末の数値である。

納骨には、収蔵期間3年の短期納骨と無期限に収蔵する永年納骨があり、 手数料はそれぞれ2,200円,4,400円である。過去5年間で見ると、永年 納骨が増加傾向にある。

### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、88万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収     | \       | 支   | Ц       |
|-------|---------|-----|---------|
| 委託料収入 | 23, 908 | 人件費 | 12, 949 |
| その他   | 72      | 委託費 | 2, 685  |
|       |         | 慰霊費 | 1,818   |
|       |         | その他 | 5, 640  |
| 合 計   | 23, 981 | 合 計 | 23, 094 |

収支差額 886千円

委託料収入及び手数料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、委託料収入は減少傾向、手数料収入は増加傾向にある。

(単位:千円)

| 区   | 分  | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|----------|
| 委託料 | 収入 | 34, 887 | 34, 300 | 23, 947 | 23, 947 | 23, 908  |
| 手数料 | 収入 | 1, 857  | 1, 890  | 2,046   | 2, 037  | 2, 253   |

### ウ 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 所管課関係

京都市深草墓園の管理について、本市に提出する事業報告書には、業務 に係る収支の報告の記載を義務付けているが、この事業報告書の収支状 況を見ると、一部に誤りが見られた。

ついては、本市が指定管理者による管理を適正に行わせるためには、業務に係る収支の状況を正確に把握することが必要であり、提出された事業報告書について精査するようにされたい。

### 22 財団法人京都市景観・まちづくりセンター

#### (1) 団体の概要

| 代 表 者                            | 理事長 中西 進                | 設立年月日     | 平成9年10月1日    |  |
|----------------------------------|-------------------------|-----------|--------------|--|
| 事務所所在地 京都市下京区西木屋町通上ノロ上る梅湊町83番地の1 |                         |           |              |  |
| 目 的                              | 財団法人京都市景観・まちづ           | くりセンターは,  | 市民と行政のパートナ   |  |
| (団体の寄付行                          | ーシップによる地域づくりを目          | 指し,市民,企業  | 美, 行政の主体的な取組 |  |
| 為に基づく。)                          | と協働を推進するための各種事          | 業を行い, もって | 景観の保全・創造、質   |  |
|                                  | の高い住環境の形成など京都の          | 都市特性の更なる  | 伸長に寄与することを   |  |
|                                  | 目的として、次の事業を行う。          |           |              |  |
|                                  | ア 景観・まちづくりに関する啓発・情報提供事業 |           |              |  |
|                                  | イ 景観・まちづくりに関する          | る相談事業     |              |  |
|                                  | ウ 景観・まちづくりに関する          | 5学習・研修事業  |              |  |
|                                  | エ 景観・まちづくりに関する          | る活動支援事業   |              |  |
|                                  | オ 景観・まちづくりに関する          | る交流促進事業   |              |  |
|                                  | カー景観・まちづくりに関する          | る研究・開発事業  |              |  |
| キ 京都市景観・まちづくりセンターの管理運営           |                         |           | 営事業          |  |
|                                  | ク その他この法人の目的を追          | 達成するために必  | 要な事業         |  |

#### (2) 出資団体監査

#### ア 出資の状況

財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「景観・まちづくりセンター」という。)の基本財産は6,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。本市の所管課は、都市計画局都市企画部都市づくり推進課である。

#### イ 事業の状況

本市では、平成16年12月の景観法の施行を受け、良好な景観形成に向けた 取組をさらに進めるため、景観・まちづくりセンターを平成17年5月に景観 整備機構に指定した。

景観・まちづくりセンターは、主に、景観法に掲げる景観整備機構としての 業務を行っている。

- (ア) 地域まちづくり活動の促進
  - a まちづくり活動支援事業 まちづくり専門家派遣,まちづくり活動助成
  - b まちづくり活動相談
- (イ) 地域と共生する土地利用の促進
  - a 京町家ネットワーク推進事業
  - b 京町家まちづくりファンド関連事業
  - (a) 京町家まちづくりファンド寄付促進事業
  - (b) 京町家まちづくりファンド委員会運営 開催回数 委員会3回 現地見学会5回
- (ウ) まちづくりに関する情報発信・情報交流等
  - a 景観・まちづくりシンポジウムの開催
  - b ニュースレター「京まち工房」の発行 発行部数 3,500 部 年 4 回発行
  - c 書籍の販売
  - (a) なるほど!「京町家の改修」121 冊
  - (b) 京都まちづくり交流博冊子等 41 冊
  - (c) 町家型共同住宅設計ガイドブック 47 冊
- (工) 調査研究
  - a 歴史都市にふさわしい戸建て住宅の検討に関する調査
  - b 京のすまい・まちづくり推進事業
  - c 全国都市再生モデル調査事業
- (オ) 京町家改修助成モデル事業 助成件数4件
- (カ) 京都市景観・まちづくりセンターの施設管理運営 117ページ(4)公の施設の指定管理者監査参照

# ウ 収支及び財産の状況

# (ア) 収支計算書

|            | (早位 · 1 口 <i>)</i> |
|------------|--------------------|
| 区 分        | 平成 18 年度           |
| <事業活動収支の部> |                    |
| (事業活動収入)   |                    |
| 基本財産運用収入   | 674                |
| 特定資産運用収入   | 1                  |
| 基金運用収入     | 3, 022             |
| 会費収入       | 2, 015             |
| 基金収入       | 20, 544            |
| 事業収入       | 67, 751            |
| 補助金等収入     | 105, 923           |
| 雑収入        | 63                 |
| 繰入金収入      | 1,044              |
| 事業活動収入計    | 201, 041           |
| (事業活動支出)   |                    |
| 事業費支出      | 133, 527           |
| 管理費支出      | 33, 022            |
| 基金事業費      | 11, 913            |
| 繰出金支出      | 1,044              |
| 事業活動支出計    | 179, 508           |
| 事業活動収支差額   | 21, 533            |
| <投資活動収支の部> |                    |
| (投資活動収入)   |                    |
| 特定資産収入     | 35, 883            |
| 投資活動収入計    | 35, 883            |
| (投資活動支出)   |                    |
| 特定資産支出     | 57, 980            |
| 投資活動支出計    | 57, 980            |
|            | 1                  |

| 投資活動収支差額 | △22, 097 |
|----------|----------|
| 当期収入合計   | 236, 924 |
| 前期繰越収支差額 | 11, 013  |
| 収入総額     | 247, 937 |
| 支出総額     | 237, 489 |
| 当期収支差額   | △564     |
| 次期繰越収支差額 | 10, 448  |

| 区 分      | 平成 17 年度 |
|----------|----------|
| (収入の部)   |          |
| 基本財産運用収入 | 1, 529   |
| 会費収入     | 2, 045   |
| 事業収入     | 4, 388   |
| 補助金等収入   | 145, 063 |
| 基金収入     | 150, 385 |
| 基金運用収入   | 218      |
| 固定資産売却収入 | 29, 974  |
| 繰入金収入    | 997      |
| 雑収入      | 236      |
| 当期収入合計   | 334, 838 |
| 前期繰越収支差額 | 9, 487   |
| 収入合計     | 344, 325 |
| (支出の部)   |          |
| 事業費      | 121, 790 |
| 管理費      | 29, 297  |
| 基金事業費    | 869      |
| 基金積立金支出  | 149, 432 |
| 特定預金支出   | 950      |
| 固定資産取得支出 | 29, 974  |

| 繰出金支出    | 997      |
|----------|----------|
| 当期支出合計   | 333, 312 |
| 当期収支差額   | 1, 525   |
| 次期繰越収支差額 | 11,013   |

# (4) 正味財産増減計算書

# a 一般正味財産増減の部

| 区分        | 平成18年度   |
|-----------|----------|
| <経常増減の部>  |          |
| (経常収益)    |          |
| 基本財産運用益   | 674      |
| 特定資産運用益   | 1        |
| 受取会費      | 2, 015   |
| 基金収益      | 11, 907  |
| 事業収益      | 67, 751  |
| 受取補助金等    | 105, 923 |
| 雑収益       | 63       |
| 繰入額       | 1,044    |
| 経常収益計     | 189, 381 |
| (経常費用)    |          |
| 事業費       | 133, 527 |
| 管理費       | 33, 982  |
| 基金事業費     | 11, 913  |
| 繰出額       | 1,044    |
| 減価償却費     | 734      |
| 経常費用計     | 181, 202 |
| 当期経常増減額   | 8, 179   |
| <経常外増減の部> |          |
| (経常外費用)   |          |

| 指定正味財産への振替額 | 1, 170  |
|-------------|---------|
| 経常外費用計      | 1, 170  |
| 当期経常外増減額    | △1, 170 |
| 当期一般正味財産増減額 | 7,008   |
| 一般正味財産期首残高  | 13, 623 |
| 一般正味財産期末残高  | 20, 631 |

# b 指定正味財産増減の部

(単位:千円)

| 区 分         | 平成 18 年度 |
|-------------|----------|
| 基本財産受取利息    | 674      |
| 特定資産運用益     | 3, 024   |
| 受取寄付金       | 20, 544  |
| 正味財産振替額     | 1, 168   |
| 一般正味財産への振替額 | △12, 581 |
| 当期指定正味財産増減額 | 12, 830  |
| 指定正味財産期首残高  | 209, 952 |
| 指定正味財産期末残高  | 222, 783 |
| 正味財産期末残高    | 243, 415 |

| 区 分         | 平成 17 年度 |
|-------------|----------|
| (増加の部)      |          |
| 資産増加額       |          |
| 当期収支差額      | 1, 525   |
| 積立預金増加額     | 20,000   |
| 有価証券増加額     | 159, 427 |
| 什器備品購入額     | 244      |
| ソフトウェア購入額   | 1,638    |
| 退職給付引当預金増加額 | 950      |

| 負債減少額      | -        |
|------------|----------|
| 増加額合計      | 183, 786 |
| (減少の部)     |          |
| 資産減少額      |          |
| 当期収支差額     | _        |
| 有価証券減少額    | 29, 475  |
| 什器備品減価償却額  | 512      |
| 負債増加額      |          |
| 退職給付引当金繰入額 | 950      |
| 減少額合計      | 30, 937  |
| 当期正味財産増減額  | 152, 849 |
| 前期繰越正味財産額  | 70, 726  |
| 期末正味財産合計額  | 223, 576 |

# (ウ) 貸借対照表

| 区分            | 平成 18 年度   |
|---------------|------------|
| (資産の部)        |            |
| 流動資産          | 43, 708    |
| 固定資産          | 234, 876   |
| 資産合計          | 278, 585   |
| (負債の部)        |            |
| 流動負債          | 33, 259    |
| 固定負債          | 1,910      |
| 負債合計          | 35, 169    |
| (正味財産の部)      |            |
| 指定正味財産        | 222, 783   |
| (うち基本財産への充当額) | (60, 000)  |
| (うち特定資産への充当額) | (162, 783) |
| 一般正味財産        | 20, 631    |

| (うち基本財産への充当額) | (-)       |
|---------------|-----------|
| (うち特定資産への充当額) | (10, 216) |
| 正味財産合計        | 243, 415  |
| 負債及び正味財産合計    | 278, 585  |

(単位:千円)

| 区 分           | 平成 17 年度   |
|---------------|------------|
| (資産の部)        |            |
| 流動資産          | 32, 156    |
| 固定資産          | 213, 513   |
| 資産合計          | 245, 669   |
| (負債の部)        |            |
| 流動負債          | 21, 143    |
| 固定負債          | 950        |
| 負債合計          | 22, 093    |
| (正味財産の部)      |            |
| 正味財産          | 223, 576   |
| (うち基本金)       | (60, 000)  |
| (うち当期正味財産増加額) | (152, 849) |
| 負債及び正味財産合計    | 245, 669   |

#### 工 問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点があった。

### (ア) 監査の結果

## a 団体関係

自主事業として行っている書籍販売について、代金を無料としている場合があったが、無料とする要件を定めておらず、また、決定手続を経ていなかった。

書籍を無料とするに当たっては、景観・まちづくりセンターとしてその

要件や権限について定めたうえ、申請書を徴して決定を経るなど、組織的な事務処理とするよう、景観・まちづくりセンターに対して適切に指導し、改められたい。

#### (3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名    | 称   | 総事業費     | 補助金額     | 交付理由        | 所管課     |
|------|-----|----------|----------|-------------|---------|
| 景観・ま | ちづく | 107, 191 | 105, 923 | 本市のまちづくり施策を | 都市計画局   |
| りに関す | る事業 |          |          | 推進していくうえで、重 | 都市企画部   |
| 等及び財 | 団法人 |          |          | 要な事業を実施している | 都市づくり推進 |
| の運営に | 要する |          |          | 団体の運営及び事業に補 | 課       |
| 経費に対 | する補 |          |          | 助金を交付する必要があ |         |
| 助金   |     |          |          | ると認められるため   |         |

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

- (ア) 事業の状況
  - a まちづくり専門家派遣 コーディネーター2地区 コンサルタント22回
  - b まちづくり活動助成 助成団体数2団体
  - c まちづくり活動相談 相談件数51件
  - d 京町家ネットワーク推進事業
  - (a) 京町家なんでも相談 一般相談 277 件 専門相談 34 件
  - (b) 今後の京町家の保全・再生のあり方検討会の開催 開催回数2回
  - e 景観・まちづくりシンポジウム 開催回数2回 参加者約420人
  - f 京町家まちづくりファンド寄付促進 チラシ,パンフレットの作成配布 等 チラシ 10,000 枚 パンフレット 5,000 部
- (イ) 収支の状況

| 収      | 入        | 支   | 出       |
|--------|----------|-----|---------|
| 京都市補助金 | 105, 923 | 人件費 | 87, 354 |

| 団体負担分 | 24 諸謝金   |       | 2, 519   |
|-------|----------|-------|----------|
|       |          | 印刷製本費 | 1, 784   |
|       |          | その他   | 5, 441   |
| 合 計   | 107, 191 | 合 計   | 107, 191 |

#### ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

#### (4) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

景観・まちづくりセンターは、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、京都市景観・まちづくりセンターの指定管理者となっている。

| 名称       | 所 在 地     | 主な事業       | 所管課      |
|----------|-----------|------------|----------|
| 京都市景観・まち | 京都市下京区西木  | 京都市景観・まちづく | 都市計画局    |
| づくりセンター  | 屋町通上ノ口上る  | りセンターの管理運  | 都市企画部    |
|          | 梅湊町83番地の1 | 営、景観・まちづくり | 都市づくり推進課 |
|          |           | 大学の運営等     |          |

### イ 管理の状況

- (ア) 京都市景観・まちづくりセンター
  - a 事業の状況
  - (a) 京都市景観・まちづくりセンターの管理運営
    - 京のまちかど展示コーナー
    - まちづくり交流サロン
    - まちづくり工房
    - ワークショップルーム
    - ・ 京町家情報コーナー
    - ・ 図書コーナー
  - (b) 景観・まちづくり大学の運営

地域まちづくり活動の促進,地域共生の土地利用の促進を図るため, まちづくりに関心のある人々が,多様な角度から学び,考え,実践へと つなげていくことのできる常設のセミナーを開設 延べ受講者数 732 人

#### (c) 情報発信

- ホームページ アクセス件数 162,642 件
- ・ メールマガジン 発行回数 25 回 購読登録者数 667 人

## b 利用の状況

注 京都市景観・まちづくりセンターは平成15年6月の開設である。

(単位:人)

| 区分     | 平成 15 年度 | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|--------|----------|---------|---------|----------|
| 延べ来場者数 | 44, 111  | 77, 924 | 72, 597 | 81, 722  |

平成 18 年度の延べ来場者数については, 8万1,722 人と前年度に比べ 12.6 パーセント増加しており, 開設以来, 増加傾向にある。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、663万円の黒字となっている。

(単位:千円)

|       | 収 | 入 |         |       | 支 | 出 |         |
|-------|---|---|---------|-------|---|---|---------|
| 委託料収入 |   |   | 47, 159 | 人件費   |   |   | 20, 930 |
| 受講料収入 |   |   | 133     | 委託費   |   |   | 11, 968 |
|       |   |   |         | 光熱水料費 |   |   | 3, 360  |
|       |   |   |         | その他   |   |   | 4, 394  |
| 合     | 計 |   | 47, 293 | 合     | 計 |   | 40, 653 |

収支差額 6,639千円

委託料収入を過去4年間で見ると、次の表のとおりであり、毎年減少している。

注 京都市景観・まちづくりセンターは平成15年6月の開設である。

| 区 分   | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 委託料収入 | 55, 216 | 50, 543 | 48, 240 | 47, 159 |

## ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

### 23 特定非営利活動法人うるわしのまち・みちづくり

## (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 上村多惠子       | 設立年月日             | 平成16年9月1日   |
|---------|-----------------|-------------------|-------------|
| 事務所所在地  | 京都市南区久世中久世町三丁目1 | 04 番地             |             |
| 目 的     | 特定非営利活動法人うるわしの  | のまち・みちづく          | りは、電線類の地中化  |
| (団体の定款に | の推進について、住民や訪問者に | こ対して啓発を行          | うほか, それらに関す |
| 基づく。)   | る研究・調査・技術支援及び行政 | <b>枚への提言の事業</b>   | きを行うとともに、まち |
|         | の美化活動を行ない、もって快速 | <b>歯なまち</b> , みちつ | づくりの推進に寄与する |
|         | ことを目的として、次の事業を行 | īð.               |             |
|         | ア 電線の地中化、地下高度性  | 青報化,災害に強          | いまちづくりに関する  |
|         | 調査,研究,技術支援事業    |                   |             |
|         | イ電線の地中化、地下高度性   | 青報化,災害に強          | いまちづくりに関して  |
|         | の行政に対する政策提言     |                   |             |
|         | ウ 広報,啓発事業       |                   |             |
|         | エ まち、みちの美化事業    |                   |             |
|         | オ その他、本法人の目的を達  | 達成するために必          | 要な事業        |

### (2) 公の施設の指定管理者監査

### ア 管理している公の施設

特定非営利活動法人うるわしのまち・みちづくりは、平成 18 年4月1日から平成 21 年3月 31 日までの3年間、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館の指定管理者となっている。

| 名 称       | 所 在 地      | 主な事業     | 所管課   |
|-----------|------------|----------|-------|
| 京都市嵯峨鳥居本町 | 京都市右京区嵯峨鳥居 | 保存館の維持管理 | 都市計画局 |
| 並み保存館     | 本仙翁町8番地の1ほ |          | 都市景観部 |
|           | カュ         |          | 景観政策課 |

#### イ 管理の状況

#### (ア) 京都市嵯峨鳥居本町並み保存館

#### a 事業の状況

伝統的建造物群保存地区における町並み保存の必要性に対する市民の理解を深めるため、内部を公開して、パネル・模型の展示、来館者への解説等を行なっている。

#### b 利用の状況

(単位:人)

| 区   | 分   | 平成14年度  | 平成 15 年度 | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成 18 年度 |
|-----|-----|---------|----------|---------|---------|----------|
| 延べ来 | 館者数 | 26, 499 | 26, 988  | 26, 989 | 24, 784 | 21, 653  |

平成 18 年度の延べ来館者数については、2万1,653人と前年度に比べ12.6パーセント減少しており、また、平成17年度から減少が続いている。

### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、40万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収 入   |        | 支 出   |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 委託料収入 | 2, 599 | 人件費   | 1, 562 |
|       |        | 管理費   | 196    |
|       |        | 警備費   | 146    |
|       |        | 水道光熱費 | 108    |
|       |        | その他   | 183    |
| 合 計   | 2, 599 | 合 計   | 2, 197 |

収支差額 402千円

なお、平成18年度の委託料収入については、別の団体が管理受託者となっていた平成17年度以前とは算定方法が異なるため、5箇年比較をしていない。

#### ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

#### 24 財団法人京都市駐車場公社

#### (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 野嶋久暉 設立年月日 昭和43年9月16日        |
|---------|----------------------------------|
| 事務所所在地  | 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167 番         |
| 目 的     | 財団法人京都市駐車場公社は、京都市内における駐車場の設置、管理  |
| (団体の寄付行 | 及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、道 |
| 為に基づく。) | 路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与すること |
|         | を目的として、次の事業を行う。                  |
|         | ア 駐車場の設置、管理及び運営                  |
|         | イ 駐車場の管理委託                       |
|         | ウ 京都市内における駐車場の整備拡充のための広報         |
|         | エ 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研  |
|         | 究並びに関係行政機関への協力                   |
|         | オ 交通安全教育及び交通安全運動の推進              |
|         | カ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業     |

#### (2) 出資団体監査

#### ア 出資の状況

財団法人京都市駐車場公社(以下「駐車場公社」という。)の基本財産は 1,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

本市の所管課は、建設局管理部建設総務課である。

## イ 事業の状況

- (7) 市営駐車場等管理業務
  - a 駐車場
  - (a) 指定管理者制度による管理 観光駐車場(清水坂、嵐山、銀閣寺、高雄)、四条烏丸、鴨東
  - (b) 委託契約による管理 出町
  - b 自転車駐車場及び自転車等(原動機付自転車を含む)駐車場
  - (a) 指定管理者制度による管理 桂駅西口, 西院, 西京極, 二条駅南, 花園駅, 西大路駅北, 円町駅,

近鉄十条駅,太秦,石田駅,東寺駅,北山駅

(b) 委託契約による管理

出町,松ヶ崎駅,国際会館駅,御陵駅北,御陵駅南,東野駅,椥辻駅, 小野駅,醍醐駅,桂駅東口,桂駅南

- c 大宮交通公園 指定管理者制度による管理
- (イ) その他本市からの受託業務
  - a 駐車場相談業務
  - b 駐車場案内システム運用業務
  - c 放置自転車防止啓発業務
- (ウ) 直営業務
  - a 駐車場 有人3箇所,無人5箇所,定期専用11箇所
  - b 自転車駐車場 5箇所
- (エ) 国からの受託業務 放置自転車等防止啓発業務
- (オ) その他の業務
- ウ 収支及び財産の状況

駐車場公社の会計は、一般会計、特別会計及び財政調整基金特別会計から成っている。

平成 18 年度の収支状況については、前年度と比較すると、受託料等収入の減などにより収入が1億5,335万円減少したものの、事業費等の減などにより支出が6億1,015万円減少したことから、当期収支差額は5億707万円増加し、4億5,680万円となっている。

一方,期末正味財産については、勧奨退職の実施に加えて、今後の退職者の増に十分対応できるよう退職給与引当金繰入額を3億3,267万円増額したことなどから、前年度に比べ7,899万円減少している。駐車場公社においては、平成18年度から平成20年度までに係る中期経営計画を策定しており、そのうち、財務及び雇用に関する計画において、人件費の削減、勧奨退職の実施等を掲げている。これに基づき、平成18年度は、職員数を146人から118人に削減し、5人の勧奨退職を実施している。

なお,京都市外郭団体改革計画に基づき駐車場公社が作成した「平成 19 年 度経営計画兼経営努力結果」に記載された財務に係る目標値と実績値との比較 を行うと、収入合計及び当期収支差額は、それぞれ目標値を達成している。 また、期末正味財産については、平成 17 年度に引き続き減少しているものの、目標値とした 1 億 120 万円の減少を 7,899 万円にとどめている。

# (ア) 収支計算書

| 区 分         | 平成 18 年度    | 平成17年度      | 対前年度比較            |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| (収入の部)      |             |             |                   |
| 基本財産運用収入    | 58          | 58          | _                 |
| 事業収入        | 1, 774, 889 | 1, 513, 883 | 261, 005          |
| 受託料等収入      | 251, 209    | 966, 190    | △714 <b>,</b> 980 |
| 特別修繕費受入収入   | 86, 409     | _           | 86, 409           |
| 雑収入         | 36, 843     | 32, 503     | 4, 339            |
| 企業年金保険金収入   | _           | 148, 939    | △148, 939         |
| 固定資産売却収入    | 30, 099     | 10,002      | 20, 096           |
| 企業年金保険解約金収入 | 393, 275    | _           | 393, 275          |
| 建設仮勘定戻り収入   | _           | 4, 286      | △4, 286           |
| 当期収入合計      | 2, 572, 785 | 2, 675, 864 | △103, 079         |
| 前期繰越収支差額    | 1, 314, 828 | 1, 365, 098 | △50, 270          |
| 収入合計        | 3, 887, 613 | 4, 040, 963 | △153, 350         |
| (支出の部)      |             |             |                   |
| 事業費         | 1, 362, 850 | 1, 758, 838 | △395, 988         |
| 管理費         | 338, 098    | 592, 315    | △204, 216         |
| 固定資産取得支出    | 113, 289    | 160, 249    | △46 <b>,</b> 959  |
| 特別修繕費支出     | 86, 409     | _           | 86, 409           |
| 企業年金保険料支出   | _           | 12, 044     | △12 <b>,</b> 044  |
| 借入金返済支出     | 209, 308    | 195, 688    | 13, 620           |
| 法人税等支出      | 6,000       | 7, 000      | △1,000            |
| 雑損失         | 20          | -           | 20                |
| 当期支出合計      | 2, 115, 976 | 2, 726, 135 | △610, 159         |
| 当期収支差額      | 456, 808    | △50, 270    | 507, 079          |
| 次期繰越収支差額    | 1, 771, 637 | 1, 314, 828 | 456, 808          |

# (イ) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

| 区分          | 平成 18 年度    | 平成17年度      | 対前年度比較            |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| (増加原因の部)    |             |             |                   |
| 基本財産運用収入    | 58          | 58          | -                 |
| 事業収入        | 1, 774, 889 | 1, 513, 883 | 261, 005          |
| 受託料等収入      | 251, 209    | 966, 190    | △714 <b>,</b> 980 |
| 雑収入         | 417, 581    | 32, 572     | 385, 009          |
| 企業年金保険金収入   | _           | 124, 813    | △124 <b>,</b> 813 |
| 退職給与引当金取崩収入 | _           | 25, 000     | △25 <b>,</b> 000  |
| 合計          | 2, 443, 738 | 2, 662, 517 | △218 <b>,</b> 778 |
| (減少原因の部)    |             |             |                   |
| 事業費         | 1, 362, 850 | 1, 758, 838 | △395 <b>,</b> 988 |
| 管理費         | 338, 098    | 592, 315    | △204 <b>,</b> 216 |
| 減価償却費       | 66, 861     | 68, 167     | △1, 305           |
| 繰延資産償却費     | 281, 459    | 282, 323    | △863              |
| 固定資産除却費     | 8, 434      | 2, 885      | 5, 549            |
| 法人税等支出      | 6,000       | 7,000       | △1,000            |
| 退職給与引当金繰入額  | 459, 004    | 126, 326    | 332, 678          |
| 雑損失         | 20          | -           | 20                |
| 合計          | 2, 522, 729 | 2, 837, 856 | △315, 127         |
| 当期正味財産減少額   | 78, 990     | 175, 339    | 96, 348           |
| 前期繰越正味財産額   | 4, 482, 064 | 4, 657, 404 | △175, 339         |
| 期末正味財産合計額   | 4, 403, 074 | 4, 482, 064 | △78, 990          |

# (ウ) 貸借対照表

| 区 分    | 平成 18 年度    | 平成 17 年度    | 対前年度比較    |
|--------|-------------|-------------|-----------|
| (資産の部) |             |             |           |
| 流動資産   | 2, 077, 466 | 2, 275, 064 | △197, 598 |

| 固定資産        | 1, 593, 886 | 1, 602, 604 | △8, 717           |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| 繰延資産        | 3, 324, 164 | 3, 601, 550 | △277, 385         |
| 資産合計        | 6, 995, 517 | 7, 479, 219 | △483, 701         |
| (負債の部)      |             |             |                   |
| 流動負債        | 305, 829    | 960, 236    | △654 <b>,</b> 406 |
| 固定負債        | 2, 286, 614 | 2, 036, 918 | 249, 696          |
| 負債合計        | 2, 592, 443 | 2, 997, 154 | △404, 710         |
| (正味財産の部)    |             |             |                   |
| 正味財産        | 4, 403, 074 | 4, 482, 064 | △78, 990          |
| (うち基本金)     | (10, 000)   | (10, 000)   | (-)               |
| (当期正味財産減少額) | (78, 990)   | (175, 339)  | (△96, 349)        |
| 負債及び正味財産合計  | 6, 995, 517 | 7, 479, 219 | △483, 701         |

#### 工 問題点

問題点はなく、適正に執行されていた。

#### (3) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

駐車場公社は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、京都市四条烏丸駐車場ほか合わせて17の駐車場、自転車駐車場及び自転車等駐車場、並びに京都市大宮交通公園の指定管理者となっている。また、平成16年11月20日から平成20年3月31日まで石田駅自転車等駐車場、平成17年3月25日から平成21年3月31日まで東寺駅自転車等駐車場、それぞれの指定管理者となっており、当年度に指定管理者として管理している公の施設は合計で19施設である。このうち監査の対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 名 称       | 所 在 地           | 主な事業    | 所管課   |
|-----------|-----------------|---------|-------|
| 京都市四条烏丸駐車 | 京都市下京区室町通綾小路上る  | 駐車場の管理  | 建設局   |
| 場         | 鶏鉾町 492 番地の 1   |         | 管理部   |
| 京都市桂駅西口自転 | 京都市西京区川島有栖川町 52 | 自転車駐車場の | 建設総務課 |
| 車駐車場      | 番地              | 管理      |       |

#### イ 管理の状況

- (ア) 京都市四条烏丸駐車場
  - a 事業の状況
  - (a) 収容台数 普通車 357 台
  - (b) 営業時間 午前7時30分から午前0時まで
  - (c) 利用料金 30 分ごと 250 円 上限 2,000 円 (土・日・祝日除く)

**昼間(1箇月)** 30,000 円

夜間(1箇月) 15,000円

**昼夜間**(1箇月) 45,000 円

昼間(1箇月,日・祝日除く) 24,000円

昼夜間(1箇月,日・祝日除く)39,000円

- (d) 年間利用台数(1日平均利用台数) 362,992 台 (994 台)
- (e) 平成 18 年 9 月 1 日にインフォメーションコーナーを設置し、観光情報等の案内を行い、利用者の利便性の向上を図った。
- b 利用の状況

注 稼働状況=1日平均利用台数/収容台数

(単位:台,回)

| 区分   | <b>}</b> | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成17年度   | 平成 18 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用台数 |          | 270, 095 | 281, 149 | 303, 663 | 348, 756 | 362, 992 |
| 稼働状況 |          | 2.05     | 2. 15    | 2. 33    | 2. 68    | 2. 79    |

平成 18 年度の利用台数は、36 万 2,992 台と前年度に比べ 4.1 パーセントの増加、平成 18 年度の稼働状況は、2.79 回と前年度に比べ 0.11 回の増加となり、また、過去 5 年間で見ると、いずれも増加が続いている。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおり、2,170万円の黒字となっている。

| 収            | Λ       |     | 支 | 出 |         |
|--------------|---------|-----|---|---|---------|
| 委託料収入        | 47, 932 | 人件費 |   |   | 24, 500 |
| インセンティブ収入(注) | 20, 413 | 物件費 |   |   | 24, 383 |

| 雑収入 | 2, 240  |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 合 計 | 70, 587 | 合 計 | 48, 883 |

収支差額 21,703千円

注 本市との覚書に基づき、当該年度の想定収入額を超える金額の30パーセントをインセンティブ (報奨) として収入するもの

使用料収入を過去5年間で見ると、次の表のとおりであり、増加が続いている。

(単位:千円)

| 区分    | 平成14年度   | 平成15年度   | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成18年度   |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 使用料収入 | 284, 516 | 299, 584 | 340, 058 | 390, 086 | 400, 639 |

#### (4) 京都市桂駅西口自転車駐車場

- a 事業の状況
- (a) 収容台数 自転車 1,721 台
- (b) 営業時間 午前4時30分から翌日午前1時30分まで
- (c) 利用料金 1日1回150円

回数券 150 円券 11 枚 1,500 円

定期(1箇月) 一般2,700円

学生 2,500 円

- (d) 年間利用台数(1日平均利用台数) 146,574 台(402 台)
- b 利用の状況

(単位:台)

| 区分     | 平成14年度   | 平成15年度   | 平成16年度   | 平成17年度   | 平成18年度   |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一時利用台数 | 217, 017 | 170, 860 | 162, 007 | 157, 784 | 146, 574 |
| 定期契約台数 | 13, 053  | 12, 869  | 13, 160  | 13, 097  | 12, 998  |

平成 18 年度の一時利用台数は、14 万 6, 574 台と前年度に比べ 7.1 パーセント減少しており、また、過去 5 年間で見ると、減少が続いている。

減少の要因としては、平成 15 年に阪急電鉄洛西口駅が開業したことな

どが挙げられている。

今後、利用者の声を聴いて利便性を向上させるなど、減少に歯止めをかけることが望まれる。

なお、定期契約台数については、ほぼ横ばいとなっている。

#### c 収支の状況

平成18年度の収支の状況は、次のとおりであり、3,840万円の黒字となっている。

(単位:千円)

| 収      | 入       | 支   | 出       |
|--------|---------|-----|---------|
| 利用料金収入 | 55, 341 | 委託料 | 12, 165 |
| 雑収入    | 480     | 光熱費 | 1, 659  |
|        |         | その他 | 3, 588  |
| 合 計    | 55, 821 | 合 計 | 17, 412 |

収支差額 38,409千円

使用料収入又は利用料金収入を過去5年間で見ると、次の表のとおり、 減少が続いている。

注 平成17年度までは使用料であり、平成18年度は利用料金である。

(単位:千円)

| 区分      | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 使用料収入又は | GE 42E  | EQ 240  | F7 026  | E7 140  | EE 241  |
| 利用料金収入  | 65, 435 | 58, 349 | 57, 926 | 57, 148 | 55, 341 |

### ウ 問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

#### 25 京都市上下水道局職員等厚生会

### (1) 団体の概要

| 代      | 表 | 者   | 会長             | 吉村憲次 | 設立年月日 | 昭和28年4月1日 |
|--------|---|-----|----------------|------|-------|-----------|
| 事務所所在地 |   | 京都市 | 市南区東九条東山王町 12番 | 地    |       |           |

| 目 的     | 京都市上下水道局職員等厚生会は、管理者及び上下水道局の職員の福 |
|---------|---------------------------------|
| (京都市上下水 | 利厚生を図ることを目的として、次の事業を行う。         |
| 道局職員等厚  | ア 給付事業                          |
| 生会条例及び  | イ 福祉事業                          |
| 京都市上下水  | ウ その他会の目的達成のため必要とする事業           |
| 道局職員等厚  |                                 |
| 生会規程に基  |                                 |
| づく。)    |                                 |

#### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

| 名    | 称  | 総事業費     | 補助金額    | 交付理由        | 所管課   |
|------|----|----------|---------|-------------|-------|
| 厚生会補 | 給金 | 126, 764 | 47, 031 | 京都市上下水道局職員等 | 上下水道局 |
|      |    | (注)      |         | 厚生会条例,京都市上下 | 総務部   |
|      |    |          |         | 水道局職員等厚生会規程 | 職員課   |
|      |    |          |         | に基づき交付する必要が |       |
|      |    |          |         | あると認められるため  |       |

注 総事業費については、交付決定において示されていないため、京都市上下水道局職員 等厚生会一般会計に係る歳出合計額を掲げている。

京都市上下水道局職員等厚生会(以下「水道局職員厚生会」という。)の平成 18 年4月1日現在の会員数は、1,649 人であり、監査の対象とした厚生会補給金は、会費相当額と同額であり、会員の給料月額の1,000 分の10 (ただし、上限額は2,500円) に相当する額により算定されていた。

なお、平成 19 年度からは、会費、厚生会補給金ともに、給料月額の 1,000 分の 5 に相当する額となっている。

#### イ 厚生会補給金に係る事業及び収支の状況

平成 18 年度の水道局職員厚生会の会計は、一般会計、福利事業特別会計、 金融事業特別会計、寮運営事業特別会計及び退会時慰楽支援事業特別会計から なっている。交付された厚生会補給金は、すべて一般会計で収入して事業を実 施しており、他会計への繰出金は支出されていなかった。

## (ア) 事業の状況

a 給付事業として次の事業を実施した。

## (a) 特別給付

(単位:件,千円)

| 給付名    | 件数  | 給付額    | 概要                      |  |
|--------|-----|--------|-------------------------|--|
| 結婚祝金   | 26  | 2, 080 | 結婚したとき(既に支給した者は除く。)     |  |
|        |     |        | 8万円                     |  |
| 出産見舞金  | 41  | 1, 230 | 会員又はその配偶者が分べんしたとき 3     |  |
|        |     |        | 万円                      |  |
| 入学祝金   | 106 | 3, 180 | 子等が小、中学校に入学したとき 3万円     |  |
| 卒業祝金   | 74  | 2, 220 | 子等が中学校を卒業したとき 3万円       |  |
| 葬慰金    | 98  | 6, 990 | 会員の死亡 50 万円             |  |
|        |     |        | 配偶者,子の死亡 7万円            |  |
|        |     |        | 父母の死亡 5万円               |  |
|        |     |        | 配偶者の父母の死亡 1万5千円         |  |
|        |     |        | 特別会員(定年退職者等で65歳未満の者)    |  |
|        |     |        | 30 万円                   |  |
| 脱退記念品料 | 67  | 6, 620 | 会員資格を喪失したとき,            |  |
|        |     |        | 会員期間 10 年以上 20 年未満 8 万円 |  |
|        |     |        | 会員期間 20 年以上 10 万円       |  |
|        |     |        | 会員期間 20 年以上で、かつ、結婚、出産、  |  |
|        |     |        | 入学及び卒業祝金のいずれも受けなかった     |  |
|        |     |        | とき 8万円                  |  |
| 療養見舞金  | 1   | 85     | 結核等による休職で休職給の支給がなくな     |  |
|        |     |        | ったとき 1日700円             |  |
| 育児休業見舞 | 2   | 160    | 育児休業の承認を受け、期末手当の支給を     |  |
| 金      |     |        | 受けない時 8万円               |  |

b 厚生事業として主に次の事業を実施した。

# (a) 慰楽事業

| 区分          | 内 容                        |
|-------------|----------------------------|
| 厚生会ジョイフルプラン | 観劇,遊園地等の共通利用券を配付           |
|             | 支払金額 15,366 千円             |
| 勤続慰安会       | 勤続 10 年,20 年,30 年に旅行引換券を配付 |
|             | 支払実績 6,348 千円              |
| えらべる倶楽部     | 福利厚生代行会社がレジャー、スポーツ等に関する福   |
|             | 利厚生サービスを提供                 |
|             | 支払金額 11,638 千円             |

# (b) 施設

| 区分        | 内 容                             |
|-----------|---------------------------------|
| 契約保養所リゾート | エクシブ 12 施設, サンメンバーズ 6 施設, リゾーピア |
|           | 4施設等                            |
|           | 支払金額 768 千円                     |

# (c) 文化体育事業

| 区分      | 内 容                   |
|---------|-----------------------|
| 局内大会    | 卓球大会、ソフトボール大会、ボウリング大会 |
|         | 支払金額 600 千円           |
| 教室・講習会等 | スキー講習会、歩こう会、魚釣り、陶芸教室  |
|         | 支払金額 789 千円           |

# (d) 補助等

| 区分          | 内 容                      |
|-------------|--------------------------|
| 文化体育サークル助成金 | 厚生会認定文化・体育サークルに対して会場使用料、 |
|             | 各種大会参加料の40パーセント等を助成      |
|             | 支払金額 1,209 千円            |

# (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収       | 入        | 支      | 出        |
|---------|----------|--------|----------|
| 会費      | 48, 013  | 事業費    | 22, 565  |
| 局交付金    | 47, 031  | 福利厚生費  | 39, 801  |
| 負担金 (注) | 822      | 事務費    | 8, 265   |
| 雑入      | 4, 501   | 小計     | 70, 632  |
|         |          | 翌年度繰越金 | 29, 737  |
| 合 計     | 100, 369 | 合 計    | 100, 369 |

注 負担金は、職員派遣団体等からの交付金相当額の負担である。

#### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長に措置を求めるべき問題点及び意見として付すべき問題点があった。

### (ア) 監査の結果

#### a 団体関係

(a) 物品等の調達について、随意契約の理由及び見積合わせをしない特別 な事情を明らかにすることなく、1者からの見積書に基づき、随意契 約をしていたものがあった。

水道局職員厚生会は、本市所管課に事務局を置き、上下水道局職員が 職務として計理事務を行っていることから、契約事務等についても上 下水道局の取扱いに準じて厳格に取り扱うべきである。

ついては、随意契約の理由を明記し、見積合わせを行い、又は、より 競争性のある契約を行うなど、適切な契約事務を行うよう、改められたい。

(b) 物品等の調達に係る履行確認について、納品書がないもの及び納品書に納品日の記入のないものがあり、すべての納品書に職員による履行確認を示す押印がされていなかった。

水道局職員厚生会は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務と して計理事務を行っていることから、履行確認についても本市の取扱 いに準じて厳格に取り扱うべきである。

ついては、納品書を受領し、履行確認を行った複数の職員が確認印を

押印したうえ,確実に整理保管するなど,適切な履行確認を行うよう, 改められたい。

(c) 水道局職員厚生会の認定した会員サークルに対する補助金については、サークル補助金交付基準(以下「交付基準」という。)によると、京都市又は京都府を代表して全国規模の大会等に参加する場合、申請書を提出のうえ、総所要経費に一定の補助率を乗じた額を特別補助金として交付するとされているだけで、実績報告に関する規定を設けていなかった。

大会参加に伴う特別補助金を事前に申請したものを見ると,実施後に 実績報告をさせておらず,補助金額が適正であったことを確認してい なかった。

会員サークルに対する補助金の交付について、必要に応じて交付基準を見直し、大会参加後に証拠となる書類を添付して実績報告をさせたうえ、補助金額を精査するなど、適正な交付手続きとなるよう、改められたい。

(d) 職員に現金支払いをさせる必要がある特別な支出については、京都市上下水道局職員等厚生会会計要綱(以下「厚生会会計要綱」という。)によると、資金前渡をすることができ、当該資金前渡をしたときは、現金の出納保管を行う会計幹事が資金前渡整理簿に記帳することとされているが、当該帳簿を作成していなかった。また、資金前渡職員が出納の状況を明らかにする資金前渡出納簿を備えていなかった。資金前渡については、債権者以外に支出する特例的な支出であることを踏まえ、資金前渡整理簿を作成するとともに、厚生会会計要綱を見直し、資金前渡職員に資金前渡出納簿を作成させるなど、適正な管理

#### b 所管課関係

となるよう, 改められたい。

(a) 厚生会補給金の交付については、地方公務員法に地方公共団体が職員 の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、そ れを実施することが定められており、京都市上下水道局職員等厚生会 条例、京都市上下水道局職員等厚生会規程に基づき、会費総額に相当 する額を負担している。 その交付手続きを見ると、水道局職員厚生会から提出された補給金額の交付申請のみをもって決定しており、事業内容等を示すものの提出を求めていなかった。

厚生会補給金が交付目的に適合するかを審査する観点から,事業計画, 収支計画等の提出を求め,職員の保健,元気回復その他厚生に関する 計画として妥当であるかを審査したうえ,交付決定するなど,適切な 事務処理を行われたい。

(b) 厚生会補給金に係る履行状況の確認については、決算終了後速やかに 決算書を提出することを交付条件としていたが、提出させていなかっ た。

厚生会補給金に係る履行確認について,交付目的に適した事業が実施 され,補助の効果が挙がっているかを検証する観点から,決算書に加 え,事業実績報告書等を確実に提出させ,それらを精査することなど により,履行確認を確実に行われたい。

#### (イ) 意見

#### a 団体関係

会計事務に関する事項は会長が別に定めるとされ、厚生会会計要綱が定められているが、契約事務に関する規定が設けられていなかった。

契約事務について、物品の調達等において競争性のある契約が行われるよう、本市の取扱いに準じて契約手続きを整理のうえ、会計要綱を見直し、規定を整備するなど、改善されたい。

#### b 所管課関係

寮研修施設運営負担金については、上下水道局の普通財産である施設を 水道局職員厚生会に無償で貸し付けたうえ、上下水道局が同施設の一部 を研修施設として使用していることに対して、維持管理費の一部を負担 するものとされ、平成7年の管理者決定で専有面積に応じて 38.1 パーセ ントを負担するとされている。

平成 18 年度の負担金 1,024 万円における負担比率は、寮運営会計の総事業費の約 58 パーセントとなっており、特に算定根拠が示されていなかったが、所管課の説明によると、施設の開所時間のうち研修としての利用が予定される事務職員の通常勤務時間の占める比率に相当するとのこ

とであった。一方、寮の月別利用状況を見ると、年間 370 件の利用のうち、会議は74 件、20 パーセントの構成比にとどまっており、研修施設としての利用実態はいずれの比率よりも低いものとなっていた。

寮研修施設運営負担金について,使用形態,使用実績等を踏まえ,適 正な負担となるよう,契約及び局負担の在り方を見直されたい。

#### 26 財団法人京都府私学退職金財団

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 成房智治                         | 設立年月日     | 昭和42年4月27日  |  |  |
|---------|----------------------------------|-----------|-------------|--|--|
| 事務所所在地  | 京都市下京区室町通高辻上る山王町 561 番地          |           |             |  |  |
| 目 的     | 財団法人京都府私学退職金財                    | 団は、私立学校法  | 第3条に定める学校法  |  |  |
| (団体の寄付行 | 人その他学校を設置するもの又は                  | は私学振興団体   | (以下「学校法人等」と |  |  |
| 為に基づく。) | いう。)に対し、これらが設置                   | する高等学校,中  | 学校,小学校,養護学  |  |  |
|         | 校、幼稚園、又は私学振興団体に勤務する教職員で常勤の者に支給する |           |             |  |  |
|         | 退職金に必要な資金の交付等を行                  | 行い, もって教職 | 銭員等の福祉の増進及び |  |  |
|         | 私学教育の振興に寄与することを                  | を目的として、次  | の事業を行う。     |  |  |
|         | ア 学校法人等が教職員等に                    | 給付する退職金の  | 資金の交付に関する事  |  |  |
|         | 業                                |           |             |  |  |
|         | イ 学校法人等が行う私学教                    | 育の振興上必要と  | 記められる事業の資金  |  |  |
|         | の貸付に関する事業                        |           |             |  |  |
|         | ウ その他,前条の目的を達成                   | するために必要が  | <b>注事業</b>  |  |  |

### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

| 名 称     | 総事業費        | 補助金額     | 交付理由        | 所管課   |
|---------|-------------|----------|-------------|-------|
| 財団法人京都府 | 3, 210, 621 | 126, 000 | 京都府内の私立学校等に | 教育委員会 |
| 私学退職金財団 |             |          | 勤務する教職員の人材確 | 事務局   |
| 事業補助金   |             |          | 保と福利厚生の増進を図 | 総務部   |
|         |             |          | り、京都の私学教育に寄 | 総務課   |
|         |             |          | 与すると認められるため |       |

# イ 補助金に係る事業及び収支の状況

### (ア) 事業の状況

京都府内の学校法人等が教職員等に給付する退職金の資金の交付に関する事業を行った。

# (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収          | 入           | 支      | 出           |
|------------|-------------|--------|-------------|
| 京都市補助金     | 126, 000    | 事業費    | 3, 175, 598 |
| 京都府補助金     | 376, 362    | 人件費    | 26, 940     |
| 負担金収入      | 936, 860    | 管理諸費   | 6, 766      |
| 運用収益       | 341, 465    | その他    | 1, 315      |
| 積立預金債権元本収入 | 1, 430, 000 | 小計     | 3, 210, 621 |
| その他の収入     | 173         | 翌年度繰越金 | 465, 839    |
| 前期繰越金      | 465, 600    |        |             |
| 合 計        | 3, 676, 461 | 合 計    | 3, 676, 461 |

## ウ問題点

問題点はなく, 適正に執行されていた。

## 27 財団法人京都市学校給食協会

# (1) 団体の概要

| 代 表 者   | 理事長 木ノ山 璋                       | 設立年月日   | 昭和38年11月20日 |  |
|---------|---------------------------------|---------|-------------|--|
| 事務所所在地  | 京都市右京区西京極宮ノ東町7の2                |         |             |  |
| 目 的     | 財団法人京都市学校給食協会は、京都市学校給食事業の運営の円滑を |         |             |  |
| (団体の寄付行 | はかり、その発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。  |         |             |  |
| 為に基づく。) | 基づく。) ア 学校給食用物資の調達,あっせん         |         |             |  |
|         | イ 学校給食実施上必要な研究、調査及び講習会の開催       |         |             |  |
|         | ウ 学校給食の奨励に必要な事                  | 業       |             |  |
|         | エ その他この法人の目的達成                  | えに必要な事業 |             |  |

#### (2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位:千円)

|   | 名    | 称     | 総事業費        | 補助金額    | 交付理由       | 所管課等  |
|---|------|-------|-------------|---------|------------|-------|
| 貝 | 付団法人 | 京都市学  | 2, 477, 084 | 26, 790 | 本市における小学校の | 教育委員会 |
| t | 交給食協 | 3会運営補 |             |         | 給食の安全・円滑な運 | 事務局   |
| 耳 | 助金   |       |             |         | 営と,保護者負担の軽 | 体育健康教 |
|   |      |       |             |         | 減を図るため     | 育室    |

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

- (ア) 事業の状況
  - a 学校給食用物資の調達,あっせん(米,麦及びパンは財団法人京都府学 校給食会が調達し,あっせんしている。)
  - (a) 給食回数 197日 (米・麦飯 114日, パン 83日)
  - (b) 対象人員 74,316 人(教職員含む)
  - (c) 取扱物資
    - 当日配送 157品目(野菜,果物,肉類,練製品,冷凍食品)
    - ・ 一括配送 125 品目(雑穀, 乾物, 調味料, パン添加物, 缶詰類)
    - ・ 前日配送(京北地域は当日配送) 1品目(牛乳)
  - b 研究・調査及び講習会
  - (a) 物資材料研究
  - (b) 大都市学校給食連絡協議会
  - (c) 四都市学校給食連絡協議会
  - (d) 全国学校給食研究協議大会
  - c 食品衛生管理
  - (a) 工場監視 4件
  - (b) 食品検査
    - 理化学検査(保存料・着色料・酸化防止剤等)
    - 細菌検査(0-157・一般細菌・大腸菌群)
  - (c) 物資管理
    - ・ 登録物資の仕様書(栄養成分・原料配合・アレルゲンと遺伝子組

換え物質の有無等)を入手し、各学校に情報提供を行った。

#### (d) 納入業者指導

- ・ 精肉,練製品,豆腐類を納入する業者に毎月検便検査結果を提出させた。
- ・ 学校への物資納入に際しては、保冷車で配送するとともに学校の冷 凍・冷蔵庫の温度を確認のうえ納入させた。

### (イ) 収支の状況

(単位:千円)

| 収      | 入           | 支    | 出           |
|--------|-------------|------|-------------|
| 京都市補助金 | 26, 790     | 事業費  | 2, 282, 493 |
| 京都市委託料 | 25, 724     | 人件費  | 80, 305     |
| 事業収入   | 2, 327, 425 | 管理諸費 | 19, 285     |
| 借入金収入  | 95, 000     | 返済金  | 95, 000     |
| 事業外収入  | 2, 144      |      |             |
| 合 計    | 2, 477, 084 | 合 計  | 2, 477, 084 |

#### ウ問題点

おおむね適正に執行されていたが、以下の事項について、監査の結果として 市長及び教育委員会に措置を求めるべき問題点があった。

#### (ア) 監査の結果

#### a 団体関係

財団法人京都市学校給食協会(以下「給食協会」という。)の運営に対しては、本市から補助金を交付していることから、出納その他の事務の執行は経済的・効率的に行われるべきであるが、次のような事例があった。

- (a) 物資配送委託,物資一時保管委託等について,特定の業者との随意契約について業者選定理由を示していなかった。
- (b) 給食協会への運営補助金の交付条件として、職員の服務・給与関係・ 旅費等については、京都市の規程に準じるものとされているが、旅費に ついては、日当、宿泊料が正しく支出されていなかった。

給食協会に対し適切に指導し、改められたい。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)